

ISSN 2433-9229

Therapeutic Jurisprudence Journal

治療的司法ジャーナル

第 8 号



SEIJO UNIVERSITY
Research Center
for Therapeutic Jurisprudence

成城大学治療的司法研究センター

2025 年 3 月

《巻頭言》	
第8号刊行に寄せて	指宿 信 1
《論説》	
共同親権時代における「インティメート・テロリズム」としてのDVへの対応—オーストラリアにおける被害者を保護する施策の考察を踏まえて：「反撃」の弁護、保護技術、有給休暇及び特別法廷	ローソン・キャロル 3 長谷川堅司 菅原直美 (翻訳) 大谷朗子
《外国文献紹介》	
治療法学的な被疑者取調べ：経験的手法による治療的効果の研究	指宿 信 25
《研究会記録》	
米国ドラッグコート関係者が語る問題解決型裁判所（トリートメント・コート）—第45回 治療的司法研究会 2024年10月14日・立正大学—	丸山泰弘 30 デイビッド・ウォレス ブライアン・マッケンジー
《研究ノート》	
『プリズン・サークル』上映会 開催報告—社会正義を志向するライフ・キャリア教育の研究から—（2025年1月11日）	勝又あずさ 41
治療的司法研究センター 2024年活動記録	 i
治療的司法ジャーナル論文執筆要綱	 iv
執筆者一覧 編集後記	 vi

《巻頭言》

第8号刊行に寄せて

センター長・法学部教授 指宿 信

2024年、成城大学治療的司法研究センターは創設7周年を迎えた。

これまでの活動を総括すると共に、センターの今後も見据えて外部評価を実施することにして2月から3月にかけて外部評価委員の先生に活動報告書を提出すると共に面談を受け、多くの質問を頂いた。この報告書と最終的な評価については公開しており、以下からどなたでもご覧いただけるようになっている。

<https://www.seijo.ac.jp/research/rctj/publications/jtmo42000000kt2z-att/cvt4qu00000025ue.pdf>

外部評価委員としては、理化学研究所理事の仲真紀子氏と立命館大学産業社会学部教授の中村正氏にお引き受けいただいた。両氏ともたいへん多忙のところをセンターの活動の意義をご理解いただき、書面審査、サイトビジット、面接、審査票の作成に多大なご尽力をいただいた。ここに記して感謝申し上げたい。

七年間を振り返るとやはりパンデミック時期が大変であった。オンラインを中心に活動を余儀なくされた。治療的司法研究会（有職者）やTJカンファレンス（センタースタッフ及び全国のTJに関心をもつ院生中心）には全国からメンバーが集うことができて便利であった反面、せっかく作られた学生によるセンターサポーターの活動が中断してしまうことになった。今後は本学のみならずいろいろな大学の学生でTJに興味関心をもつ人たちに訴求力ある制度を再構築する必要があると感じている。

今回の外部評価では、センターの長所や特徴として、所属研究員によるメディアでの発信、研究活動（学会報告や論文、著書等）、YouTube等での社会還元、センター刊行の当ジャーナルによる学術出版といった活動について高い評価を頂いた。他方で、それらの活動の目標や目的が必ずしも具体的ではないことや、またアウトリーチの達成度合いを示すような数値が用意されておらず効果検証ができていないことなど、主にマネジメントについて改善点として指摘を受けた。

センターの活動として高い評価を受けているのは、センター独自の活動のみならず所属する研究員、客員研究員、PD研究員等の学術的パフォーマンスや発信力に負うところが大きい。常勤職員1名の小世帯でありセンター独自の活動には人的物理的に制約があることは否めない。マネジメント面でもセンター長自身が教員兼任であり教育や学



内行政等の職務を相応に負っており、自身の研究活動や他の研究プロジェクト（科研費等）の責任を有しているという限界もある。そんな中でも、ご指摘に応えられるよう、新しい年はできるところから改善を進めていきたいと思う。

さて、治療的司法ジャーナルの第8号では、2024年10月に立正大学で開催された治療的司法研究会の様子をお伝えすることができた（写真）。アメリカのドラッグコート関係者の講演である（本号30頁）。日本語でこうした情報はなかなか接することができないので貴重

な機会となった。企画された丸山泰弘客員研究員（立正大学教授）ならびに通訳を担当された水藤昌彦教授（山口県立大学）に心から御礼申し上げる。

また、本号ではDVにおける正当防衛要件の見直しを提案する意欲的な論稿を投稿いただくことができた（本号3頁）。DVについては、豪州ではTJの観点からDVコートが設立されているが、その取り組みとはまた違った視点でDVの抑止に繋がるのか論議を呼ぶだろう。これまで日本の法学論文では提唱されることがなかった視点であり、ご一読のうえご批判いただきたい。

そして、2025年1月11日に成城大学構内でおこなわれた映画『プリズン・サークル』の上映会が催された。TJセンターではない他部局による主催である。責任者を務められた本学キャリアセンター教授の勝又氏にその日の様子をお伝えいただいている（本号41頁）。受刑者や回復プログラムについて、当センターとはまた異なる角度から得られた学びについてご寄稿頂くことができた。嬉しく思う。

2025年は拘禁刑制度の始まる、この国の刑罰制度の歴史的な転換点でもあり、治療的司法の思想をさらに社会のなかに届けていきたいと願っている。

《論説》

共同親権時代における「インティメート・テロリズム」としてのDVへの対応—
オーストラリアにおける被害者を保護する施策の考察を踏まえて：
「反撃」の弁護、保護技術、有給休暇及び特別法廷

ローソン・キャロル (東京大学法学部政治学研究科教授)

長谷川堅司 (弁護士・法テラス多摩法律事務所)

菅原直美 (弁護士・吉祥寺リネン法律事務所)

訳：大谷朗子 (東京大学法学部学生)

監訳：ローソン・キャロル

アブストラクト

本稿では、2024年5月17日に成立した民法等の一部を改正する法律により2026年から導入される、過去に離婚が成立した親にも親権を再検討する権利を与える共同親権制度を踏まえ、ドメスティック・バイオレンス(DV)¹被害者保護のための日本の取り組みの妥当性について考察する。現在の単独親権制度は、特に日本が2014年にハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)を批准して以来、世界的に激しい批判を集めてきた。これらの批判は、日本の子どもとの接触を失った欧米の父親たちによるメディアへの情報提供もあって形成されてきた。しかし、虐待を行う配偶者から逃れてきた日本の女性DV被害者の立場については、あまり注目されてこなかった。シングルマザーであることは貧困やスティグマが伴う(厚生労働省、2022年)。それにも関わらず、彼女たちにとって、配偶者との接触を断ち切ることができることは、単独親権制度がもたらす恩恵として捉えられてきたのだ。

「単独親権制度」の実質的な保護を失う可能性に直面している女性DV被害者や子どもたちを保護するために、日本の刑事司法と家族法制度はどのように対応すればよいのだろうか。日本では限定的とはいえ、2001年以来、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「保護命令」が実施されており、改正民法の規定ではDVの可能性がある場合には共同親権が認められないきっかけとなりうる。しかし、これで十分なのだろうか。

オーストラリアでは、1995年の連邦政府の家族法改正法(Family Law Reform Act)により、離婚後の親権は平等に分担されるという推定が確立されてから30年が経過した。DVの証拠によって親権の分有を支持する推定は否定され、保護命令の一種である「Apprehended Domestic Violence Order」(ADVO)も比較的安易に発行される。しかし、この30年にわたり、

オーストラリアのDV被害者を保護するための法的手段は拡大および多様化を見せた。この背景には、DVの本質に対する社会の理解が大きく進展したことがある。

本稿は、配偶者からの虐待を「強制的支配」(coercive control)(1980年代初頭にミネソタ州ダールズで「権力と支配の車輪」モデルを通して定義された用語)²あるいは「インティメート・テロリズム」として捉え直す現代の言説を反映している。それらの虐待には、身体的な暴力行為だけでなく、経済的、心理的および性的虐待を含む複数の手段が一般に含まれる。本稿では、日本の刑事司法における「反撃」するDV被害者のための限定された抗弁の施策を描いてから、オーストラリア法における当被害者のための各種の部分的抗弁および完全抗弁である正当防衛の原則を調整したり拡大したりする試みを紹介する。最も注目すべきは、DV被害者が、常に存在する予測不可能な脅威をもたらす虐待配偶者の強制的支配下にあり、そのため、配偶者から離れることができない場合、正当防衛に関するこれらの改革は「緊迫性」のある脅威の要件を緩和したことである。また、GPSによる電子監視、DV被害者への有給休暇付与およびDV専門裁判所の設置についても簡単に紹介する。これらの取り組みは、DV被害者保護に有効であると考えられている。

コロナ禍において、DVの災禍は「沈黙の」あるいは「影の」パンデミックとして広く認識されていた(UN Women、2021年)。これに対して、適切な法的対応を行うために、日本は独自の道を切り開かなければならない。これまでに実施された保護措置が暫定的で控えめなものであったことを考えれば、2026年に施行される親権制度の劇的な変更を前に、新たな取り組みが必要ないと主張するのは難しいだろう。

1 初めに

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、新たな問

題でもなければ、特定の地域特有の問題でもない。紀元前550年頃に書かれた旧約聖書の『サムエル記』でさえ、類似の事例を記録している(サムエル記下13章)。しかし多くの地域において、政府がDVの規制および撲滅に取り組み始めたのは比較的最近のことである。過去何世紀もの間、英国および日本における被害者は、主として家族のもとに避難したり宗教施設に聖域を求めたりして、生命や身体への危険から逃れてきた(Berry, 2022年; 佐藤, 2020年)。草の根の社会運動が女性の市民的小および政治的権利を推進して法改正へとつながったのは、欧米では1970年代初頭、日本では1980年代後半になってからである。1979年に女性差別撤廃条約(CEDAW)が採択され、その定めるところの実現に両国政府が迅速に取り組んだことも、これら社会運動の活性化を促した(Tsunoda, 1995年; Department of Prime Minister and Cabinet Office for Women, 2024年)。

オーストラリアにおいては、まず被害者への物理的な避難場所提供が進められた。1974年に最初のシェルターがシドニー市内に設立され、今ではオーストラリア全土800か所に広がっている³。日本においては、1980年代後半のセクシュアルハラスメント問題に対する市民運動が、DV問題への取り組みの始まりであったと考えられている(Tsunoda, 1995年; Kamata, 2018年)。そのわずか数年後、ある女性弁護士は「日本では家庭内暴力に対する社会的、法的理解の両面で大きな変化が起きていると感じる」と記した(Tsunoda, 1995年)⁴。

日本では、2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立し、加害者は被害者に接近しないように保護命令が制定された⁵。しかし、約2,500件の発令をピークにその利用は2014年以降、減少する一方である。日本の人口が約1億2,500万人となった2022年には、配偶者からの暴力に関する相談が12万2,000件以上あったにも関わらず(内閣府男女共同参画局, 2023年)、差止命令はわずか1,165件しか発令されなかった(男女共同参画局, 2024年6月、1-II 第5分野第6図)。一方、ニューサウスウェールズ州では、1983年からDV事案に対して保護命令が発令されていたが、2007年に犯罪(家庭内暴力および個人的暴力)法により、これらの命令は「Apprehended Domestic Violence Order」(ADVO)として特別に制定された。DV被害者にとって、実際にADVOを取得することは特に難しいとは言えない。同州の人口はわずか800万人であるが、2024年後半には10万人以上のADVOが発令されていた(NSW Bureau of Crime

and Statistics Research, 2024年)。

2024年現在では、DVは欧米および日本の両地域で多面的に理解が進み、身体的暴力は多くの場合に強制的支配というより大きな現象の一端に過ぎないのだと認識されている(Macdonald et al., 2024年; 全国女性シェルターネット、発行年不明)。啓発活動、被害者保護やシェルター、医療、雇用、法律、育児および金融サービスへのアクセスを支援するための実践的小および法的措置も、両地域で拡大された。これらの措置の中には、教育キャンペーンの開催や相談センター、公的小および民間シェルターの設置、データ収集および統計分析、学術研究、政策報告の急増のほか、被害者から加害者を引き離すことを目的とした様々な接近禁止命令が含まれる(Cabinet Office Gender Equality Bureau, 2016年; Department of Prime Minister and Cabinet Office for Women, 2024年)。

ニューサウスウェールズ州では、連邦政府の試みに倣って、家庭内小および家族内暴力に関する5年間の公式計画があり、予防と回復のための様々な施策が盛り込まれている(NSW Department of Communities and Justice, 2022年; National Plan to End Violence Against Women and Children 2022-2032, 2022年)。その一環として、DV被害者には様々な経済的支援を受ける資格が付与されている(NSW Department of Communities and Justice Victims Services, 発行年不明)。

日本では、第5次男女共同参画基本計画に「女性に対するあらゆる暴力の根絶」(内閣府男女共同参画局, 2020年)という項目がある。コロナ禍でDV被害が急増したため、欧米での事例も参考に被害者のための相談窓口が強化された。新たに実施された「DV相談プラス」サービスは、24時間対応のDVホットラインである。電話だけでなく、メールやSNSを通じて10言語で対応しており、対面小およびオンラインでの面談も可能で、被害者のシェルターへの紹介も行っている(内閣府男女共同参画局, 2021年4月13日)。

とはいえ、日本におけるDV被害者保護は比較的限られた範囲で保守的に実施されるに留まっている。その理由は日本においてDVは以下の3点で「見えない」状態にあると言われる。第一に女性被害者が声をあげたり、話を聞いてもらったりすることが難しいこと、第二に日本の深刻な男女不平等が被害者の相対的無力感を強めていること、第三に日本の公的福祉制度が形骸化し、DV被害者に対応する専門家が少ないために、被害者がDV被害から立ち直ることが難しいことである

(Honda & Ogawa, 2021年)。

しかし現在、オーストラリアおよび日本の両国においてDVの報告件数は増加している。被害実態調査や殺人事件統計が比較対象として最も有用なデータと広く見なされているところ、2024年3月に内閣府男女共同参画局は、2022年後半に実施された男女間における暴力に関する調査(被害実態調査)の回答者1,838人のうち、既婚者の25.1%が配偶者からの暴力を経験していたと報告した。これには、身体的、心理的、経済的および性的暴力が含まれる(内閣府男女共同参画局、2024年)。なお、2021年に同様の調査が行われた際には22.5%が配偶者からの暴力を経験したと回答している(内閣府男女共同参画局、2021年3月)。一方、オーストラリアでは「Counting Dead Women」イニシアティブを含むいくつかの市民団体が、現在または以前のパートナーによるDVが原因で死亡したとされる女性の非公式統計調査を10年以上にわたって行ってきたが、被害者の死亡率急増を受け、連邦政府は独自のパートナー殺人ダッシュボードも設置した(Roberts, 2024年)⁶。

離婚後の共同親権容認との関連性

このようなDV事案の報告数増加を背景に、日本では2026年から離婚後の共同親権が導入されることとなった⁷。その背景に1980年児童の権利に関するハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)がある。その9条3項には次のように規定されている:締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。特に日本が2014年に同条約を署および批准して以来、今までの単独親権制度は、時代遅れかつ非人道的で、子どもの利益に悖るとして、長い間国際的な厳しい批判された。国外では、最善を尽くしても日本にいる子どもとの接触を絶たれるに至った欧米の親(特に父親)の苦境が、「Left Behind Parents Japan」等のアドボカシー団体の活動を通じてメディアに注目されるようになり、同情を集めた(Buerk, 2011年; Sturmer & Asada, 2020年; Katanuma, 2023年; Oaten & Asada, 2023年)。

2024年5月、参議院で民法819条の改正が可決された。この規定は現在、離婚する両親のどちらが今後「親権者」になるかを定めるよう定めている。離婚が合意に達しないという比較的稀な事案では、家庭裁判所が介入する。第二次世界大戦後、裁判所は通常、母親が主たる養育者であることを根拠に、子供の最善の利益は「通常の居住地」に留まることであると解釈し、母親に

親権を与えてきた(Broinowski, 2024年)。

日本では年間20万人以上の子どもが離婚の影響を受けている(内閣府男女共同参画局、2021年12月14日)。ひとり親家庭に関する政府の統計によれば、離婚した母親と生活する子どもの70%および離婚した父親と生活する子どもの50%近くが、親権を持たない親との接触を失っている(厚生労働省、2022年、5項)。親権を獲得できなかった親の立場を支持する人々は、単独親権制度は子どもの成長と発達に悪影響を及ぼし、片親疎外による心理的悪影響(「片親疎外症」)や貧困を助長すると主張してきた(NHK, 2024年; Oaten & Asada, 2024年; Katanuma, 2023年; Kizuna Child-Parent Reunion, 2022年)。

しかし、離婚する女性や子どもを代表する団体は、このような問題があるにも関わらず、単独親権制度は日本の女性DV被害者にとって非常に効果的な避難の仕組みとして機能してきたと指摘している。なぜなら、虐待を行う配偶者との接触を永久に断つことができるため、女性や子どもたちは安心して生活を再建することができるという否定できない利点があるからだ。しばしば見落とされがちであるが、これが日本において単独親権が望ましいとされる内的論理である。共同親権の門戸を開くことで、虐待配偶者との継続的な関係を余儀なくされ、女性被害者は肉体的、心理的、経済的に消耗していくおそれがある。

改正民法第819条は、その施行前に離婚が成立した親にも親権の問題を再検討する権利を与えるため、広範な影響が予想される。そこで、共同親権がもたらす女性DV被害者や子どもへの継続的なリスクに対処するための立法努力がなされている。具体的には、家庭裁判所が「親権」紛争を判断する際に、心理的・経済的暴力を含む児童虐待やDVの可能性を考慮するよう定める規定が第7項に新設された(高見、2024年)。

しかし、DV問題に取り組む人々はこれらの改正について不十分であるとの認識を示している。彼らは、日本の既存のDV保護は範囲が限られているだけでなく、実際には有効性が低いことも多いと指摘する。2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立して以来、このような批判は常に寄せられてきた(Yoshihama, 2002年a; 全国女性シェルターネットワーク、2020年)。NPO法人全国女性シェルターネットワークの北仲千里代表は、2024年にオーテンと浅田によるインタビューにおいて、この状況を次のように語っている:「被害者は逃げるしかありません。...裁判所が接近禁止命令を出すのは、よほどひどい場合だけです。

加害者を罰することは基本的にありません。DV裁判所は機能していません。」

この冷厳たる現実、いかなる法域においても法規範は真空状態で機能しているのではないという事実を浮き彫りにしている。むしろ、それぞれがより大きな全体の一部であり、その内部論理に従って機能しているのである。したがって、どれほど熱心であっても外国の法体系の一要素だけを相手国の司法に移植しようとすることはリスクを伴う（Aronson、2021年）。それは共同親権についても例外ではない。日本の共同親権制度より選択肢の少ない平等分担親権（equal shared parental responsibility）原則が1995年に連邦政府の家族法（1975年）の改定によって確立しているオーストラリアでさえ、DVが疑われる事例において、子どもの最善の利益にかなう判断がなされていないとの批判がしばしば起こる（Davoren、2024年）⁸。

圧力団体や外部のコメンテーターは、日本が1989年に採択された子どもの権利条約に基づいて共同親権を導入する義務を負っていることや、G7の中で日本だけがいまだに共同親権を除外していることをしばしば指摘する。しかし、日本が女性の社会的地位についてはG7加盟国の中で異常値であり続けているという事実には、ほとんど注意が払われていない。この女性の社会的地位の低さが、女性DV被害者の生存と生活再建をいまだに危うくしている3つの「不可視性」を導いている（Honda & Ogawa、2021年）。実際、ほとんどのG7諸国は男女平等の点で非常に高いランクにあるが、日本は146カ国中118位と最下位層に甘んじている（Kyodo News、2024年）。高いレベルの男女平等を享受している他のG7諸国にとっては、単独親権から共同親権への移行は、女性DV被害者や子どもたちの従来の唯一の逃げ道を妨害するものではなかったであろう。

本稿では、共同親権命令施行の実績をもつオーストラリアをはじめとする欧米諸国で実施されている4つのDV規制の枠組みを紹介する。それらの枠組みは、日本ではまだほとんど議論されていない。その4つの枠組みとは、「反撃」によって加害者を負傷または殺害したDV被害者の刑法上の処遇に特化した法改正、DV加害者を監視し、被害者への接近を防止するためのGPS追跡による電子監視の導入、DV被害者が複雑な後遺症に対処するための年間最大10日間の有給休暇付与、「ワンストップショップ」としてすべての保護命令やその他の刑事訴訟、損害賠償を求める民事訴訟、関係破綻後の財産や監護権の命令を求める家族法の申請などを引き受けるDV専門裁判所の設置である。

まず、反撃に出たDV被害者の抗弁に関する日本の法理の狭さを検討する。その上でオーストラリアにおいて、DV被害者の反撃について従来の刑法上の抗弁では不十分であるとの認識が数十年前に生まれた歴史的経緯に目を向ける。なお、オーストラリアでは各州が異なる法改正を行っているところ、本稿ではいくつかの州における革新的な事例を紹介した上で、日本の刑法および刑事訴訟法への含意を考察する。

尚、オーストラリアはイギリス連邦の伝統を受け継ぐコモンローの法域であるのに対して、日本はシビルローおよびコモンローの両要素を併せ持つハイブリットな法域である。ゆえに、犯罪行為の訴追および処罰について両法域には多くの理論的および手続きの相違が存在する。本稿は両国の法制度の違いを軽視するものではなく、共通の課題に焦点を当てている。すなわち、DV被害者が「反撃」によって加害者を障害または殺害した場合に、従来の刑事法上の抗弁が目的に適うかどうかという課題である。DV被害者が直面する困難なジレンマをどのように法律に反映できるかということが、本稿での中心的な問題となる。著名なDV被害者であり、2015年の「オーストラリアン・オブ・ザ・イヤー」に輝いた人物で、同国におけるDV問題への取り組みを10年間リードしてきたロージー・パティ氏（詳細は後述を参照のこと）は、以下のように発言している。パティ氏はDVについて、その実情をよりよく反映した別の言葉で考える必要があると主張し、具体的には「テロリズム」と呼称することを勧めている：

「家庭内」や「家族」といった単語を用いると、無意識のうちに暴力が矮小化される。例えば、「テロリズム」という言葉を聞けば、私たちは瞬時により厳しい検討を加えるようになるだろう（Cantrell、2024年）。

この用語の転換は重要である。それは法学界において、DV被害者の置かれた状況についての分析的枠組みに欠かせない概念である「social entrapment（ソーシャルエントラップメント）」という用語とも一致している。「テロリスト」は恐怖を利用して他者を支配する。被害者は囚われの身であり、全体主義体制の下で生きる捕虜のような立場にある（Sheehy et al.、2014年、701項）。この点を踏まえると、DVに分類される様々な形態の「暴力」そのものは、被害者と加害者の関係の本質ではないことがわかる。それらは単に恐怖を生み出し、支配を達成するために使われる拷問の道具に過ぎない。当然ながら、このテロリズムの行為は私的空間で行われるため、外部からは認識不能場合も多い。そこで、このような暴力が対人関係の内部にあることを示すために、

「インティメート」という言葉が付け加えられるだろう。つまり、DV 加害者は「インティメート・テロリスト」なのである。

従来の刑法理論では、暴行の被害者が報復し加害者を障害または殺害した場合について、男性同士の暴力を念頭に理論が展開されてきた。つまり、怒りや嫉妬にかられた健常な男性同士の一次的に発生する暴力の応酬が想定されているのだ。従来の法理論を支えるこの暗黙の想定は、「酒場の喧嘩」シナリオと言われる（Easteal、2010年、1項）。このような想定下では、被害者の行為が緊迫性のある身体的脅威に対する合理的かつ適切な反応であり、被害者が物理的に他の人に助けを求めたり逃げたりすることができなかつたとの確信がない場合には、反撃した被害者を許すべきではないと考えられてきた。そこで、例えば殴打が何回、どのような強度および間隔で何分間行われたかといった暴力の定量化により、それぞれの身体的暴力の程度を測定することが、刑事責任を判断する正しい解法であると考えられている。

しかし、上記の刑法理論では、反撃に出たDV被害者の刑事責任を適切に評価することはできないだろう。なぜなら、強制的支配に置かれているDV被害者が反撃する状況というのは「酒場の喧嘩」シナリオとは異なるからである。通常は人質としてテロリストの拷問を受けているような状況に近いと考えられる（Barlow、2024年）。つまり、DV被害者および加害者は対等な関係にないのである。

反撃に出るDV被害者は一般に体が加害者より小さくて弱く、一方で加害者の強さをよく認識している。ゆえに、男性同士の争いのように力において対等であろうとすることは非合理的であり、むしろ生命の危険につながる可能性が高いと理解している。そのため、パートナーが眠っている、酔っぱらって気を失っている、または背中を向けているときなど、「酒場の喧嘩」という場面を前提にすれば、肉体的な脅威が差し迫っていない非対立的であると思われる状況で反撃に出る。または、加害者を確かに止めるために武器を使ったり、他人の助けを借りたりすることもあるだろう。さらに、加害者が被害者の反撃を誘発していたとしても、それは被害者個人に対する直接的な暴力ではなく、普段の暴力形態とは異なった不穏な変化やエスカレーションであることもある。例えば、ペットへの拷問や、被害者の子どもや友人、家族に性的暴行を加えるまたは殺すといった脅迫である。従来の刑法理論に基づけば、緊迫性のある脅威がないとして、このような反撃行為は不釣り合いで不合理だと認定されるかもしれない。しかし、DV被害者が直接的な

身体的攻撃がないにも関わらず反撃に出た場合に、一概に脅威がなかったということではできない。DV被害者は常に警戒し過敏な状態で生活しており、いつでも加害者から攻撃されるかもしれないという命にかかわる脅威に常に直面しているのだ（Easteal、2010年）。

さらにDV被害者は、身体的にはいつでも逃げることができるにも関わらず、助けを求めたり、逃げようとしたりすることはなかったケースが多い。俯瞰的に見れば、このような行動には一貫性がなく、不可解で非論理的な情性を示しているようにも見える。暴力の被害者に通常想定される反応と対比すると、このような反応は加害者と被害者の関係性に疑問を投げかけるだろう。しかし、多くの場合、DV被害者は加害者の心理的支配下にあり、家族や友人、当局に苦痛を訴えることができない。加害者が様々な「暴力」によって支配した結果として恐怖と羞恥心を植え付けられ、DV被害者が何十年もの間、その苦しみを他人に話せないことも珍しくないのだ（Easteal、2010年）。

従って、法律そのものが示す前提条件と被害者に期待する対応にこそ疑問を投げかけるべきなのである。オーストラリアだけでなく、英国、ニュージーランド、カナダ、スコットランド、米国、ドイツなど欧米諸国の専門家はまさにこの問題、つまりDV被害者が受ける強制的支配と「social entrapment」について、立法および司法における理解深化とDV被害者の反撃行為についての刑事責任評価への影響に注目している（Tyson et al.、2024年a; Tyson et al.、2024年b）。第2節および第3節では、日本とオーストラリアの司法制度がこのような実情にどのように対応してきたかを検討する。

2 日本におけるDV被害者による反撃の現状

2-1 現行法にはDV被害者の反撃について明確な規定がないこと

日本の現行法上、DVの被害者がその加害者に対して反撃を行った事案に対応する明確な規定はない。

他方で、日本の裁判員裁判で利用されている裁判所作成の量刑検索システムには、「量刑上の考慮要素」に関する項目がある。同量刑検索システムにおいては、「被害者の落ち度」に関する項目があること、「男女関係（DVを除く）」等の検索項目があることから、日本の裁判において「DVの事実」を典型的に量刑上考慮している傾向が読み取れる。

そのため、DV被害者がその加害者に反撃したことで被疑者・被告人となった場合、本人及び弁護人は以下の

ような法的主張を行うことになる。

(i) 正当防衛（過剰防衛等）（刑法 36 条）

加害者からのDVは被害者の生命や身体に対する侵害行為であり、DV被害者の反撃はやむを得ない防衛行為であると主張し、DV被害者が行った反撃行為の違法性が阻却ないし減少されると主張する。

(ii) 責任能力（刑法 39 条）

加害者のDVによる支配によって被害者は心身喪失ないし耗弱の状態で反撃を行ったと主張し、DV被害者による反撃行為は責任能力が否定ないし限定されると主張する。

(iii) 期待可能性（刑法 38 条 1 項）

加害者のDVによる支配下にいるDV被害者にとっては自ら反撃をする以外の選択肢を取ることは難しく、反撃行為以外の適法行為を選択する期待可能性が否定されないし乏しかったと主張する。

(iv) 被害者側の落ち度

加害者自身がDVを行っていた事実をDV加害者の要保護性が減少する事情としての被害者側の落ち度として考慮すべきと主張する。

(v) 動機・経緯

被害者がDV被害を受けていた事実を、反撃行為以外の適法行為を選択する期待可能性が乏しく責任非難の程度が減少する事情としての動機・経緯に酌むべき事情があると主張する。

弁護活動における抗弁の用途

(i)・(iv)はDV被害者の反撃行為に違法性が無いこと、違法性が減少したことを主張するものである。他方で、(ii)・(iii)・(v)はDV被害者の反撃行為に有責性が無いこと、有責性が減少することを主張するものである。弁護人としては、事案によっては(i)ないし(iii)を根拠に、違法性または有責性が無いとして、無罪を求めることもあれば、(iv)・(v)を根拠に、違法性または有責性が減少したとして、被告人の犯情が比較的軽微であることを求めることもあり得る。なお、これらの主張はそれぞれを排斥するものではなく、事案によってはこれらの主張を複合的に行うこともあり得る。

2-2 裁判例からみる現状

DV被害者による反撃（ないし他者加害）が裁判例でどのように考慮されているのか、ここからは具体的な裁判例を挙げて検討する。ここで挙げる裁判例は、最高裁判所のホームページ上で提供されている『裁判例検索システム』、株式会社LICが提供する『判例秘書』、現代人文社が発行する『季刊刑事弁護』から筆者らが収集し

た。

(i) 正当防衛（過剰防衛）（刑法 36 条）

(イ) 正当防衛は否定されたが精神状態が一定程度考慮された裁判例

夫から身体的・精神的DVを受け離婚後も内縁関係を継続していたDV被害者（妻）が、事件直前に元夫からナイフで切りつけられる等の暴行を受け、DVが一旦収まった際に元夫の殺害を決意し実行した殺人事案（神戸地裁平 15.4.24）では、正当防衛は否定されたが「被告人は、被害者から家庭内で暴力を振るわれ、腰椎骨折等の重傷を負わされたことや、女性関係を巡る疑惑等もあり、被害者との関係で苦悩してきた事情がうかがわれ、責任能力に疑問を生じる程ではないとはいえ、相当不安定な精神状態にあったことが推認でき、この点が、本件犯行に影響を及ぼした可能性も考えられる。」として量刑上考慮された（求刑は懲役6年、判決は懲役3年）。

(ロ) 過剰防衛が認められた裁判例

名古屋地裁は女性DV被害者たる被告人に対し、刑法 36 条 2 項の過剰防衛を認めた（名古屋地裁平成 7 年 7 月 11 日、判例時報 1539 号 143 頁）。本件被告人は、配偶者の暴行により多数の骨折を経験するなど、DVを7年間受け続けていた。裁判所はこのような事情を違法性および責任の程度を評価する際に考慮した。事件発生日、配偶者は被告人をゴルフクラブで数時間殴り続けた。彼が酩酊し目を閉じて横たわったところ、被告人は彼の首をペティナイフで刺して殺害した。被告人の当該行為は「やむを得ずにした」とは認められないとして、裁判所は 36 条 1 項の正当防衛成立を否定した。しかし、本件犯行時に彼がうつ伏せで受動的な姿勢であったにも関わらず、裁判所は被告人に対する「急迫不正の侵害」の存在を認め、過剰防衛（36 条 2 項）を認めた。注目すべきは、被告人は殺人罪で有罪判決を受けたものの、服役することなく直ちに釈放されたことである（Tsunoda, 1995 年）。

次男から日常的にDVを受けていたDV被害者（父親）が、次男から暴力・暴言を受けて逃げようとしたところ「殺してやる」と言われ、自己を防衛する意思で次男の首を絞めて殺害した殺人事案（季刊刑事弁護 No. 31 Autumn 2002 特集ケーススタディ 01）において、原審（千葉地裁）はDV被害者が次男の背中に馬乗りになった時点で「急迫不正の侵害行為」は終了したと判示したが、控訴審では次男の攻撃能力や日常的なDVなど具体的な事情を考慮し「短い時間のうちに生じた一連の出来事」として「急迫不正の侵害行為」を肯定し過剰防衛を認めた（原審の求刑は懲役6年、控訴審の判決は懲

役3年6月)。

(ii) 責任能力が否定された裁判例 (刑法 39 条)

PTSDにより希死念慮を伴う抑うつ状態にあったDV被害者(母親)が、心中しようと当時6歳の実子を紐で絞め殺した殺人事案(静岡地裁平 22.10.21)では、元夫から暴力や暴言を受け離婚したが、その後も実子の面会等で元夫との関係が続く中でDVを受け続け、元夫から逃げ出すため無理心中を決意したDV被害者に対して精神鑑定が実施され、「PTSD、フラッシュバック、それに引き続く抑うつ状態という精神状態の質的变化がなければ、本件は発生しなかったもので、被告人のももとの人格に基づく判断のみによって犯したものであるということもできない。そうすると、被告人は、本件犯行当時、心神耗弱の状態にあったが、心神喪失の状態にはなかったことが明らかである。」と心神耗弱が認められた(求刑は懲役10年、判決は懲役3年執行猶予5年保護観察付)。

(iii) 期待可能性が乏しかったと認められた裁判例 (刑法 38 条 1 項)

実子の家庭内での暴言や暴力に耐えていたDV被害者(父親)が、自己に初めて暴力が振るわれたことを契機に次男を包丁で刺すなど攻撃を続けた殺人未遂事案(那覇地裁令 1.5.24)では、「被告人が、ほかにおよそ採り得る手段がないほどの極限的な状況に置かれていたとまではいえ」ないが「かつて支援を求めた公的機関等において実効的な助言が得られなかった経験から、第三者には相談できないと考えて、我慢を続けていた。とりわけ本件犯行の半年ないし1年前頃から、十分に睡眠を取ることができない状況に陥っていたようであり、冷静な判断をすることが難しい精神状態になるまで追い詰められていた様子」が考慮された(求刑は懲役7年、判決は懲役3年執行猶予5年保護観察付)。

(iv) 被害者側の落ち度として考慮された裁判例

交際相手から執拗な暴言や束縛・夫殺害のほめかしを受けたDV被害者(女性)が、交際相手を殺害しようと包丁で刺した殺人未遂事案(名古屋地裁令 4.6.30)では、誤想防衛が否定されて責任能力が認められ、弁護人らが主張したパートナー・アビューズによるDV被害者の精神状態についても「(一般に、弁護人の指摘するようなパートナー・アビューズによる被害者の現状等があるとしても)本件の被告人については、警察や周囲の者に相談ができない状況にあったというのではなく、周囲の者に相談をしたり警察に助けを求めたりする機会があったにもかかわらず、そのような手段を試みようともせず」として考慮しなかった。他方、交際相手からのD

Vは「以前から、元夫の殺害を示唆するようなものを含む発言を継続的に行い、自身との間の約束を破ったとして被告人に激昂する等の態度を示し、特に、本件当日には被告人の子供たちに対する殺害予告のような発言までしたことで、被告人に、実際に自分や子供たちが殺されてしまうかもしれないと恐怖させたことによる。被告人が本件犯行に至った経緯には、被害者(なお原文はAと呼称している)の落ち度もかなり大きいといえ、この点は、相当程度被告人のために考慮すべきである。」として被害者側の落ち度として考慮された(求刑は懲役5年、判決は懲役3年執行猶予4年)。

(v) 犯行に至る経緯として考慮された裁判例

内縁の夫から暴力等の日常的なDVを受けていたDV被害者(内縁の妻)が、知人らに依頼して内縁の夫を計画的に殺害した殺人事案(広島地裁令 4.1.31)では、「10年以上にわたり、被害者から日常的に暴力等を受け、次第に、被害者を殺してほしい、被害者にいなくなしてほしいなど思うようになって殺意が生じたものであり、被害者からのDVが本件犯行の背景にあると認められる。」「被害者のDVから逃れる手段としては、親族の助けも借りながら公的機関等に相談するなど犯罪以外の方法で適切に対処することが客観的には可能であったのであり、そのような行動に出ることなく、かけがえのない生命を奪う殺人という手段を選択したことは、到底許されるものではない。もっとも、DVを受けている当事者にとってその状況から抜け出すのは必ずしも容易でない。DV被害を受け続ける中で、被告人が自分さえ我慢すればいいとの考えに至ったことについて同情できる部分もある。」として犯行に至る経緯の中で一定程度考慮された(求刑は懲役18年、判決は懲役14年)。

酔ってDVを繰り返す夫に心中を持ち掛け、「いいよ、お前とやったら死ぬ」と言われて夫の首を絞めた殺人事案(奈良地裁平 22.12.13)では、同意殺が否定されたうえで「被告人は、飲酒した被害者から毎日のように暴言を浴びせられたり、しばしば暴力を振るわれたり、性交渉を強いられたりしたほか、飲酒酩酊した被害者が自宅内で所構わずする大小便等の後始末をさせられるなど、30年近くもの間、被害者の常軌を逸した酒癖の悪さや言動に、二人の娘と共に苦しめられ続けてきたのであり、被告人が、結果的に誰からも助けを得られないまま、被告人自身思い悩み続けていたという経緯から、娘らのことも考えて衝動的に本件犯行に及んだということからすれば、本件は単なる自己中心的犯行とはいいい難く、この点は被告人にとって大きく酌むべき点といえる。」として犯行に至る経緯として多少考慮された(求刑は懲

役7年、判決は懲役6年)。

また、DV加害者である夫を実子2名と共謀し首を絞めて殺害しようとした殺人未遂事案(広島地裁平21.12.4)においては、DV被害者(妻)に正当防衛等は認められず、責任能力・期待可能性も認められた上で、「本件においては、犯行に至る経緯ないしその動機を考慮すべきである。すなわち、被告人は、上記のとおり、被害者による家庭内暴力等の酷い仕打ちに悩まされ続けてきたものであり、自殺を試みたが未遂に終わり、最後には逃げ場もなく、被害者を殺すしかないと考えてその殺害を決意し、犯行に及んだものである。確かに、このような経緯や動機があるからといって、被害者を殺害しようとした被告人らの行為は、何ら正当化されるものではない。しかしながら、被告人らが、被害者の尋常ならざる暴力等によって次第に追い詰められ、犯行に至ったその経緯については、深い同情を禁じ得ない。この点は量刑を考える上で重視すべき事情と考える。」として、ある程度考慮された(求刑は懲役5年、判決は懲役3年執行猶予3年)。

さらに、妻から長年DVを受けていた夫が、妻の「私を殺して刑務所に行きなさい」という発言を真に受けて妻の首を絞めた殺人事案(東京地裁立川支部令4.3.4)では、囑託殺人が否定されたうえで「被告人は、被害者にとっての不手際により日々叱責を受けて精神的に追い込まれ、犯行当日も不手際により被害者から叱責され、打開策が浮かばず、心理的視野狭窄に陥り、現状から逃れ、現状を打破するためには被害者を殺害するしかないと考え、犯行に及んだものと認められる。」として一般情状でDV被害者の心理状態が考慮された(求刑は懲役10年、判決は懲役7年)。

3 オーストラリアにおけるDV被害者による反撃の現状

オーストラリアの各州は1980年代初頭から、DVを規制する法律を次々と制定し始めた。ニューサウスウェールズ州首相は、1981年初めにDVタスクフォースを結成した。その中間報告でDVタスクフォースは、警察、刑事司法、福祉、住宅の各分野にわたる187の法律や政策の改革を提言し、その中には先住民や移民のコミュニティに特化したものも含まれていた。オーストラリアでDVを犯罪として具体的に取り上げた最初の立法規定は、1982年11月に行われたニューサウスウェールズ州の1900年犯罪法の改正であった(Lansdowne, 1985年)⁹。

反撃に出たDV被害者が直面する特殊な状況につい

て、学術界や市民社会の関心が急速に高まった。例えば、ジャーナリストおよび弁護士としてUNSW ロースクールが運営する法律扶助クリニックに関わる、後に判事となった研究者によって、加害者を殺害したDV被害者についての小規模な実証的研究が執筆された(Bacon & Lansdowne, 1982年)。

比較研究分野でも、この問題に対する取り組みが見られた。例えば、1991年1月に政府の研究機関であるオーストラリア犯罪学研究所で開催された『女性と法』会議で、パトリシア・イースティール教授は、オーストラリアで高まるDV被害者への関心を、米国で生まれた刑事弁護戦略と結びつけた：

1979年以来、被虐待女性症候群(Battered Wife Syndrome; BWS)は、米国では何百もの事件で提起されてきた...[その根拠は]多くの場合...女性は単に男性と同じように自分を守ることができず、さらに具体的には、長期間にわたって虐待を受けながら生活する中で、合理的な行動選択ができなくなるというものであった(Easteal, 1991年、37項)¹⁰。

オーストラリアでは、1991年から州最高裁判所で被虐待女性症候群について専門家が作成した証拠を率先して採用し始め、日本の最高裁判所に当たるオーストラリア高等裁判所は1998年にOsland v R (1998) 197 CLR 316で同様の証拠を採用した。本件はオーストラリア高等裁判所において、正当防衛の立証や刑の減免のために被虐待女性症候群に関する証拠提出が認められた最初の事件であった。

しかしこの方法は、DV被害者の行動を病理学的に説明するものであるため、批判も大きかった。裁判では、被害者は耐え難い状況を踏まえて理性的に行動している人間としてではなく、欠陥のある異常な人間として描かれた(Stubbs & Tolmie, 1998年)。被虐待女性症候群の考え方の中心である「学習性無力感」の概念も、DV被害者が反撃したときには妥当しないとされた(Douglas, 2012年)。

3-1 現行法

オーストラリアでの調査によれば、DV被害者が加害者に反撃して殺害した場合でも、殺人罪で起訴されるのが一般的である。そのためDV被害者は、裁判で殺人罪を争って有罪になるリスクを冒すか、それとも司法取引に応じて傷害致死罪を認めるかという大きなジレンマに直面する。これは、たとえDV被害者が正当防衛であったという説得力のある証拠を提出できたとしても起

こりうることである (Tyson et al., 2017 年)。というのも、オーストラリア各州では殺人罪の最低刑が定められていることが珍しくなく、場合によっては終身刑が義務付けられているからだ。DV 被害者の反撃事案に対して殺人罪を課すことがそもそも過大であることは論を待たないが、この司法取引の圧力は、裁判を経ることなく有罪判決を勝ち取る道を検察に与えている。

2010 年から 2020 年の間に、オーストラリアにおいて DV 被害者が加害者の命を奪った 69 件の事例のうち、その 90% において DV 被害者が当初殺人罪で起訴され、そのうちの 48% において過失致死罪を認めている (Nash & Dioso-Villa, 2023 年, 8 項)。このため、殺人罪で起訴された DV 被害者が裁判を経ずに過失致死罪で有罪判決を受けるのが、オーストラリアでは最も一般的な法的結果となった。

2001 年以降、オーストラリアの 8 つの州と準州のいずれにおいても、この状況を改善するために何らかの立法的試みを行なっている。重大な刑事責任を問われる DV 被害者の視点に立ったこれらの広範な政策と立法は、他の英米法圏諸国やドイツでも取り入れられ、あるいは検討されている (Dyson et al., 2024 年 a ; Dyson et al., 2024 年 b ; Centre for Women's Justice, 2023 年 ; Nash & Dioso-Villa, 2022 年 ; Linklaters, 2016 年)。

オーストラリアにおいて、DV 被害者による反撃行為についての抗弁の充実を図る過去 25 年の試みは、全体的な傾向としては部分的な法的抗弁の提供から離れている。むしろ、各州は完全抗弁である正当防衛の簡易版をより利用しやすくする法案を可決する傾向にある。

(i) 正当防衛

ニューサウスウェールズ州の法律を例にとると、1900 年刑法 148 条は、正当防衛のために行動した者は刑事責任を負わないと定めている。本条文は、自分自身または他人を守るため、不法な自由の剥奪を防止または停止するため、財産を保護するため、または不法侵入を防止するために必要な行為であると本人が信じる場合に認められる。加えて、正当防衛に相当する行為は権利侵害が発生した時点で、本人が認識している状況に対して合理的と見なされる範囲内でなければならない。正当防衛の典型的な例は、口喧嘩をしていて一方が拳を振り上げた場合である。これに対して殴られるかもしれないと恐れ、拳を振り上げた相手を突き飛ばした場合、正当防衛が認められる可能性がある。

ニューサウスウェールズ州では 2 つの要素から正当防衛成立の検討を行う。第一に裁判所は、犯罪時の被告

人の個人的特徴を習慣的基準 (subjective test) に照らして検討する。例えば、裁判所は被告人の年齢、身長、体重、性別、精神状態、健康状態および酒に酔っていたかどうかなどを考慮する。これは、被告人の行為がその状況において必要であったかどうかを評価するためだ。第二に裁判所は、行為の合理性 (reasonableness) と比例性 (proportionality) に関する検討に移る。その中で、裁判所は被告人の行為を評価し、その行為は被告人が実際に直面していた脅威に比例して合理的であったかどうかを判断する。例えば、もし何者かに殴られた場合に、その相手を刺傷することは一般的に合理的とはみなされない。

DV 被害者が正当防衛の成立を主張する場合、蓋然性の衡量に基づいて (on the balance of probabilities) 正当防衛を立証するのみで足りる。他の刑法上の問題は全て、「合理的疑いを超えて」(beyond a reasonable doubt) 立証されなければならない。そして、いったん被告人がこの抗弁作戦をとれば、検察側が犯罪成立の立証責任 (burden of proof) を負うこととなる。

脅威の急迫性に関する改正

オーストラリアではそういった被害者の置かれている典型的な状況の理解が普及し、DV 被害者が加害者を殺害した場合、「脅威の急迫性」よりも「行為の必要性」を立証することが求められると指摘されている (Guz & McMahon, 2015 年, 1 項)。急迫性について、モンローにのみ依拠してきた州ではその要件が徐々に緩和された。DV と無関係の 1987 年のオーストラリア高等裁判所判例 Zecevic v DPP (1987) 162 CLR 645 は決定的な大幅に簡略化する役割を果たした：

問われるのは極めて単純なことだ。それは、被告人が合理的な根拠に基づいて、自らの行為が正当防衛のために必要だと信じていたか否かである。もし被告人がその行為が必要だと信じており、そのように信じることに合理的な根拠があった場合、または陪審がこの問題について合理的な疑念を抱いた場合、被告人には無罪判決が言い渡される (Zecevic, 1987 年, 661 項)。

正当防衛を主張するための慣習法上の要件と長らくされてきた「脅威の急迫性」は、DV 被害者が正当防衛を主張する際の障壁となってきた。しかし、2 つの州がこの要件をまったく削除する決定を下した。ビクトリア州は 2005 年に 1958 年刑法を初めて改正し、その中に急迫性の特別規定 (9AH 条) を追加して、家庭内暴力を含む事件では典型的な急迫性がないからといって、必ず

しも被告人が自分の行為が必要であり、合理的な理由に基づくものであると信じていなかったとは限らないとする判例を支持した。

2014年、ビクトリア州はさらに322M条を追加し、正当防衛のために取る行動は必要かつ合理的でなければならないが、差し迫った危害への対応である必要はないと強調した。同じく新たに追加された322N条はまた、ビクトリア州コモンローにおける正当防衛の原則を廃止した。そのため、たとえ認識された危害が差し迫ったものでなくとも、正当防衛は合理的または正当だと認定されうる。

西オーストラリア州では2008年に立法府が正当防衛の成立要件を再構成し、刑法248条に簡素化して家庭内虐待のサバイバーにとって問題となっていた2つの要件を削除した。その2つの要件とは、暴行の存在と、その暴行によって被害者が死亡または重傷の恐れを抱いたことである。長期にわたる暴力関係において脅威は継続的なものであるため、急迫性を要件とすることは妥当性を欠くとして上記改正が実施された。この改正によって正当防衛の範囲が拡大され、脅威の急迫性に関わりなく正当防衛が認められるようになった。

証拠に関する改正

重大な犯罪で起訴されたDV被害者が正当防衛をより主張しやすくする方法として、DV被害者の社会的現実（主観的な social reality）やDVが被害者個人に与えた影響に関する証拠を採用することは、被虐待女性症候群の証拠を採用するよりも望ましいことが次第に明らかになってきた。オーストラリアの4つの州では新たな規定において、裁判所にDV証拠の妥当性に関する指針を与えた。それは、たとえ危害の脅威が差し迫っておらず、また対応が比例的でなかったとしても、反撃が必要であり合理的であるとDV被害者が信じるに至りうることを主張できるというものだった。

上記関連規定はビクトリア州1958年刑法322J条1項、クイーンズランド州1977年証拠法103CA条ないし103CD条、西オーストラリア州1906年証拠38条、および1929年証拠法（南オーストラリア州）34W条である。これらの規定は、家庭内暴力に関する様々な社会的背景（客観的な social context）およびDV被害者と加害者の関係性をともに証拠として認めている。また両者の関係性については、加害者による暴力やそれがDV被害者に与えた累積的影響およびDV被害者が加害者と別れようとした場合に起こりうる被害も包含される。

また、ビクトリア州、西オーストラリア州および南オ

ーストラリア州の3州では、DV被害者が反撃した事案において正当防衛主張の道筋を示すものとして、陪審に家族内暴力の性質に関する情報を提供することが義務付けられている。関連規定は、2015年陪審指示法（ビクトリア州）59条ないし60条、1906年証拠法（西オーストラリア州）39C条、39E条および39F条、1929年証拠法（南オーストラリア州）34Y条である。

強制的支配に関する改正

どの州または特別地域においても2023年9月の連邦政府司法長官との「National Principles to Address Coercive Control in Family and Domestic Violence」（家庭内およびドメスティックバイオレンスにおける強制的支配への対策に関する全国的な原則）という共同政策文書に基づいて「強制的支配」という新たな犯罪を導入する方針を公にしている。すでに立法している州もある。例えば、ニューサウスウェールズ州は2022年に、1901年刑法の新しい54D条の制定で導入している。これは家庭内虐待や、女性が受けうる多様な身体的、心理的、性的、感情のおよび経済的虐待に対する刑法上の理解を拡大する取り組みの一環である。正当防衛とは直接の関係がないものの、この新たな犯罪類型はDV被害者の反撃行為を解釈する際に役立つと期待されている。

(ii) 部分的抗弁

殺人罪に対する一般的な部分的抗弁

第一の部分的抗弁は、一般に殺人罪の抗弁として認められているもので、DV被害者の反撃行為に関する特別な立法規定はない。

(イ) 責任能力の減退

この責任能力の減退（diminished responsibility）という部分的抗弁が立証された場合、違法な殺人行為の責任は殺人から過失致死に軽減され、ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州、オーストラリア首都特別地域および北部特別地域の4州または準州で利用できる。この部分的抗弁はもともと19世紀にスコットランドで発展したコモンローの一般原則に基づくもので、重大な犯罪を犯した人の責任は、その人が受けた実質的な精神障害を考慮して評価されるべきであるというものだ。

ニューサウスウェールズ州では1997年に、1990年刑法23A条において「精神異常による実質的障害」という用語が導入された。この条文に基づき、被告人に殺人の故意があったとしても、以下のことを立証できれば過失致死罪が成立する。第一に、当該死亡の原因となった行為または不作為の時点で、被告人が事態を理解する

能力、自らの行為が正しいか否かを判断する能力または自制する能力が、精神異常によって実質的に損なわれていたこと。第二に、その精神異常が、被告人の責任を殺人罪から傷害致死罪に軽減することを正当化するほど実質的であったことである。統合失調症、重度のうつ病および知的障がい、部分的抗弁の要件を満たしうる精神異常の典型例である。また、被虐待女性症候群も過去に部分的抗弁として認められている。

被害者の反撃事案における特別な部分的抗弁

以下の第2ないし第4の部分的抗弁は、DV被害者が反撃した事案に対処するため、法改正により特別に定められた。

(ロ) 過剰防衛

1987年、Zecevic事件におけるオーストラリア高等裁判所判決により、コモンローにおける過剰防衛(excessive self defense)の抗弁は事実上廃止された。しかし、1990年代後半から、オーストラリアの4州はDVの文脈で殺人罪に適用される「過剰防衛」の部分的抗弁規定を再び導入した：

- ・ 1997年、南オーストラリア州 1935年刑法統合法 15条、15A条および15B条
- ・ 2005年、ビクトリア州 1958年刑法 9AH条
- ・ 2001年、ニューサウスウェールズ州 1900年刑法 421条
- ・ 2008年、西オーストラリア州 1913年刑法典編纂法 248条3項

ニューサウスウェールズ州を例に、このような部分的抗弁がどのように機能するかを説明しよう。同州の規定では、被告人による暴力が当人の状況認識に照らして、実際には合理的で相応の対応ではなかったが、主観的にはその行為が自己もしくは他人を防御するため、または自己もしくは他人の自由の不法な剥奪を防止もしくは停止するために必要であったと信じていた場合に、殺人罪が過失致死罪に軽減される。言い換えれば、この部分的抗弁は、完全な正当防衛の原則の客観的要件が満たされない場合に主張できるということだ。

(ハ) 挑発

1982年にニューサウスウェールズ州では、1900年刑法のDV関連改正が行われ、DV被害者が反撃した事案における挑発(provocation)の抗弁が簡略化され、より利用しやすくなった。この改正により突発性の要件が削除されて累積的な挑発が認められるようになり、単発的なきっかけとなる事件の必要性が削除された。これらの改正は、「従来とは異なる」挑発状況下で殺人を犯した被虐待女性にとって、挑発の抗弁をより活用しやす

くすることを意図したものである。

被虐待女性症候群に関する証拠は、挑発の抗弁だけでなく、同じく理論化されている正当防衛を主張するためにもしばしば用いられた(Stubbs & Tolmie, 1994年)。1993年までには、挑発は抗弁の本筋ではなく、むしろ予備的な議論として用いられるようになっていた。しかしながら、他の部分的抗弁と同様、挑発の抗弁にもリスクがある。それは、DV被害者が本来であれば主張可能な正当防衛を主張する機会を逆に奪ってしまう可能性があることである。

(二) 自己保全

クイーンズランド州は、1899年刑法 304B条に基づき、殺人罪の要件を通常満たすような状況下であっても、過失致死罪と量刑上同様に扱われるよう、独自に特別な部分的抗弁を用意している。この自己保全(self-preservation)という特別な部分的抗弁により、反撃行為に出たDV被害者は、クイーンズランド州法では終身刑が必ず課される殺人罪の成立を回避することができる。これは「虐待的家庭内関係における殺人」の抗弁として知られ、他の犯罪と組み合わせることもできる。同条は「深刻な家庭内虐待の被害者が、その行為が正当防衛のために必要であると信じて加害者を殺害し、そのように信じたことに合理的な理由がある場合」に適用される(刑法(家庭内虐待の抗弁および別件)改正法案説明資料、2009年、1項)。

3-2 裁判例からみる現状

(i) 正当防衛

正当防衛の主張が成功した例としては、R v. Falls, Coupe, Cummings-Creed & Hoare [2010] (クイーンズランド州最高裁判所、3月26日、未報告)が挙げられる。本件ではDV被害者が殺人罪で起訴され、無罪判決を受けた。被告人は夫に薬物を飲ませた後、夫が椅子に座って居眠りしていたところを射殺した。被告人は交際中、激しい肉体的・精神的虐待を受けており、以前から警察に相談していた。殺害前には夫の暴力がエスカレートし、子どもを殺害すると脅したり、また事件発生の数日前には被告人の胸を殴り、咳やくしゃみをする痛むほどの障害を与えたりしていた。裁判では、DVが被害者に与える長期的影響、DVに伴う暴力の連鎖、被害者が加害者から離れられない理由、虐待関係に存在する被害者の生命に対する恒常的な脅威の急迫性について、専門家証拠が提出された。

しかし、上記の結果は例外的である。オーストラリアの複数の研究によると、長引く虐待に耐えかねて殺人を

犯したDV被害者にとって、正当防衛の抗弁が望ましいという共通認識は明確であるものの、一般的に無罪を勝ち取ることは成功していない。上記事件の直後に発表された学術的分析によると、オーストラリアで正当防衛の抗弁が認められた女性たちは、美德と見なされるような属性を持っていた。つまり、彼女たちは加害者よりも小柄で、白人で、薬物使用者ではなく、他の恋愛関係を持たず、犯罪歴がなかった。加えて、彼女たちは長年にわたって激しい身体的暴力に苦しんでおり、それを警察に通報していた。彼女たちは積極的に子どもを守り、加害者との関係を断とうと試み、これまでに反撃に出たことはなかった (Douglas, 2012年)。同年に発表された別の研究では、2000年から2010年までに被虐待女性に関与したオーストラリアの殺人事件67件を分析したところ、正当防衛を理由に無罪となったのはわずか11件 (16%) だった。さらに、この11件のうち、身体的危害の脅威が差し迫っていない非対立的な状況で正当防衛が認められたのはわずか3件だった (Sheehy et al., 2012年)。

(ii) 部分的抗弁

(イ) 責任能力の減退

パートナーを殺害した罪で収監された十数人の女性を対象に行われた1982年の研究では、実質的障害とも呼ばれる責任能力の減退に基づく部分的抗弁に広く依存していることが判明した (Bacon & Lansdowne, 1982年)。しかし、後にニューサウスウェールズ州で1985年から2000年にかけてパートナー殺人の罪で有罪判決を受けた男性72人、女性32人を対象に調査したところ、異なる傾向が判明した。男性31人および女性29人が過失致死罪に減刑されたが、このうち5分の2の男性は責任能力の減退を主張して減刑され、女性で同様の部分的抗弁を利用したのは2人だけで、どちらもDV被害者ではなかったのだ (Bradfield, 2001年)。

それにも関わらず、被告人が配偶者を殺害したR v Ney (クイーンズランド州最高裁判所、2011年3月8日、未報告) において、弁護人は冒頭で、被告人が配偶者によって屈辱的な暴力と虐待を受けてきたと語った。加えて事件当日の夜も、配偶者は被告人に暴行を加えたと述べた。2つの専門家報告書により、被告人の一連の暴力的な人間関係で受けた複数のトラウマに基づく慢性PTSDおよびアルコールおよび薬物乱用が明らかにされた。責任能力の減退 (クイーンズランド州刑法第304A条) に基づく過失致死罪成立の主張が受理された。彼女は懲役9年の判決を受けた。

この責任能力の減退という部分的抗弁は、英国や北米であらゆる犯罪で起訴された女性によって歴史的に多用されてきたが、これは女性が正当防衛や挑発の抗弁を主張することが困難だったためだと考えられる。これとは対照的に、女性が心神喪失または耗弱状態にあったと裁判官や陪審員に判断させることは比較的容易であった。最近では、女性がこのような自己評価を示すことは少なくなっており、裁判官や陪審員もそのような主張に同意しにくくなっている可能性がある (Bradfield, 2001年; Leader-Elliot, 1993年)。

(ロ) 過剰防衛

ニューサウスウェールズ州における過剰防衛に関する代表的な裁判であるSilva v The Queen [2016] NSWCCA 284では、DV被害者が加害者であった元パートナーを刺殺した行為について、過剰防衛による過失致死罪で起訴された。裁判では、被告人の行為は「当人が認識していた状況に対して合理的な対応ではなかった」と判断された。しかし、事件前に元パートナーは電話で被告人に対し「威嚇的な怒り」を示していた。被告人はその影響も受けて、「急迫性があり、生命を脅かす逃れられない攻撃」があると認識したと控訴審は判断した。マッカラム裁判長は、「本件の証拠に記載されている状況は、一般に女性が殺害されうる状況である」と結論づけた。

(ハ) 挑発

挑発の部分的抗弁は、理論的には「理性的」(rational) な抗弁である。つまり、本来は同じような状況に置かれた場合、通常人ならばどのように反応するかという評価に基づくものである。しかし、オーストラリアの判例では病的なものとみなされ、被虐待女性症候群と混同されている。DV被害者による当該抗弁の利用は、時代とともに減少している。

南オーストラリア州の判例であるGreene (1989年、154-156項) は、コモンローにおける典型的なケースに当たる。The Queen v R (1981) 28 SASR 321では、就寝中の配偶者を殺害した行為について、被告人は挑発の抗弁を主張した。DV被害者たる被告人と加害者たる配偶者との婚姻関係は27年に及び、5人の娘がいた。配偶者は残酷なほど支配的で、他人を自らのコントロール下に置きたがった。彼は娘たち全員と近親相姦をしており、それを苦にして上の娘2人はしばらく前に家を出ていた。しかし、被告人は事件前日まで配偶者による近親相姦の事実を知らなかった。残りの娘2人が家を出ると決めたことで家庭の緊張は高まり、彼は2人を暴力的に家から追い出すなどした。そして翌日、配

偶者は「もし実際に家を出ることとなれば殺害する」旨の脅迫を行った。このような緊張が数日続いた後、1人の娘が被告人に長年の近親相姦の事実を打ち明けた。この娘が最初に性的干渉を受けたのは6歳の時で、性交が始まったのは10歳の時だった。その娘はまた、彼がナイフで負わせた傷を被告人に見せ、最近の強引な性的干渉行為について語った。これらすべては事件前日の朝の出来事である。事件当日の早朝、配偶者は被告人に対して娘たちとの不和は解決し、「幸せな大家族になる」と宥和的な態度を示した。夫は近々被告人を英国に連れて行くと約束し、また2度目の新婚旅行についても言及した。この直後、被告人は寝ている彼を斧で襲って殺害した。

南オーストラリア州最高裁判所は、被告人による挑発あるいはその他の抗弁は認められないと判示した。そして、被告人は殺人罪で終身刑の有罪判決を受けた。この判決を受けて世間は大騒ぎになった。控訴審で、南オーストラリア州最高裁判所は4人の裁判官からなる法廷を開き、陪審は配偶者による挑発行為の有無について指示すべきだったとして有罪判決を破棄し、再審を命じた。同裁判所はやや非現実的ではあるが、殺害数日前の家庭の緊張や、配偶者の近親相姦に関する殺害前日の告白は、挑発というには時間的に隔たりがあるので挑発行為として認められないが、彼の挑発行為を評価する上で「背景の一部として」関連しうると判示した。しかし、配偶者が殺害される直前に示していた表向きの愛情表現は、法律上の挑発行為に相当すると認めた。配偶者のかかる挑発行為から殺害までは最大25分と時間に関わりがあった。しかし、その間に被告人に対する挑発は収まるどころかエスカレートしていたとして、裁判所は時間的隔たりが問題とならないと判断した。

R v Spencer 事件（ニューサウスウェールズ州最高裁判所、1992年12月18日、未報告）では、DV被害者たる被告人が配偶者の挑発行為（長期間にわたる侮辱と身体的暴力）が原因で彼を殺害したとして、検察側の同意も踏まえ、殺人罪ではなく過失致死罪で有罪判決が下された。しかし、判決では、被告人の極度のストレス反応について、被告人の情緒的脆弱性と傷つきやすい性格に焦点が当てられた。裁判官は、「被告人の精神状態の脆弱性」に関する証拠は、責任能力の減退の可能性、すなわち「法的な意味での抗弁が...存在するかどうか」という問いを提起するため関連性があると考えた。被告人の（異常な）精神状態に関して頻繁に言及があり、被虐待女性症候群の議論を聞くことで、裁判官の中で責任能力の減退と合理的な挑発の部分的抗弁の混同が生じて

いたと考えられる。

このアプローチは被虐待女性であるというアイデンティティや地位を要件化する傾向を示し、あたかもそれ自体が殺人を犯した女性が無罪判決を受ける資格となるようであり、強い批判が集まった（Stubbs & Tolmie、1998年）。また、挑発の部分的抗弁は、性的な誘いをかけてきた同性愛の男性を異性愛者の男性が殺害することを正当化するために使われることも多く、「ゲイ・パニック」の抗弁として知られていた（Roth & Blayden、2013年）。そのため、挑発の部分的抗弁を廃止すべきとの声も挙がった。

それにも関わらず、後に南オーストラリア州で起きたDPP v Narayan [2011] SASCF 61事件では、以下のように判断された。本件は、配偶者から虐待を受けていた被告人が彼の不倫関係を知り、彼に火をつけて殺害した事件である。殺人罪で起訴された裁判で被告人は、配偶者が自分から離れていかにように、彼の性器に点々と火をつけて聖なる炎で「清め」たかっただけだったが、彼が自分を「デブのピッチ」と呼んだので感情をコントロールできなくなったと主張した。陪審は殺人罪ではなく、挑発行為を理由に過失致死罪で有罪と判示した。何十年にもわたる肉体的および精神的虐待を受けていたにも関わらず、被告人は正当防衛を主張せず、挑発行為が認められなければ殺人罪で有罪判決を受けていたかもしれない。

現在ではニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州、北部特別地域およびオーストラリア首都特別地域の4地域で伝統的な挑発の抗弁が廃止された。しかし、幾つかの州では狭められた限定的なバージョンが残っている。例えば、ニューサウスウェールズ州では、2014年の改正で、従来の挑発の抗弁が「極度の挑発」という新しい抗弁に置き換えられた（1900年刑法23条）。また、DV被害者の主観的な精神状態を評価するのではなく、「通常人」の認識に基づくことが再確認され、加害者の不貞行為や関係からの離脱意思だけでは不十分とされた。

（二）自己保全

あるクイーンズランド州の事件では、自己保全のために殺人を犯したDV被害者に対する特別の部分的抗弁が適用された。本件では、長期間にわたってDVを受けていた被告人が、当該規定による過失致死罪への自動的な減刑を主張した。被告人は事件直前にも、のどをつかまれ、地面を引きずりまわされた上、放尿されるなどの身体的暴行を受けていた（R v. Sweeney、クイーンズランド州最高裁判所、2015年3月3日、未報告）。

この攻撃の後、被告人は身を守るためにナイフをつかみ、自らが死ぬか重傷を負う危険性があると確信してパートナーを刺した。被告人はこの部分的抗弁に基づいて過失致死罪を認めたことで禁固7年を言い渡され、その3分の1を服役した後に仮釈放の資格を得た。裁判官は、被告人の行為が虐待関係に内在した恐怖と自己保全から出たものであったことを認めたが、他の司法管轄区であれば、正当防衛を根拠に完全無罪判決を勝ち取りえたであろう。

4 日本でもDV被害者の反撃を議論する必要性

日本で最も有名なDV被害者による反撃は、おそらく尊属殺重罰規定違憲判決（最判昭48.4.4 刑集第27巻3号265頁）であろう。実父から苛烈DVを受けていた被害者が酩酊就寝中の実父を絞殺した事案で、当時の最高裁はDV被害者である被告人に心神耗弱を認めたと、[被告人は少女のころに実父から破倫の行為を受け、以後本件にいたるまで10余年間これと夫婦同様の生活を強いられ、その間数人の子までできるという悲惨な境遇にあった]ことや「本件発生の直前、たまたま正常な結婚の機会にめぐりあったのに、実父がこれを嫌い、あくまでも被告人を自己の支配下に置き醜行を継続しようとしたのが本件の縁由であること、このため実父から旬日余にわたって脅迫虐待を受け、懊悩煩悶の極にあったところ、いわれのない実父の暴言に触発され、忌まわしい境遇から逃れようとしてついに本件にいたったこと」等を考慮し、殺人罪を適用して懲役2年6月執行猶予3年の判決を自判した。今から50年以上も前にDV被害者による反撃が最高裁の違憲判決という重大な結果を導いたにも関わらず、その後の日本においてDV被害者の反撃に関する法的な議論はほとんど見当たらない。

筆者らが裁判例を収集・検討した結果、日本ではDV被害者の反撃（ないし他者加害）事案で正当防衛等が認められることは非常にまれであることが分かった。DV被害者の反撃は現にDVを受けているその時点で行われるものが少なく、DVが落ち着いている状態（例えば加害者が就寝している時など）に行われることが多い。このようなDV被害者の反撃が持つ特徴が、現状では裁判上DV被害者に不利な結果をもたらしているものと考えられる。

責任能力については、PTSDやうつ等の精神疾患が認められる事案では精神科医師による鑑定が実施され、DV被害者の責任能力が否定ないし限定されうる。他方

で、DV被害者が陥る心理的視野狭窄やパートナー・アビュースによる特有の心理状態については、責任能力の有無に影響がないものと扱われ完全責任能力が認められてしまう。また期待可能性についてもDV被害者が反撃以外に適切な手段を取りえない状況に追い込まれていることは一定程度考慮されうるが、期待可能性が否定されることはない。いずれにおいてもDV被害者特有の心理状態が裁判上は十分な理解が得られ難い現状があると言えよう。

さらに、犯情として考慮される場合には判決結果に大きな影響を与えないため、DV被害者が過去に加害者から受けてきたDV被害の内容に比して判決で科される量刑が重すぎるのではないかという不公平感が残りうる。すなわち、特別な法制度や判例理論のない日本では、DV被害者の反撃が裁判でどのように扱われ結果にどう影響を与えるのかを統一的に理解すること自体が難しいというのが現状である。

DV被害者の反撃が持つ特徴やDV被害者が陥っている心理状態等について、日本の司法においても正しい理解と問題点の整理が必要であり、海外の例を踏まえて国内でも十分に議論すべき重要なテーマであると考えられる。

第5 まとめ

2015年にオーストラリアにおいてDVに関する言説が大きく変化したことに言及しなければ、本稿を締めくくることはできない。すなわち、ロージー・バティ氏が2015年の「オーストラリアン・オブ・ザ・イヤー」に選ばれ、DV問題が全国的な議題となったことである。彼女は一人っ子の息子であったルークくん（当時11歳）が殺害された事件をきっかけとして、全てのDV被害者のために貫禄のあるかつ明確な主張を展開するようになり、オーストラリア全土に衝撃を与えた。精神不安定になっていた父と息子ルークの面会は裁判所の命令により制限されていたものの、禁止までは認められず、面会交流の一貫としてルークは父親と一緒にクリケットの練習に参加していた。その結果、悲劇的にも彼は2014年初め、練習から彼を連れ帰るために近くに立って待っていた母親の目の前で、父親に殺害された。事件発生から数時間のうちに、バティ氏は並外れた落ち着きと勇気をもって威厳ある声明を発表した¹¹。

それ以来10年間、DVの撲滅および被害者の回復支援のため、社会全体で数多くの政策や法的イニシアティブが続けられてきた。そして、先述のバティ氏による「DVは暴力ではなく、むしろテロの一形態と考えるべ

きだ」との提言に至った。学界、法曹界および市民団体は、場合によっては政府の助成金を受けて、DV問題に対する実証的理解の深化に乗り出してきた。例えば、2018年および2024年にオーストラリアで実施された調査では、18歳から45歳の男性が、男らしさに関する19の厳格で時代錯誤的な「ルール」(併せて「ザ・マン・ボックス」として知られる)に同意するほど、パートナーに対して暴力を振るう可能性が高いことが分かっている(Jesuit Social Services, 2024年)。

また、労働経済学や行動経済学の観点から、DVが女性に与える経済的な影響については税金についても研究が進められてきた。2022年の研究では、オーストラリアの女性がパートナーと別れる場合、17%~45%の収入減を被るが、彼女がDV被害者である場合、生活保護費を調整した後もその収入減は平均で31%~73%とはるかに大きくなることが明らかになった(Chapman & Taylor, 2022年)。次の年2023年には、男性パートナーより収入の多いオーストラリアの女性がパートナーから受ける身体的暴力は33%、精神的虐待は20%増加することが、画期的な研究によって明らかになった。この傾向は年齢、収入、教育および出身国によって異なるところはなかった。また、オーストラリア人女性は、男性パートナーを収入において上回ることで関係が悪化することを認識しており、自分の収入がパートナーの収入を上回らないように調整し、自らの可能性を抑制しているようであることがわかった。これは国際的な他の研究が示す結果とも一致している(Zhang & Breunig, 2023年)。

おそらく最も重要なことは、インティメート・テロリズムを防止し、その被害を軽減し、DV被害者の福祉を回復するために、私たちが社会としてできることは多くあるということだ。オーストラリアでは州レベルの試みがあれば全国的に導入しているものもある。

まずは1980年代に米国で初めて設立されたDV専門裁判所である(Eley, 2005年)。現在ではオーストラリアのいくつかの州を含む英国慣習法圏で一般的になっている(ALRC, 2010年)。例えば、クイーンズランド州では、2015年から2017年にかけて試験的にDV専門裁判所を1つ設置し、現在では合計5つの専門裁判所がある。また、ビクトリア州では現在13のDV専門裁判所が運営されている。ニューサウスウェールズ州は2023年、一部の裁判所にDV専用リストを設置するという、試験的なプログラムを開始した(Baker, 2024年)。

DV専門裁判所は、薬物専門裁判所と同様に、トラウ

マに配慮し、治療的で修復的な原則に従って運営され、より専門的でありながら、よりインフォーマル、簡素かつ迅速な事件解決を目指すものであり、また、機関同士の包括的な協力と創造的なサービスを促進する(ALRC, 2010年)。これは、裁判所の業務に従事する法律家、事務職員および被害者支援ワーカーなどの全員が、DV被害者のニーズを尊重し、忍耐強く、きめ細かな対応をするように訓練されているからである(Baker, 2024年)。DV専門裁判所は、刑事訴追、民事請求および家族法申請など、強制的な支配や虐待によって傷つけられた関係から生じる様々な法的手続きを全て扱うことが多い。クイーンズランド州での試験的取り組みについて、200ページに及ぶ最終報告書によると、専門裁判所で審理を受けたDV被害者は、管轄裁判所で審理されたDV被害者よりも、その経験に満足し、手続き上の正義がなされたと感じる傾向が高く、法制度に信頼を寄せていることがわかった(Bond et al., 2017年)。

次はIT関係の試みである。2024年10月以降、ニューサウスウェールズ州では、保釈が認められた重大な家庭内暴力犯罪の被告人は、GPS技術を使って継続的に電子監視されることになった(NSW Department of Communities and Justice, 2024年; Boiteux and Teperski, 2023年)。タスマニア州では、家庭内暴力がエスカレートする危険性の高い個人に対して出された保護命令(家庭内暴力命令)を執行するために、電子監視(EM)を利用している。またタスマニア州の既に存在していた制度に基づいて、珍しいメカニズムがある。加害者の電子監視のみならず、被害者は、加害者との距離を保つのに役立つ個人用安全装置を携帯する形での強化した電子監視を選択することもできる(Premier of Tasmania, 2024年; Winter et al., 2021年)。

最後に注目したいのは、政府と産業界の双方が全国の労働者の福祉に責任を負う旨を制度化した司法改革である。州ごとにDV被害者はすでに犯罪被害者として緊急支援パッケージの用意があったが¹²、2021年12月、オーストラリア連邦労働裁判所の役割を担うフェアワーク委員会大法廷のレビューにおいて、従業員はDVの影響に対処するために毎年10日間の専用有給休暇を取得する権利を制定すべきであると示された¹³。その結果、2022年後半に2009年連邦政府のフェアワーク法が改正され、2023年3月よりDV休暇が制定された。現在、オーストラリアでは、DVは社会全体に起因する問題であり、一方でGDPの2%減が推定されるなど、社会全体に悪影響をもたらすとの理解が広まっている(Puri, 2016年)。従って、雇用主を含む社会全体がDVの防

止と被害軽減に取り組むべきことは議論の余地がない。

2024年4月、オーストラリア政府は、DVによって命を絶たれる女性と子どもの増加を国家的危機と位置づけ、予防の観点から有効な措置を迅速に見直すよう命じた (Rapid Review Expert Panel, 2024年)。2023年には58人の女性が家庭内殺人の犠牲となり、2022年の35人、2021年の33人から増加した。また、2000年から2022年にかけて、DVを受けていた96人の子どもが親によって殺害されるに至っている。このような事件の急増は、1989-1990年以降、パートナーによる殺人が全体として57%減少していたことに鑑みて、特に憂慮すべき危機的な展開であることが明らかになった (Rapid Review Expert Panel, 2024年、31-32項)¹⁴。

終わりに

この分野における日本の法改正の軌跡はもちろん経路依存性を有する。ゆえに、オーストラリアでの事例を模倣する必要はないし、模倣すべきではない。しかしながら、このような悪質な問題に対しても社会を挙げての取り組みが有用であることを、オーストラリアにおける最近の動向は示している。

簡単に要約すると、オーストラリアでは、DV被害者の反撃行為に刑事法上の抗弁を適応させる作業などのDV被害者を具体的に保護する上記のそれぞれのイニシアティブが、現在進行形で進められていて、DVの背景にある「強制的支配」自体を犯罪化する試みも進んでいる。しかし、これらの対策は日本ではまだ始まっていない。

確かに、人類の長い歴史に照らせば、そのタイミングの差異はわずかなものであろう。いずれの法域においても、DVを適切に罰するための最適解は、まだ見つかっていないというのも事実である。そして、日本およびオーストラリアの両国において、何世紀にもわたってDVは些細で私的なこととして扱われてきた。このような認識は今でも根強く残っていて、この目に見えない抵抗を乗り越えることは決して簡単なことではない。しかし、他のテロ行為と比べてもインティメート・テロが私たちの社会に広く蔓延していること、その被害が経済活動を含む広範囲に及んでいること、コロナ禍を経て両国でDV事案が急増したこと、そして2026年からの共同親権改革が日本のDV被害者に与える憂慮すべき影響を考えると、さらなる考察は喫緊の課題であろう。

【参考文献】

全てのURLは2024年12月31日にアクセスされた。

【学術文献】

Aronson, Bruce, 'Introduction to Symposium on Making Sense of the Carlos Ghosn Case: Comparative Views of Japanese Criminal Justice' (2021) USALI East-West Studies Vol.1, No.1 <https://usali.org/comparative-views-of-japanese-criminal-justice/category/Volume+1>

Bradfield, Rebecca, 'Women who Kill: Lack of Intent and Diminished Responsibility as the Other "Defences" to Spousal Homicide' (2001) Current Issues in Criminal Justice Vol.13, No.2: 143-167 www.austlii.edu.au/au/journals/CICrimJust/2001/25.pdf

Berry, Charlotte, The Margins of Late Medieval London, 1430-1540 (University of London Press, 2022)

Cantrell, Kate, 'Stop talking and Start Doing.' Rosie Batty on Trolls, Accidental Advocacy and Treating Domestic Violence for What it is: Terrorism', The Conversation, 30 April 2024 <https://theconversation.com/stop-talking-and-start-doing-rosie-batty-on-trolls-accidental-advocacy-and-treating-domestic-violence-for-what-it-is-terrorism-228617>

Chapman, Bruce & Matt Taylor, 'Partner Violence and the Financial Well-Being of Women: HILDA Research Results' (2022) <https://csm.cass.anu.edu.au/research/publications/partner-violence-and-financial-well-being-women-hilda-research-results-0>

Douglas, Heather, 'A Consideration of the Merits of Specialised Homicide Offences and Defences for Battered Women', (2012) Australian and New Zealand Journal of Criminology, Vol. 45, No. 3: 3667-382

Easteal, Patricia, 'Battered Women Who Kill: A Plea of Self Defence' Women And The Law Conference Proceedings 37-47 (Australian Institute Of Criminology, January 1991)

Easteal, Patricia, 'Battered Woman's Reality' in Andre A. Moenssens & Allan Jamieson (eds) Wiley Encyclopedia of Forensic Science (Wiley-Blackwell, 2009) 1-4

Eley, Susan, 'Changing Practices: The Specialised Domestic Violence Court Process', (2005) The Howard Journal of Criminal Justice, Vol. 44, No. 2: 113-124

Greene, J, 'A Provocation Defence for Battered Women who Kill?' (1989) Adelaide Law Review Vol. 12 No. 2: 145-163 <https://classic.austlii.edu.au/au/journals/AdelLawRw/1989/10.pdf>

Honda, Sumiko & Reiko Ogawa, 'Domestic Violence in Japan: An Invisible Problem in the "Safest Country in the World"' (2021) Deportate, Esuli, Profughe No. 45: 35-59 www.unive.it/pag/fileadmin/user_upload/dipartimenti/DSLCC/documenti/DEP/numeri/n45/05_Honda_e_Ogawa.pdf

Kamata, Kanoko, 'Civil Lawmaking: the Case of the Domestic Violence Movement in Japan' (2018) The Asia-Pacific Journal: Japan Focus Vol. 16, No. 21: 1 <https://apjif.org/2018/21/kamata>

Kato, Akane, 'Differences in the Psychological

Preparedness of Emergency Nurses for Caring for Victims of Violence against Women according to Nurse Gender: a Nationwide Cross-Sectional Questionnaire Survey in Japan' (2024) *Acute and Critical Care* Vol. 39, No. 4:630-639 www.accjournal.org/journal/view.php?number=1553

Lansdowne, Robyn, 'Domestic Violence Legislation in New South Wales' (1985) *UNSW Law Journal* Vol. 8: 80-105 www.unswlawjournal.unsw.edu.au/wp-content/uploads/2017/09/8-1-8.pdf

Leader-Elliot, Ian, 'Battered But Not Beaten: Women Who Kill in Self-Defence' (1993) *Sydney Law Review* Vol. 15: 403-460 www.austlii.edu.au/au/journals/SydLawRw/1993/38.pdf

Loughlin, Arlie & Clare Davidson, 'Proposed and Actual Reforms to Self-Defence Laws in Australia and their Impact on Women Experiencing Family Violence', 2023, Centre for Women's Justice <https://static1.squarespace.com/static/5aa98420f2e6b1ba0c874e42/t/64a58aac48b25f2af05ac74f/1688570542199/CWJ+Arlie+Loughnan+and+Clare+Davidson+Australia.pdf>

Nash, Caitlin & Rachel Dioso-Villa, 'Australia's Divergent Legal Responses to Women who Kill their Abusive Partners (2023) *Violence Against Women* 1-27 <https://research-repository.griffith.edu.au/server/api/core/bitstreams/08012d08-baa1-432b-b7cd-e4a910acb775/content>

佐藤孝之、『近世駆け込み寺紛争解決』(吉川弘文館、2019年)

Sheehy, Elizabeth, Julia Stubbs & Julia Rowena Tolmie, 'Securing Fair Outcomes for Battered Women Charged with Homicide: Analysing Defence Lawyering in R v Falls' (2014) *Melbourne University Law Review* Vol 38, 666-708 https://law.unimelb.edu.au/data/assets/pdf_file/0011/1586999/382SheehyStubbsandTolmie2.pdf

Sheehy, Elizabeth, Julia Stubbs & Julia Rowena Tolmie, 'Battered Women Charged with Homicide in Australia, Canada and New Zealand: How Do They Fare?' (2012) *Australian & New Zealand Journal of Criminology*, Vol. 45, No. 3: 383-399 www.researchgate.net/profile/Julie-Stubbs/publication/256046165_Battered_Women_Charged_with_Homicide_in_Australia_Canada_and_New_Zealand_How_Do_They_Fare/

Stubbs, Julie & Julia Tolmie, 'Feminisms, Self-Defence and Battered Women: A Response to Hubble's 'Straw Feminist' (1998) *Current Issues in Criminal Justice* Vol 10, No. 1: 73-84 www6.austlii.edu.au/au/journals/CICrimJust/1998/5.pdf

Tsunoda, Yukiko, 'Japanese Women Confront Domestic Abuse' (1995) *Journal of the International Institute* Vol. 3, No. 1 <http://hdl.handle.net/2027/spo.4750978.0003.104>

Tyson, Danielle et al., 'Successful Strategies to Improve Access to Justice for Women Who Kill Their Abusers' (2024a) *International Journal for Crime, Justice and Social Democracy* Vol. 13, No. 4: i-iv www.crimejusticejournal.com/article/view/3769

Tyson, Danielle, Bronwyn Naylor & Heather Douglas,

'Improving Access to Justice for Women Who Kill Their Abusers: Practitioner Insights and Experiences,' (2024b) *International Journal for Crime, Justice and Social Democracy*, Vol. 13, No. 4: 60-75 www.crimejusticejournal.com/article/download/3739/1550

Tyson, Danielle, Bronwyn Naylor & Stella Tarrant, 'Family Violence in Domestic Homicides: A Case Study of Women who Killed Intimate Partners Post-Legislative Reform in Victoria, Australia', (2017) *Violence Against Women*, Vol. 23, No. 5: 559-583

Yoshihama, Mieko, 'The Definitional Process of Domestic Violence in Japan: Generating Official Response Through Action-Oriented Research and International Advocacy' (2002a) *Violence Against Women*, Vol. 8, No. 3: 339-366

Yoshihama, Mieko, 'Policies and Services Addressing Domestic Violence in Japan: From Non-Interference to Incremental Changes' (2002b) *Women's Studies International Forum*, Vol. 25, No. 5: 541-553

Yoshihama, Mieko, 'Breaking the Web of Abuse and Silence: Voices of Battered Women in Japan' (2002c) *Social Work* Vol. 47, No. 4: 389-400

Zhang Yinjungjie & Robert Breunig, 'Female Breadwinning and Domestic Abuse: Evidence from Australia' (2023) *Journal of Population Economics* Vol. 36: 2925-2965 <https://link.springer.com/content/pdf/10.1007/s00148-023-00975-9.pdf>

条約等

'Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction' (1980) *Treaty Series* 1343: 89 <https://assets.hcch.net/docs/e86d9f72-dc8d-46f3-b3bf-e102911c8532.pdf>

United Nations, 'Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women' (1988) *Treaty Series* Vol. 1249: 13 <https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/convention-elimination-all-forms-discrimination-against-women>

United Nations, 'Convention on the Rights of the Child' (1989) *Treaty Series* Vol. 1577: 3 www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/convention-rights-child

法令

オーストラリア

Constitution of Australia (1901) (Cth) www.aph.gov.au/constitution

Fair Work Act (2009) (Cth) www.legislation.gov.au/C2009A00028/latest/versions

Family Law Reform Act (1995) (Cth) http://www7.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/cth/num_act/flra1995183/

Family Law Act (1975) (Cth) www.legislation.gov.au/C2004A00275/2019-03-10/text

Crimes Act (1900) (NSW) <https://legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-1900-040>

Victims of Crime Support Act (2013) (NSW)
<https://legislation.nsw.gov.au/view/whole/html/inforce/current/act-2013-037>

Crimes (Domestic and Personal Violence) Act (2007) (NSW)
<https://legislation.nsw.gov.au/view/whole/html/inforce/current/act-2007-080>

Jury Directions Act (2015) (VIC)
www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/jury-directions-act-2015/015

Crimes Act (1958) (VIC)
www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/crimes-act-1958/306

Criminal Code (Abusive Domestic Relationships Defence and Another Matter) Amendment Bill (2009) (QLD) Explanatory Note
www.legislation.qld.gov.au/view/html/bill.first/bill-2009-1450/lh

Evidence Act (1977) (QLD)
www.legislation.qld.gov.au/view/whole/html/speciallabel/bill-2022-010/act-1977-047

Criminal Code Act (1899) (QLD)
www.legislation.qld.gov.au/view/html/inforce/current/act-1899-009

Criminal Code Compilation Act (1913) (WA)
https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/main_mrtitle_218_homepage.html

Evidence Act (1906) (WA)
https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/law_a260.html

Evidence Act (1929) (SA)
<https://www.legislation.sa.gov.au/lz/path=%2FC%2FA%2FEVIDENCE%20ACT%201929>

Criminal Law Consolidation Act (1935) (SA)
www.legislation.sa.gov.au/lz/path=%2FC%2FA%2FCRIMINAL%20LAW%20CONSOLIDATION%20ACT%201935

日本

民法（明治29年法律第89号）

民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）

判例

最大判昭和48年4月4日刑集27巻3号265頁（昭和45（あ）第2580号）

名古屋地判平成7年7月11日判時1539号143頁（平成7（わ）第39号）

神戸地判平成15年4月24日公刊物未登載（平成14年（わ）第29号）

広島地判平成21年12月4日公刊物未登載（平成21年（わ）389号）

静岡地判平成22年10月21日公刊物未登載（平成21年（わ）515号）

奈良地判平成22年12月13日公刊物未登載（平成22年（わ）第142号）

那覇地判令和1年5月24日公刊物未登載（平成30年（わ）第358号）

広島地判令和4年1月31日公刊物未登載（令和2年（わ）第293号）

東京地立川支判令和4年3月4日公刊物未登載（令和2年（わ）第587号）

名古屋地判令和4年6月30日公刊物未登載（令和2年（わ）第2358号）

The Queen v R (1981) 28 SASR 321

Zecevic v DPP (1987) 25 A Crim R 163

R v Spencer (18 December 1992, New South Wales Supreme Court, unreported)

Osland v R (1998) 197 CLR 316

R v Falls Coupe, Cummings-Creed & Hoare (26 May 2010, Supreme Court of Queensland, unreported)

DPP v Narayan [2011] SASCFC 61

R v Ney (8 March 2011, Supreme Court of Queensland, unreported)

R v Sweeney (3 March 2015, Supreme Court of Queensland, unreported)

Silva v The Queen [2016] NSWCCA 284

報告書、説明資料およびプレスリリース

Australian Institute of Criminology, 'Intimate Partner Homicide Dashboard' 2024

www.aic.gov.au/statistics/homicide-in-australia

Australian Law Reform Commission, 'Family Violence: A National Legal Response: 32. Specialisation - Specialised Family Violence Courts' ALRC Report No. 114, 11 November 2010

www.alrc.gov.au/publication/family-violence-a-national-legal-response-alrc-report-114/32-specialisation-3/specialised-family-violence-courts/

Australia's National Research Organisation for Women's Safety, 'Defining and Responding to Coercive Control: Policy Brief' ANROWS Insights, No. 1, 2021

www.anrows.org.au/publication/defining-and-responding-to-coercive-control/

Boiteux, Stewart & Teperski, Adam, 'An Evaluation of the NSW Domestic Violence Electronic Monitoring Program', Crime and Justice Bulletin No. 255 (NSW Bureau of Crime Statistics and Research, May 2023)

<https://bocsar.nsw.gov.au/documents/publications/cjb/cjb251-300/cjb255-dvem-full-report.pdf>

Bond, Christine, Holder, Robyn, Jeffries, Samantha & Fleming, Chris, 'Evaluation of the Specialist Domestic and Family Violence Court Trial in Southport:

Summary and Final Reports' (Griffith Criminology Institute, February 2017) https://www.courts.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0007/515428/dfv-rpt-evaluation-dfv-court-southport-summary-and-final.pdf

Broinowski, Adam, 'Revision to Sole Custody Law in Japan', Flagpost (Australian Parliamentary Library, 7 June 2024) https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_departments/Parliamentary_Library/Research/FlagPost/2024/June/RevisionSoleCustodyLawJapan

Centre for Women's Justice, 'Making Self-Defence Accessible to Victims of Domestic Abuse who use Force Against their Abuser: Learning from Reforms in Canada, New Zealand and Australia', 2023 <https://static1.squarespace.com/static/5aa98420f2e6b1ba0c874e42/t/64a67f3730250b33ca89954e/1688633144517/CWJ+Self-defence+briefing+2023.pdf>

Council for Gender Equality, Vision for Gender Equality: Creating New Values for the 21st Century, July 1996 www.gender.go.jp/english_contents/about/danjo/lbp/basic/toshin-e/index.html

Fair Work Commission, 'Family and Domestic Violence Leave Review 2021' [2022] Fair Work Commission Full Bench 2021 www.fwc.gov.au/hearings-decisions/major-cases/previous-major-cases/family-and-domestic-violence-leave-review-2021

法務省、「民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について」2024年5月31日 www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html

厚生労働省、「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要」2022年12月26日 www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fldc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9ff012a5/20230725_councils_shingikai_hinkon_hitorioya_6TseCaln_05.pdf

Jesuit Social Services, 'The Man Box 2024 Fact Sheet: What does Men's Agreement with Man Box Rules Mean for Understanding Intimate Partner Violence and Sexual Harassment?' <https://jss.org.au/programs/research/the-man-box/>

Linklaters LLP, 'Women who Kill in Response to Domestic Violence: How do Criminal Justice Systems Respond?' (Penal Reform International, 2016) <https://www.penalreform.org/resource/women-who-kill-in-response-to-domestic-violence/>

MacDonald, Jasmine B, et al., 'What the Research Evidence Tells Us About Coercive Control Victimisation' Policy and Practice Paper (Australian Institute of Family Studies, February 2024) https://aifs.gov.au/sites/default/files/2024-02/2311_CFCA_Coercive-control-victimisation.pdf

内閣府男女共同参画局、『女性に対する暴力の現状』2024年12月 www.gender.go.jp/policy/no_violence/pdf/kadai.pdf

内閣府男女共同参画局、『男女共同参画白書 令和6年版』2024年6月 www.gender.go.jp/about/danjo/whitepaper/r06/zentai/index.html

内閣府男女共同参画局、『配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等』2022年度分 www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/2022soudan.pdf

内閣府男女共同参画局、『結婚と家族をめぐる基礎データ』2021年12月14日 www.gender.go.jp/kaigi/kento/Marriage-Family/7th/pdf/5.pdf

内閣府男女共同参画局、『女性に対する暴力の現状』2021年3月 www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02danjokan-gaiyo.pdf

内閣府男女共同参画局、『令和2年度「DV相談+（プラス）事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書（概要）』2021年4月13日 www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02_dvplus_gaiyo.pdf

内閣府男女共同参画局、『第5次男女共同参画基本計画』2020年12月25日 www.gender.go.jp/about/danjo/basic_plans/5th/index.html

Government of Australia, 'National Principles to Address Coercive Control in Family and Domestic Violence' (22 September 2023) www.ag.gov.au/system/files/2023-09/national-principles-to-address-coercive-control-family-and-domestic-violence.PDF

Government of Australia, 'National Plan to End Violence against Women and Children 2022-2032' (2022) <https://www.dss.gov.au/national-plan-end-gender-based-violence/resource/national-plan-end-violence-against-women-and-children-2022-2032>

NSW Department of Communities and Justice, 'NSW Domestic and Family Violence Plan 2022-2027' December 2022 <https://dcj.nsw.gov.au/documents/service-providers/domestic-and-family-violence-services/NSW-Domestic-and-Family-Violence-Plan-2022-2027.pdf>

NSW Government, 'Electronic Monitoring to Increase Protection for Victim-Survivors of Domestic and Family Violence', 11 October 2024 <https://www.nsw.gov.au/media-releases/electronic-monitoring-to-increase-protection-for-victim-survivors-of-domestic-and-family-violence>

Puri Lakshmi (2016) 'Remarks by UN Assistant Secretary-General and Deputy Executive Director of UN Women', High-Level Discussion: Economic Cost of Violence against Women (UN Women, 21 September 2016) www.unwomen.org/en/news/stories/2016/9/speech-by-lakshmi-puri-on-economic-costs-of-violence-against-women

Premier of Tasmania, 'Showcasing Electronic Monitoring to Combat Family Violence', 12 November 2024 www.premier.tas.gov.au/latest-news/2024/november/showcasing-electronic-monitoring-to-combat-family-violence

Rapid Review Expert Panel, 'Unlocking the Prevention Potential: Accelerating Action to End Domestic,

Family and Sexual Violence - Report of the Rapid Review of Prevention Approaches', 25 August 2024 www.pmc.gov.au/sites/default/files/resource/download/unlocking-the-prevention-potential-4.pdf

Roth, Lenny & Blayden Lynsey, 'Provocation and Self-Defence in Intimate Partner and Sexual Advance Homicides' Briefing Paper No. 5/2012 (NSW Parliamentary Research Service, August 2012) www.parliament.nsw.gov.au/researchpapers/Documents/provocation-and-self-defence-in-intimate-partner-briefing%20paperprovocation%20and%20self-defence.pdf

高見富二男、「令和6年民法（家族法制）改正に関する国会論議－離婚後共同親権及び法定養育費制度の導入等－」（参議院事務局企画調整室、2024年11月1日）

UN Women, Measuring the Shadow Pandemic: Violence against Women during COVID-19 (24 November) <https://data.unwomen.org/publications/vaw-rga>

Winter, Romy et al., Evaluation of Project Vigilance: Electronic Monitoring of Family Violence Offenders - Final Report (Tasmanian Institute of Law Enforcement Studies, July 2021) www.utas.edu.au/_data/assets/pdf_file/0011/1551782/Evaluation-of-Project-Vigilance-Electronic-Monitoring-of-Family-Violence-Offenders-Final-Report-July-2021.pdf

全国女性シェルターネット、「日本のDV対策の現状 ここがおかしい」2020年9月 <https://nwsnet.or.jp/images/PDF/2.2.2higaisyasiendv.pdf>

メディアおよびウェブサイト

Australian Government, 'Domestic, Family and Sexual Violence Commission', 発行年不明 www.dfsvc.gov.au/

Baker, Jordan, 'Tears, Abuse, Remorse ; Inside Sydney's Domestic Violence Court' Sydney Morning Herald, 24 May 2024 <https://www.smh.com.au/national/nsw/tears-abuse-remorse-inside-sydney-s-domestic-violence-court-20240510-p5jcnh.html>

Barlow, Karen, 'The Case for Treating Domestic Abuse as Terror', The Saturday Paper, 20 July 2024 www.thesaturdaypaper.com.au/news/politics/2024/07/20/the-case-treating-domestic-abuse-terror

Buerk, Roland, 'Japan Custody Heartache for Foreign Fathers', BBC News, 6 February 2011 www.bbc.com/news/world-asia-pacific-12358440

Davoren, Heidi, 'Social and Gender Biases have Bled into Family Law and Child Protection Systems, Family Violence Expert Says' ABC News, 6 September 2024 www.abc.net.au/news/2024-09-06/family-court-family-violence-training-david-mandel/104183698

Department of Prime Minister and Cabinet Office for Women, 'The First 50 Years of the Office for Women', 2024 www.pmc.gov.au/office-women/first-50-years-office-women

Domestic Abuse Intervention Programs, 'Understanding the Power and Control Wheel', 2024 www.theduluthmodel.org/wheels/understanding-power-control-wheel/

Google Scholar, 'Patricia Eastale AM' https://scholar.google.com/citations?view_op=list_works&hl=en&hl=en&user=pQc1QjAAAAAJ 発行年不明

Katanuma, Marika, 'Japan Tries to Fix a Child Custody System under Fire from All Sides', Japan Times, 25 January 2023 www.japantimes.co.jp/news/2023/01/25/national/social-issues/child-custody-system/

Kizuna Child-Parent Reunion, 'Home', 発行年不明 www.kizuna-cpr.org/

Kyodo News, 'Japan Ranks 118th in 2024 Gender Gap Report, Still Far Worst Among G7' Kyodo News, 12 June 2024 <https://english.kyodonews.net/news/2024/06/d578aaf9c1f4-japan-ranks-118th-in-2024-gender-gap-report-still-far-worst-among-g7.html?phrase=tiger&words=>

内閣府共同参画局、「女性に対する暴力の根絶」2016 www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html

NHK 政治マガジン「離婚後の親子のあり方は？「共同親権」導入へ」特集記事 2024年2月16日 www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/106069.html

NSW Bureau of Crime and Statistics Research, 'Domestic Violence', 2024 <https://bocsar.nsw.gov.au/topic-areas/domestic-violence.html>

NSW Department of Communities and Justice, 'Victims Services', 発行年不明 <https://victimsservices.justice.nsw.gov.au/>

NSW Government, 'Australia's First Women's Refuge Listed on the NSW State Heritage Register', 22 September 2024 www.nsw.gov.au/media-releases/australias-first-womens-refuge-listed-on-nsw-state-heritage-register

Oaten, James & Yumi Asada, 'Japan Set to Finally Allow Joint Custody but Some Parents Hold Little Hope of Seeing their Children', ABC News, 10 April 2024 www.abc.net.au/news/2024-04-10/japan-set-to-finally-allow-joint-custody-of-children/103658948

Oaten, James & Yumi Asada, 'Japan's Sole Custody Laws have been Criticised for Incentivising Child Abduction, but the System may be About to Change', ABC News, 21 July 2023 www.abc.net.au/news/2023-07-21/japan-sole-custody-laws-under-review/102603522

Roberts, Georgia, 'Seventeen More Women Killed by Men than at this Same Time Last Year, Government Launches Intimate Partner Homicide Counter', ABC News, 1 July 2024 www.abc.net.au/news/2024-07-01/intimate-partner-homicide-dashboard-launched/104028274

Australian of the Year Awards, 'Rosie Batty AO, Family Violence Campaigner, 2015 Australian of the Year' <https://australianoftheyear.org.au/recipient/rosie-batty-ao>

Sturmer, Jake & Yumi Asada, 'Australian Journalist Jailed over Search for his Children in Japan, receives Suspended Sentence', ABC News, 16 January 2020 www.abc.net.au/news/2020-01-16/australian-jailed-search-children-in-japan-suspended-sentence/11871796

注釈

- ¹ 本稿においてドメスティック・バイオレンスとは、家庭内で行われる脅迫および虐待の行動であって、幅広い形態の暴力を意味する。女性に対する身体的暴力がその例であるが、そのみならず心理的、性的、経済的、技術的、宗教的および生殖的な暴力や脅迫、虐待を含む。また、被害者の年齢や性別、加害者との関係性を問わない。
- ² ミネソタ州ダールズで開発された「強制的支配」のモデル「Power and Control Wheel」は、支配的で操作的な行動を8つのタイプに分けて描いている。参照 www.theduluthmodel.org/wheels/。日本語での説明については全国女性シェルターネット <https://nwsnet.or.jp/dv-toha/2-control> を参照。
- ³ 2024年9月、連邦議会と州議会の著名な女性政治家3人が、エルシーシェルターが開設から50年を迎えたことを記念して、ニューサウスウェールズ州の遺産登録に加わったことを発表した <https://minister.dcceew.gov.au/plibersek/media-releases/joint-media-release-australias-first-womens-refuge-listed-nsw-state-heritage-register> を参照。
- ⁴ これは、1993年に予備的に発表され、1995年に発表された、708人の女性が参加した日本におけるDV被害の発生率とその性質に関する前例のない実証的研究に続くものである。この調査は、名古屋地方裁判所でDV被害者が殺人罪で起訴された裁判の証拠として提出するために、弁護士によって実施された。被告人は、虐待する夫への過剰防衛で有罪判決を受けたが、実刑を受けずに釈放されたことで有名である (Tsunoda, 1995年)。英語では、吉山美恵子による2002年aおよび2002年bの著作や、日本におけるフェミニストの主張がどのように時間をかけて「市民主導の立法」につながったかについて、鎌田の洞察に富んだ2018年のレビューも参照のこと。
- ⁵ 日本では1985年男女雇用機会均等法 (1972年制定の法律の改正版) の1998年の改正で、セクシュアル・ハラスメントを防止する義務が雇用主に課せられ、1999年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、1996年7月に制定された「男女共同参画ビジョン」に基づき、女性に対する暴力の防止が明記された。さらに2000年にはストーカー防止法が制定された。しかし、これらの立法措置はすべて、女性に対する暴力規制を主として自主的調整に依存していた。
- ⁶ パートナー殺人ダッシュボードは以下のサイトを参照のこと：
www.aic.gov.au/statistics/homicide-in-australia の公式データには、加害者が起訴された、あるいは状況が異なっていれば起訴されていたであろう「明確な」殺人のみが含まれていることに注意されたい。しかし、2021年以降、オーストラリアにおけるパートナーによる殺人の割合が急上昇していることは、非公式統計と一致している。
- ⁷ この画期的改正は令和6年5月17日に設立された民法等の一部を改正する法律 (令和6年法律第33号) により導入された。同法は同月24日に公布された。公布から2年以内に施行予定である。www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html を参照。
- ⁸ オーストラリアは1980年ハーグ条約 (国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約) を1986年に署名および批准している。
- ⁹ オーストラリアには6つの州と2つの準州があり、8つの一般刑法管轄区域がある。連邦政府は1901年オーストラリア憲法51条に列挙されている権限を有し、州は同条に列挙されていない一切の権限を有する。犯罪一般は51条に記載されていない。2009年、刑事司法の調和を促進するため、合意に基づくモデル刑法 (全国統一法) が発表された。各州は、状況に合わせて当該法典のどの部分を採用するか裁量を有する。一方で大陸法圏に見られるように、刑法を完全に成文化することを選択した州もある。ニューサウスウェールズ州とビクトリア州は、刑事司法に対する歴史的なコモンロー・アプローチを維持しているが、クイーンズランド州は、モデル刑法典を拒否する一方で、刑法を完全に成文化することを選択した。
- ¹⁰ 2010年オーストラリア首都特別地域オーストラリアン・オブ・ザ・イヤー
https://scholar.google.com/citations?view_op=list_works&hl=en&hl=en&user=pQc1QjAAAAAJ を参照。
- ¹¹ Rosie Batty AO, Family Violence Campaigner, 2015 Australian of the Year
<https://australianoftheyear.org.au/recipients/rosie-batty-ao> を参照。
- ¹² ニューサウスウェールズ州政府の被害者支援スキームでは、DV被害者を対象に、一回限りの緊急支援パッケージを提供している。5000豪ドル (約50万円) は、被害者が「DV行為の直接的な結果として身体的または精神的な傷害を負った」場合、「直接的な結果として緊急転居および/または (自宅の) 防犯対策」の必要がある場合に発生する実際の費用をカバーする (NSW被害者支援スキーム、2024年)。暴力犯罪や現代奴隷制の被害者は、州が提供するカウンセリング・サービス、特殊清掃費用、葬儀費用、経済的損失に対する補償、場合によってはその苦しみに対する「認定給付金」を受ける資格もある。被害者権利委員会は、被害者の請求に関連する犯罪で有罪判決を受けた犯罪者に対し、返還命令を通じて、被害者に支払われた金額の回収を求める。一般的には、2013年犯罪被害者支援法 (NSW) を参照。
- ¹³ フェアワーク委員会は、管理 (すなわち紛争解決) と政策決定の両方の役割を担っている。想定される影響には、安全な住居の確保、警察、カウンセリング、医療、金融、法律サービスの利用、または裁判所への出廷が含まれる。10日間の休暇は採用後直ちに付与され、一定期間の勤務ごとに更新される。未使用の日数を次期に繰り越すことはできない。この休暇は2025年初頭からオーストラリアの全従業員に付与される予定である。以前は5日間の無給DV休暇が与えられていた。
- ¹⁴ パネルは、上院法務・憲法常任委員会はもちろんのこと、刑事司法機関やデータ機関、DV被害者への最前線のサービス提供者、テクノロジーや金融分野の安全に関わる組織、幅広い分野の学識経験者、DV被害者で構成された諮問グループ、先住民、地域、障害者、LGBTQIAグループ、移民・難民、子ども全般、男性・少年を支援する市民社会

グループとともに取り組んだ。2024年8月に出されたパネルの勧告は、4つのクラスターに分類されている：人（女性差別的な態度に抵抗し、克服するために、子どもたち、男性、女性を説得すること）、暴力を行使する男性と被害者女性の両者への対応（警察、ソーシャルワーカー、法律扶助、女性専門シェルター、男性の行動変容プログラムおよび医療施設など、幅広い対応機関のための資金、人員、訓練、技術および省庁間のデータ共有と緊密な連携を改善すること）、制度（DV被害者に対する強制的支配に利用される、子どもの親権や養育費制度を含む家族法、銀行、保険、金融サービス、オンラインツールや技術など、政府や法制度の抜け穴をなくす）、産業（アルコール、ギャンブル、性産業など、DV被害を悪化させる産業に的を絞った規制）、エビデンスに基づく政策（殺人および自殺の両方を含むDV犯罪と被害に関する理解深化を目的として、2022年に設立された家庭内・家族内・性的暴力委員会の機能と権限の強化：www.dfsvc.gov.au/を参照。）（Report of the Rapid Review of Prevention Approaches、2024年）

《外国文献紹介》

治療法学的な被疑者取調べ：経験的手法による治療的效果の研究

指宿 信（センター長・成城大学教授）

はじめに

本稿は、治療法学の観点から被疑者取調べにおける治療的效果を論じたフィンランドの論文、Kent Madsen, “Therapeutic Jurisprudence in Investigative Interviews: The effects of a humanitarian rapport-orientated and a dominant non-rapport orientated approach on adult’s memory performance and psychological well-being” (2017) の紹介である。本論文は著者の Madsen がオーボ・アカデミー大学 (Åbo Akademi University) に 2017 年に提出した学位論文で、自身の既発表論文¹ や学会報告を元に、先行する同種研究の成果を網羅したメタ研究と、自らがこなった実証研究を合体させた 100 頁ほどの大部な作品となっている。著者は現在、ルンド大学 (Lund University) 客員講師を務めているということである。司法心理学 (forensic psychology) が専門で、捜査取調べ (investigative interview) を研究分野とする。Madsen 自身、長年警察に勤務経験があり、取調べの実務経験により被聴取者において不安、恐怖、心的外傷後ストレスが被害者のみならず被疑者にも現れることを実感し、研究の道に進んだようである。

周知のとおり、これまで治療法学は司法過程においては裁判過程を中心に適用、応用されてきた。当ジャーナルでも多く紹介されてきた各種の問題解決型裁判所 (problem solving court) がその典型である。一方で、わが国では弁護活動を通じた治療的司法の実践が積み重ねられてきているのが特徴的であろう。

他方で、治療法学は裁判過程にのみ限定されるわけではなく、当センターでは他の領域、たとえば矯正・保護の領域でも TJ 的視点が応用可能と考えてきた。そうしたところ、これまでほとんど言及されることのなかった被疑者取調べにも TJ 的アプローチが有効であるとの研究が少ないながら今世紀に入って登場している（たとえば、尋問のスタイルによって心理的ストレスを緩和できる可能性があることが複数の研究によって示唆されている。Fisher & Geiselman, 2010; Holmberg,

Christianson & Wexler, 2007; Shepherd, Mortimer, Turner & Watson, 1999)。

今回は、フィンランドからそうした TJ 的考え方に基づいた被疑者取調べ方法を導入することによって、被疑者からの情報収集ならびに被疑者本人の更生に有益かつ有効なものとするという意欲的な研究が発信されているので、これを紹介することとした次第である。

これまた周知のとおり、被疑者取調べ録音録画制度（但し、義務的な範囲は限定されている）が 2019 年に法制化されて以降、徐々にこの国の取調室でおこなわれている被疑者取調べの尋問方法の実態を把握できるようになっている。いかにそれらが未発達で、人格を侵害したり黙秘権を侵害したりするものであるかが、映像や音声を通して明らかになるようになったのである²。

そうした中、伝統的な日本の取調べ尋問の方法からすると意外に思えるかもしれないが³、人道的で被疑者の更生に力点を置く TJ 的な取調べ方法の有効性を検討した本論文の提示する知見は今後の改革されるべき取調べ実務に大いに参考になると同時に、TJ 研究の範囲を拡張し TJ の応用可能性を示すものというべきで、先行研究の少ない領域でありその学術的価値は高いと言えるだろう。

1 論文の概要

本論文は、治療的司法という法学的アプローチを採用し、捜査取調べの場面において、人間関係重視型 (humanitarian rapport-oriented interview) および非人間関係重視型 (non-rapport oriented interview) のそれぞれの取調べ技法に関するアプローチが成人被疑者の記憶力と心理的幸福感に及ぼす影響を実験的に調査したものである。

治療法学とは、法律や法的手段を、治療効果をもたらすか、あるいは逆効果をもたらすかの社会的要因と捉え、関係者の心理的安定を促進するような方法で法的プロセスを遂行することを目的とした司法哲学とされている。

筆者は、警察の事情聴取者も、その法的業務がどのよ

うに実施されるかを左右する権限と裁量を持って以上、被疑者に対して治療的な役割を果たす存在と見なすことができると考えている。これまでの先行研究によれば、人道的なインタビュー方法を採用することで、被聴取者において自身が尊重されていると感じ、そのため協力的な態度で臨み、思い出す限りのことをすべて報告しようとするのが明らかになっている。そうした傾向は犯罪被害者でも被疑者でも変わらず、支配的な方法でインタビューされた人々と比較して心理的な幸福が高まったと報告されている(被害者につき、Holmberg, 2004, 2009、被疑者につき、Holmberg & Christianson, 2002)。ただし、各面接方法に対する回答者の反応は彼らの性格によって影響を受けるということも分かっている。

ただ、これまで取調べに関する研究で、TJの視点を取り入れたものはほとんど見られない。確かに、20世紀後半、不適切な尋問戦略が原因で生じたいくつかの著名な冤罪事件への反応として、**捜査面接** (investigative interviewing) の概念は1990年代初頭に英国で開発され始めた(Gudjonsson, 2003a; Milne & Bull, 1999; Shepherd & Griffiths, 2013)。この捜査面接とは「**尋問・取調べ** (interrogation)」を含む幅広い用語であり、その基本は、自白に焦点を当てるのではなく、真実を追求するアプローチを前提とする。また、捜査面接の主な原則のひとつとして、捜査官は被害者、目撃者、容疑者への尋問の際には公正に行動しなければならないというものがある(Milne & Bull, 1999; Shepherd & Griffiths, 2013)。

この観点では、捜査面接は、ラポール(信頼関係)と名付けられた相互行為者間の複雑かつ動的なポジティブな相互作用(Fisher & Geiselman, 2010; Kelly, Miller & Redlich, 2015)を伴うもので、その重要性は、捜査面接の重要な目標を達成するために法医学の文献で強調されている。例えば、被面接者の協力を得る、および/または記憶の想起を増やすことなどである(例えば、Abbe & Brandon, 2012; Kieckhafer, Vallano & Schreiber Compo, 2013; St-Yves, 2006; Vallano & Schreiber Compo, 2011, 2015; Walsh & Bull, 2010を参照)。これまでの研究では、ラポールを重視した面接スタイルとそうでないスタイルでは、被面接者の記憶想起のパフォーマンスに違いが生じることが示されてきたし(Collins, Lincoln & Frank, 2002; Holmberg, 2004; Vallano & Schreiber Compo, 2011)、心理的ウェルビーイング(psychological well-being; 以下、PWBと略)にも違いが生じることが示されてきた(Holmberg, 2009; Holmberg et al., 2007; Vrij,

Mann & Fisher, 2006)。

しかしながら、捜査面接に関する文献では、ラポールに関する経験則に基づく定義が欠如しており(Borum, Gelles & Kleinman, 2009)、また、ラポールを築く方法の詳細な記述や、ラポールが成人との面接結果にどのように貢献するかを決定する経験的証拠も欠如している(Abbe & Brandon, 2012)(ただし、ラポールについてはWalsh & Bull, 2012を参照)。

本論文の目的は、先行研究を拡大し、人間性を備えた(ラポール志向の)アプローチと、それと対照的な支配的な(ラポール志向ではない)アプローチ(Holmberg & 2002年、ホルムバーク、2004年)を、成人の記憶力とPWBに及ぼす因果効果を実験的に調査することであり、そして、ラポールに関する文献の理論的および経験的な欠点を補うことにある(Borum et al., 2009年、Abbe & Brandon, 2012年)。

さらなる目的としては、特に捜査面接の場面におけるPWBの定義と測定に関して、TJの理論的基盤に貢献することも追加されている(Roderick & Krumholz, 2006; Slobogin, 1995)。

本論文は、実験データに基づく4つの研究報告(研究Iから研究IVまで)から構成されている。

研究I (Holmberg, U., & Madsen, K. (2014). "Rapport Operationalized as a Humanitarian Interview in Investigative Interview Settings", *Psychiatry, Psychology and Law*, 21(4), 591-610)からは、人間関係構築を重視したアプローチでインタビューを受けた被験者は、そうでないアプローチでインタビューを受けた被験者と比較して、はるかに多くの情報を報告したことが明らかになった。

研究II (Madsen, K., & Holmberg, U. (2015a) "Interviewees' Psychological Well-being in Investigative Interviews: A Therapeutic Jurisprudential Approach", *Psychiatry, Psychology and Law*, 22(1), 60-74.)では、最初のインタビューの結果から、時間(インタビュー前と後)とインタビュー手法が被験者の不安に及ぼす交互作用が示された。その後の分析では、非ラポール志向のアプローチを用いた被験者は、人道的なラポール志向のアプローチを用いた被験者よりも、インタビュー後の不安レベルがわずかに高いことが示された。また、2回目のインタビューでは、時間とインタビュー手法の交互作用が被験者の一貫性感覚に影響を与えることが示された。人道的ラポール志向のアプローチを用いたインタビューでは、インタビュー前よりもイン

タビュー後において一貫性感覚が高まり、PWBも高まったことが報告された。

研究Ⅲ (Madsen, K., & Holmberg, U. (2015b). "Personality Affects Memory Performance and Psychological Well-Being in Investigative Interviews: A Therapeutic Jurisprudential Approach", *Psychiatry, Psychology and Law*, 22(5), 740-755) では、最初のインタビューにおいて、神経症傾向は意思決定および行動記憶の想起の増加を予測し、その傾向は、人間関係重視のアプローチでインタビューを受けた人の方が人間関係重視でないアプローチでインタビューを受けた人よりも強いものであることが明らかになった。研究Ⅲの2回目のインタビューでは、経験への開放性については意思決定および行動記憶の想起の減少を予測し、外向性については周辺記憶の想起の減少を予測して、実験がおこなわれた。結果、非ラポール志向のアプローチでは、神経症傾向と中心視覚記憶の想起との間に負の相関が見られ、人道主義的ラポール志向のアプローチでは、決断と行動の記憶の想起と向上との間に負の相関が見られ、経験への開放性と誇張された中心視覚記憶の想起との間に正の相関が見られた。さらに、両方のインタビューにおいて、外向性と調和性は、より高い首尾一貫感覚とより低い状態不安を予測させた。

研究Ⅳ (Madsen, K., & Santtila, P. (submitted), "Interview styles, adult's recall, and personality in investigative interview settings: mediation and moderation effects", Manuscript submitted for publication 博士学位論文に追加) では、2回目のインタビューにおいて、3つの完全媒介モデルが明らかになった。1つ目のモデルでは、インタビュー・アプローチが被験者の中心視覚記憶の想起に及ぼす間接的影響は、人道主義指数 (インタビューアーの態度) によって媒介され、記憶の想起が増加することが分かった。2つ目と3つ目のモデルでは、インタビュー・アプローチが被験者の中心視覚記憶の想起に及ぼす間接的影響と、意思決定および行動記憶に及ぼす間接的影響は、それぞれ支配的指数によって媒介され、想起が減少することが分かった。面接者の態度を評価する個々の項目の追跡分析により、人間性指数における面接者の親切さや協調性を含む2つの完全媒介モデルと、支配的な指数における面接者の否定的な態度、無関心、焦り、そっけなさ、頑固さを含む4つの完全媒介効果が明らかになった。これにより、これらの変数が当初の調査結果に寄与していることが示唆された。さらに、2回目の面接における面接対象者の性格に関わる交互作用効果が検出された。

Madsen は、以上の経験的研究に基づき、次のような知見が得られたとまとめている。

すなわち、基本的に、人道的なラポール志向のアプローチは、ラポール志向ではないアプローチと比較すると、すべての重要な部分において、被験者 (被疑者や犯罪被害者ら) の記憶想起を促進するとともに、心理的な幸福度も高めることである。これに対し、ラポール志向ではないアプローチは、人道的なラポール志向のアプローチと比較すると、やはりすべての重要な部分において、被験者の記憶想起を妨げるとともに、PWBの低下にもつながった。

2 解 説

治療的司法 (TJ) は、法的措置に置かれる個人の心理的ウェルビーイング (PWB) を促進する方法を通して法的プロセスを遂行することを目的としている (Slobogin, 1995; Stolle, Wexler, 1996)。法学研究では無視されてきたミッションを掲げるこの司法哲学は、刑罰中心の司法から人間中心の司法を目指すように企図され、それに基づいて司法過程に導入が試みられてきた。この企図・目的は、例えば治療法学の創始者の一人である Winick (1997) が述べているように、すべての法的規則、法的手続き、および法的関係者 (弁護士や裁判官など) の役割を含むものと見なされるべきとされているのである。

だが、著者 Madsen が指摘するように、TJ 的アプローチが取調べ場面で応用されることの効用をテーマとする調査研究は乏しい。Madsen の一連の論文や学会報告が公表される以前から、本博士論文の指導教員である Ulf Holmberg 博士による先駆的研究が見られるくらいである。Holmberg 博士のこのテーマに関する論稿としては、2007年に刊行された研究書のチャプター⁴や、2009年に刊行された研究書のチャプターなどがある⁵。Holmberg 博士はスウェーデンのクリシュンスタード大学 (Kristianstad University) 心理学研究所の上級講師を務めていて、Madsen による本論文の研究Ⅰから研究Ⅲが Holmberg 博士との共著論文となっていることから、この取調べにおける TJ 的アプローチに関する研究は Holmberg 博士とのいわば協働研究であると評価していいだろう。そこで以下、解説では Madsen のものも含めて、“Holmberg らの研究”と呼ぶことにする。

さて、一般的には、これまでの警察による取調べに関

する先行研究では、取調べスタイルについては通常、「情報収集アプローチ」と「糾問的アプローチ」に分類されてきた。いずれのアプローチでもラポールを活用することができるが、人道的な取調べスタイルは、より詳細な供述を引き出すためにオープン・クエッションで探索的な質問を用いることにより、肯定的なラポールを活用する情報収集スタイルとして概念化することができる。

これに対し、支配的なインタビュースタイルは糾問型のカテゴリーに位置づけられてきた。例えば、心理操作の使用や選択式の確認質問の使用により、被疑者に対する支配を確立するためにラポールが利用される可能性があるとされている。ここでの被疑者に対するインタビューにおける支配的なインタビュースタイルの目的とは、自白を得ることである (Kelly et al., 2013; Meissner et al., 2014)。

こうしたスタイルに対して、Holmbergらは、一連の研究を通じて、人間的なつながりを重視したアプローチが、取調べ場面において二つの点で重要な実際的な影響を持つことを確認したいと望んでいた。1つ目の影響として、犯罪捜査と法的プロセスに関連する状況を把握に改善があるということだ。2つ目の意味合いは、犯罪被害者および犯罪者の心理的ストレスがしばしば伴うことを踏まえ (Frieze et al., 1987; Holmberg & Christianson, 2002; Pollock, 1999)、被面接者の精神的苦痛の軽減に貢献することである (Pennebaker, 1997; Pennebaker et al., 1988)。すなわち、Holmbergらは、人間関係重視型のアプローチを取った捜査面接を通してPWBの増加が確認されれば、多くの点で社会に経済的利益をもたらす可能性があると考えている。

捜査面接の世界では既に自白を追及する「糾問的アプローチ」は虚偽自白を誘発する危険性を高めることになるため⁶、これに代わる被尋問者の尊厳を守りつつ情報を収集するアプローチが主流となりつつある。「糾問的アプローチ」の代表的な尋問技法であった「リード・テクニック (REID Technique)」⁷は米国で1950年代に生まれ各国へ普及したが、21世紀に入りこうした手法からの離脱が世界各地で起こっている。その先頭を切っているのが、取調べの録音録画時代に尋問技法を開発した英国で、「PEACE モデル (PEACE Model)」⁸と呼ばれる情報収集型の取調べ技法を生み出した。

今後、このPEACEモデルにTJ精神を組み込んだHolmbergらの提唱する「人間関係重視型」のアプローチがどのように受容され、そして発展するのか注目されるところである。

わが国でも取調べの可視化 (録音録画制度) の開始を踏まえて警察庁では情報収集型の取調べ技法の実装が試みられたというが⁹、報道等によればまだまだ現場で展開されている取調べの実態はとても情報収集型にはほど遠い¹⁰。弁護士アンケートを見ても、「取調べについて、警察の対応に疑問や不満があるか」という問いにつき6割以上が「とてもある」「ある」と回答していることを見てもこの状況は否定しがたいであろう¹¹。

また、検察官の取調べについては体系的な教育すらおこなわれていないようであり、近時、国家賠償訴訟で明らかになった検事調べの映像は、被尋問者の人格を貶め人間関係を支配するような言動で満ちており、その意図はともかく表面的な尋問実態は早急に改革を必要とする状況にあると言わなければならない。

世界中で研究されている尋問技法の成果と到達点に学ぶべきであろう。

注釈

¹ Ulf Holmberg & Kent Madsen, “Rapport Operationalized as a Humanitarian Interview in Investigative Interview Settings”, *Psychiatry Psychology and Law* Vol.21 No.4 (2014)pp.591-610; Kent Madsen & Ulf Holmberg, “Interviewees’ Psychological Well-being in Investigative Interviews: A Therapeutic Jurisprudential Approach”, *Psychiatry Psychology and Law*, Vol.22 No.1 (2014)pp. 60-74; Kent Madsen & Ulf Holmberg, “Personality Affects Memory Performance and Psychological Well-Being in Investigative Interviews: A Therapeutic Jurisprudential Approach”, *Psychiatry Psychology and Law*, Vol.22 No.5(2015).

² 拙稿「私の視点：取調べの抜本的改革を急げ」朝日新聞 2024年8月23日付け

³ もっとも、英国では被尋問者の人格を尊重した取調べ方法、「倫理的取調べ (ethical interviewing)」が模範とされている。その概要を報告したものとして、指宿信「倫理的な取調べは可能か？—英国の実践から学ぶ」2020年法と心理学会個別報告 (2020) など。

⁴ Ulf Holmberg & S. Christianson, “Interviewing Offenders: A Therapeutic Jurisprudential Approach”, from *Offenders’ Memories of Violent Crimes*, S.A. Christiansen, ed(2007).

⁵ Ulf Holmberg, *Investigative Interviewing as a Therapeutic Jurisprudential Approach (From International Developments in Investigative Interviewing*, P 149-175, Tom Williamson, Becky Milne, and Stephen P. Savage, eds.(2009).

- ⁶ 詳しくは、たとえば以下参照。Kozinski, Wyatt (2018) “The Reid Inter rogation Technique and False Confessions: A Time for Change,” Seattle Journal for Social Justice: Vol. 16: Iss. 2, Article 10.
- ⁷ フレッド・E・インボー、ジョン・E・リード、ジョセフ・P・バックリー著；小中信幸、渡部保夫共訳『自白：真実への尋問テクニック』（ぎょうせい、1990）参照。
- ⁸ R. ミルン、R. ブル著；原聰編訳『取調べの心理学：事実聴取のための捜査面接法』（北大路書房、2003）参照。
- ⁹ 概要については、「教本『取調べ（基礎編）』の概要」を、具体的技術については、『取調べ（基礎編）』（2012）をそれぞれ参照。<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/sousa/index.html>
- ¹⁰ 上記取調べ技術の開発後も、報道されただけで枚挙に暇がない。最近のケースとして以下参照。「取り調べ中に「どつき殺すぞ」「泣かすぞ、お前」…警官が暴言、脅迫罪で略式起訴」読売新聞 Web 版 2022 年 9 月 7 日 <https://www.yomiuri.co.jp/national/20220906-OYT1T50181/>、「本当はなかった銃弾紛失「お前しかおらん」取り調べで“サイコパス”と暴言も…うつ病を発症した警察官が提訴【奈良発】」FNN プライムオンライン 2022 年 10 月 10 日 <https://www.fnn.jp/articles/-/426690>、「男性巡査長、取り調べ室で男子中学生の胸ぐらつかむ…「正しい方向へ導きたかった」」読売新聞 Web 版 2023 年 5 月 8 日 <https://www.yomiuri.co.jp/national/20230508-OYT1T50138/> 等参照。
- ¹¹ 「【詳報】警察への不満アンケート「取り調べ」編 未だに多い暴言・誘導、弁護士の怒り募る」弁護士ドットコム (2023 年 2 月 6 日) https://www.bengo4.com/c_1009/n_15614/

《研究会記録》

米国ドラッグコート関係者が語る問題解決型裁判所（トリートメント・コート） —第45回 治療的司法研究会 2024年10月14日・立正大学—

ファシリテーター：丸山泰弘（センター客員研究員・立正大学教授）
登壇者：デイビッド・ウォレス (David Wallace) 氏（米国ミシガン州検察官）
登壇者：ブライアン・マッケンジー（Brian MacKenzie）氏（米国ミシガン州元裁判官）
通訳：水藤昌彦氏（山口県立大学教授）
記録採録：大橋いく乃（弁護士・治療的司法研究会幹事）
編集：ジャーナル編集委員会

1 研究会の趣旨と概要

丸山：

TJ 研究会と刑事立法研究会の社会内処遇班との共同研究会です。研究会に先立ちまして、今回アメリカから元判事や検察官が来られた理由を説明するために、私とドラッグ・コート研究について少しお話しします。私が学部生の頃、おそらく 2001 ～ 2002 年ぐらいに、ドラッグコートについて勉強を始めました。薬物依存の対策を学部時代に所属していたゼミで発表しようとして、同級生とは違った角度の対策を模索していました。そのときに日本語でドラッグ・コートについて紹介されているペーパーを見つけました。それが当時は 1 つか 2 つだったんです。それをゼミで報告したときに私自身は先生や皆んなに「よく見つけてきたね」と褒められると思っていました。その日のゼミには、たまたま、アパリの尾田さんがゲストでいらっしゃっていました。日本に全くない制度をこれらの論文を元に紹介したときに、「なぜアメリカがこうなっていると 1 つの論文で言えるのか」と厳しく叱責する尾田さんがそこにいました。今なら笑って話せますが、若干 20 歳やそこの学生に言うことではないなと思っていたのを今でも思い出します。

その時に、私はそのまま心折れることがなぜかなくて、「じゃあ、今すぐアメリカに本物のドラッグ・コートを見に行けばアメリカのことはこうですって言うていいんだな」と思ってすぐアメリカに行ったんです。それが 2003 年でした。そのときに初めてカリフォルニアで初のドラッグ・コートを始めた（アメリカ国内では 2 つ目のドラッグ・コートを始めた）Peggy Hora 判事に会いました。Peggy は日本から来た若者をとても可愛がってくださって、私だけでなく家族ぐるみで公私共に 20 年以上にわたりサポートしてくれました。私は約 2 年間 UC Berkley に留学で行っており、その間も、子

どもの緊急連絡先として小学校に登録してくれました。ほんとに私にとってはアメリカの母（American Mom）だったし、彼女も、私のことを Japanese son だと言って刑務所や裁判所などの調査においても助けてくれたんです。ただ、残念なことに、Berkeley 留学から日本に帰ってきた 2020 年の COVID-19 ときに、Hora さんが亡くなってしまいました。本当にアメリカの母のように慕っておりましたし、亡くなったことがすごく悲しかったです。それだけでなく、プライベートなことだけでなく、研究面においてもアメリカとのつながりとか今後の調査においてもサポートをしてもらえないということでもショックを受けていました。その悲しいニュースの後、1 年か 2 年したときに、本日研究会に来てくださっている David Wallace さんが私に「Are you Peggy's Japanese son ?」ってメールをくれたのです。私はすぐに「Yes」と答えていました。

Peggy が、あらゆるところで「私には日本の息子がいる」と言ってくれていて、こちらにいらっしゃっている David Wallace 検事と Brian Mac-Kenzie 元判事、そしてもう 1 人、その Peggy Hora さんの 3 人で Justice Speakers Institute という団体を設立されました。この団体は Problem solving court とか Therapeutic Justice の理念をアメリカ国内や国外で研修を行い、その概念を広めていくという活動をされています。後でこの Justice Speakers Institute の紹介自体はゲストご自身でやっていただきます。その共同設立者 3 人で co-founder（創設者）として立ち上げられていて、Peggy が亡くなった後に私に連絡をくれて日本に会いに行きたいって言って来てくれたのです。

最初、彼らは日本に「観光と私に会いに来る」と言っていたのですが、せっかく問題解決型裁判所の現役検事と元判事の 2 人が来るのに、日本の研究者に会わない

のはもったいないなと思ってしまいました。それで本日の研究会を企画することになりました。本来なら私の野望として、もっともっと大きなイベントとしてドラッグ・コートの模擬裁判をやりたいかったです。日本の裁判官も呼んで、ドラッグ・コートのチームにも来てもらって、同じ薬物事件をドラッグ・コートならどう裁くか、日本の裁判ならどう裁くかっていうのを、模擬裁判でやってみたいなというのを企んでおりました。ただ、今回はご本人たちも小さなミーティングがしたいってことだったので、この分野の研究者であったり、リサーチャーであったり、この分野に興味のある人たちに集まってもらって、こういうミーティングを開こうということで今日に至ります。

ということで、前置きがちょっと長々となりましたけれども、以上が本日の研究会開催に至る経緯となります。それでは早速はじめましょう。

2 研究会記録

ウォレス（David Wallace）：

今日は、皆さんとお会いできて大変うれしいです。今からもうかなり昔になるんですけれども、私は先ほどお話のあった Hora 判事や、ほかの検事、判事たちと一緒に Justice Speakers Institute という団体を設立しました。

この Justice Speakers Institute というのは、私の楽しみのためにやっている仕事であって、本職は検察官を35年間務めています。それと共に、ドラッグコートや問題解決型裁判所で働く専門職のための団体にも加入しています。つい最近ですけれども、ミシガン州における問題解決型裁判所で働く専門職のための団体の会長に選ばれたばかりです。趣味として写真もしていますので、今日はそれもあって皆さんの写真を撮らせていただいたりなどしますが、ご了承ください。既に日本に来てからも写真をたくさん撮って楽しんでおります。

マッケンジー（Brian MacKenzie）：

私の名前は、Brian MacKenzie と申します。引退した判事で、今から10年ほど前に引退しました。Justice Speakers Institute の創設者の1人ということになります。この団体が何をしているかですが、われわれの団体は世界でも稀に見る、非常に珍しい試みだと思うんです。講演であったり講義であったりコンサルテーションであったりカリキュラムの開発であったりというような、

法律学にまつわる活動を（法律家が）世界的に行っている団体です。基本的にはアメリカでの活動が多いんですけれども、世界中で、例えば最近であればオーストラリアで、問題解決型裁判所に関する講義等を行った実績もあります。基本的にはドラッグコートや問題解決型裁判所に関する問題を取り扱っています。

今日皆さんとご挨拶をすることができ、ありがとうございました。感謝申し上げたいと思います。そして、丸山さんには、「Justice Speaks」というわれわれのポッドキャストに出演いただいたことと、それから、日本の刑事司法制度の実態について、情報交換を提供していただいたことについて感謝したいと思います。

この Institute に参加している人は多岐に渡っていて、裁判官、検察官、弁護士、それからさまざまなセラピーに関わる人たちや保護観察官であったり、心理士であったり、あるいは医師といったような職業の人たちが加入しています。

我々のこの組織として到達しようとしている目標としては、この世界の中において正義の実現を目指しています。この Institute に加入をしている人たちはほぼ全員が、アメリカで Treatment Specialty Court、すなわち治療的司法に特化した法廷に関わっているということになります。

先行研究結果を見ると、こうした法廷というのは、特に依存物質に関する問題を抱えている人たちに対処をするという意味では最も有効性の高い取り組みだということが分かっています。

私自身、3つの異なる種類の法廷の上席裁判官として活動をしてきました。1つは飲酒運転に関する法廷 (Driving Under Influence Court)、2つ目が大麻に関する法廷 (Drug Court) で、そして3つ目が退役軍人に関する法廷 (Veterans Court) ということになります。

特にアルコールに関しては、ミシガン州には Driving Under Influence Court (DUI Court) という飲酒運転に特化した法廷がありまして、ここに関する調査を見ますと、再犯率を非常に大きく低減させるという結果がもたらされていることが分かっています。今お話をした研究については、オンラインで入手することも可能ですし、必要であればデイビットか私にコンタクトしていただければ、その論文を差し上げることもできます¹。

アメリカでは、飲酒運転の再犯率は大体3分の1程度に上ります。ですので、飲酒運転で検挙された人の3分の1程度が再犯であるということです。2回目の逮捕になると大体、飲酒運転で検挙された人の50%程度が、

次の逮捕を経験するという状況になります。これらの人たちの多くはアルコール使用障害の症状に苦しんでいると考えられます。

私自身が担当していた DUI に関して言えば、この2回目の違反、2回目の飲酒運転をする被告人に焦点を当てまして、その結果、再犯率が10%程度まで低減したという実績があります。そのための方法ですが、判事だけではなく、ドラッグコートのチームとして裁判官、検察官、弁護人、セラピスト、保護観察官、その他コミュニティの中にいるその他の個人を巻き込んで、チームとして対処をするということをしてきました。

ウォレス：

そのチームという面で言えば、私自身は検察官ですが、今日この研究会に、弁護士の方々も参加をされているということで、両者の関係というのは、感情的にはありませんけれども、やはり敵対的なものになっていきがちです。

しかし、こういったドラッグコートでは、弁護人、検察官、そして判事が、トリートメントを提供するプロバイダー、そして保護観察官などと共に、問題にアプローチをしていきます。その問題にアプローチするに当たっては、この被告人が何らかのアルコールであったりドラッグであったりという問題に苦しんでいるのをどうやったら止めることができるのか、それを止めるためにどのような援助ができるのかという観点から、チームとして検討していくということになります。

その意味で言うと、こういった活動は、ある意味、われわれにとっても褒賞的な部分があるというふうに感じています。これは検察官としても、こういったようなドラッグコートのプロセスを無事に終わることができればそれは「卒業」というふうに思いますが、そのようなところに到達ができるというのは検察官にとっても、そして裁判官にとっても、非常に褒賞として自分たちにとっての経験だというふうに考えます。拘禁をすることに比べれば、そのような形で本人が問題から回復をしていくというプロセスを見ることができるからです。

この（トリートメント）法廷については、1つ重要なポイントがあります。それは、われわれ、こういった関係者がチームとして共に働くわけですが、最終的な決定権は常に判事が持つということです。判事が最終決定をします。ですので、そういう意味で言えばわれわれは共に働いてはいるわけですが、もともと裁判制度というものを考えれば裁判官が最終判断者であるべきですし、それは、そのような形が保たれるべきだと考えてい

ます。必ずしも私はそれが好きではありませんけれども、そのような形であるべきであると考えますし、裁判官は、最終的に決定するに当たっては、さまざまな情報を手に入れて、それらを比較考慮して、最終的な判断をするということになります。

マッケンジー：

ですので、こういった（トリートメント）法廷では、裁判官が、チームのメンバーがもたらすさまざまな情報を全てまとめていきます。チームのメンバーの声に耳を傾けるということになるのですが、私が理解しているところでは、恐らくこういった過程というのは日本の方が「簡単に」というか、日本の方がそこは難易度が低くそういったことができるのではないかなというふうに思います。

われわれは、最終判断をするに当たって、心理学的な側面からのテストを用いています。これは、薬物の依存のレベルがどの程度の深刻度のものなのかを判断するために用いられているツールで、これを使ってどのようなアプローチを用いるかというのを決定していくということになります。

そのときに用いる方法ですが、まずひとつはトリートメントを確実に受けられるような状況を作ることがあります。特にオピオイドの使用の場合には薬物療法が有効であるということが先行研究によって明らかになっていますので、ただ単に、“止めろ”というふうに説明をするだけではなく、そこに薬物療法をきちんと適用するということが効果が高いということが分かっています。

それと共に組み合わせるのが、アルコールあるいはドラッグの検査ということになります。そこに一定のインセンティブと罰則というのを組み合わせしていくけれども、先行研究によれば、罰則を科すよりもインセンティブを設ける方が行動の改善にはつながりやすいということが分かっている、両者を比較するとインセンティブの方が4倍効果が高いということが研究では分かっています。

ウォレス：

刑事司法システムの中で働いている検察官として言うことは、私は検察官として罰を与えるという、典型的には拘禁をするわけです。この一連の流れに慣れ親しんでいるわけで、裁判を終了した人に対して、罰を科す。一方で公判を終了された人も、それに非常に意味慣れてしまって刑罰を予期している。多くの場合、拘禁刑になるだろうと彼ら自身も予期しているわけです。

ですが、ドラッグコートにおいては、トリートメントを受けることに対して褒賞や、何らかの報酬というものを与えることの方が、罰を与えるよりも効果的であるとされています。罰を与えても、どうすれば正しいことをすることにつながっていくのか、あるいは今の状況を変えることにつながるのかということを学ぶことにならないからです。それよりも、インセンティブを与える方がその人の行動変化につながる。しかも、そのインセンティブは必ずしも大掛かりなものである必要はなく、例えば、裁判官からよくやったという声をかけられるようなことでもいいのです。裁判官からそういったような肯定的な声かけをされるということ自体は被告人がもともと予期していないことなので、そういったような小さなことでも何かしらのポジティブな、積極的な働きかけということが有効だということが分かってきています。

そういう意味で言うと、ドラッグコートというのはチームで共通のゴールに向かって、専門職が協力をする。そのときにポジティブなステップを用いることによって被告人の行動の変容を目指す。行動の変容という利益が得られるという点で、通常の裁判所とは違いがあるので。

一方で、検察官として考えるのは、こういったような問題解決型裁判のドラッグコートの仕組みというのが全ての被告人に対して適当であるか、という疑問です。私は、そうとは言えないと考えています。特に、重大な犯罪を犯した人であったりとか、非常に強い怒りの感情を持っているような被告人であるとか、そういったケースでは（トリートメントコートのような）やり方が適切かという、そうとは言えないと思います。他方で、薬物依存症のような依存症の問題を抱える被告人に対しては非常に有効なやり方ではないかというふうに考えています。

これは悲しむべきことですが、アメリカにおいてはアルコールやその他の薬物に関する問題というのが非常に深刻な事態です。ですので、こういったドラッグコートのような取り組みというのが十分であるということではなく、われわれとしてはこのシステムをさらに広げていこうと努力しているところです。それによって、より多くの人々の生活に変化をもたらす、あるいはインパクトを与えるということができればと思っています。ただ、このやり方では、裁判所というのは一人一人の人に対して対応していくということになりますので、スピードとしては非常にゆっくりしたものになるんです。そうして、少しずつそういった変化を起こしていけているのではないかと考えています。

マッケンジー：

今のデイビット（ウォレス）さんのお話に関連をしてなんですけれども、丸山さんから事前に頂いた質問の中にこういうものがありました。「問題解決型裁判所が抱えている問題とは何ですか」という質問です。

丸山：

研究会前に彼らが運営するポッドキャストの収録²をしたのですが、その録音をするときに彼らから質問をされたのです。その質問は私が書いている論文「問題解決型の裁判所が解決すべき問題とは何か」³という論文³を過去に書いたことがあるので、その論文に関する質問をされました。

マッケンジー：

丸山さんが論文に書かれていた「問題解決型裁判所が解決しようとしている問題とは何か」という問いに関してお話をうかがったときに、アメリカの問題解決型裁判所が解決しようとしている問題というのは、伝統的なアメリカの刑事司法システムが問題を解決するようにデザインをされていないという問題があると指摘されました。ですので、刑事司法システムとして解決が必ずしもできてきてはいない問題に目を向けるということではないか、と思っていました。そのことを日本にいる研究者から発言されたということを私は非常に興味深く聞きました。

アメリカの問題解決型裁判所に関してわれわれがこのJustice Speakers Instituteを通じてお伝えをしたいと思っていることは、より多くの「目」がこの手続の中に入ることによって、問題の解決、そして行動の変容がより良いものになってくるということです。それが、今回われわれが今日ここへ来させていただいて、またエキサイトしている理由のひとつです。ぜひみなさんと、今後も、連絡を取り合っていければと思っています。

今日ここにいらっしゃる皆さんは何らかの形で、Therapeutic Justice（治療的司法）に関わりがある方が来ていらっしゃるというふうに聞いたんですけど、それで合っているでしょうか。

そうであれば、ドラッグコートについてたくさんしゃべり過ぎたかなというふうに思うんですが。というのは、ドラッグコートというのは、アメリカでは治療的司法の一部に過ぎず、治療的司法を実際に実践している場、というふうに考えられているからです。

デイビッド・ウェクスラー先生の論文などの著作を知っていらっしゃる方もいらっしゃるのかなと思います。ウェクスラー先生とは友人関係にありまして、ただお互

いの主張の上では、いくつかの相違というのがあって、それは恐らくウェクスラー先生は理論家であり私は実務家なので、その視点の違いに起因するのではないかなというふうに思っています。

私自身が思うのは、ドラッグコートが進展していくに従って、私自身が、判事としていかに実務に携わるかというところも変化してきたのかな、と感じています。

ウォレス：

私自身も検察官としての実務も変わってきたのかなと感じています。

マッケンジー：

ドラッグコートの判事を務めるようになるまでに私にはいくつかのあだ名が付いていまして、“ダーク”マッケンジーとか、“マッキジラー”というあだ名が付いており、どちらも強面というイメージです。新宿にすぐ前にゴジラがいるホテルがあって、そのホテルに入れたので、すごくうれしかったです。

このドラッグコートで働いている中で、いわゆる“恐怖”というものを（被告人の更生を促す）道具として用いるというのがそれほど効果的ではないということを考えるに至りました。それと共に考えるようになったのが手続的正義 (procedural justice) ということです。

手続的公正という概念については、アメリカでは、ヴァーナー判事が、この考え方についての論文の執筆をされています⁴。ヴァーナー判事によれば、この手続的公正とは、基本的には司法手続において人々が公正に扱われた方が、結果的に得られる成果というのはより良くなっていくということです。これは、研究によって明らかにその傾向があるということが裏付けられています。

この手続的公正には4つの原則があると言われています。1つ目はボイス（声）です。この意味については後ほどもう少しご説明します。それから、2つ目は中立的な立場を取るということと、3番目には相手に対する尊厳を示すということ、4番目が信頼に裏付けられた権威ということになります。

1つずつご説明をしていきます。

1つ目のボイスですが、これは被告人が法廷において、その手続に参加ができる力を持つということになります。裁判官に対して被告人が発言をすることができる、声を上げることができるということで、この力を高めることで、本人からの協力であったり裁判所の命令に対して従うということであったり、あるいはその手続自体に対する満足というものを向上させる効果がありま

す。これが、4つの原則の中では最も重要なものであり、これがあることによって残りの3つにも良い影響を与えていくという関係にあります。

2番目の中立性ですが、これは被告人から見て裁判官が公正でバランスの取れた立場を維持しているということです。つまり、訴追側と弁護側両者の立場に対して公正なバランスの取れた立場を維持しているということです。

裁判官が中立性を保っていると感じている被告人は、裁判の結果を受け入れる可能性がより高くなります。その結果は場合によっては本人に対して非常に不利となる内容になるかもしれませんが、それを受け入れる可能性というのが高まるのです。

3番目の相手に対して尊厳を伴う取り扱いをするというのは、日本においてとても励行されているように思いますし、アメリカは日本に比べるとこういった慣習というのが、ちょっと弱いように感じています。

ちょうど昨日、ホテルでコンシェルジュの人にレストランに向かうタクシーを依頼したんですね。そうしたら、そのコンシェルジュの女性がタクシー乗り場までわたしたち2人を案内してくれました。そしてタクシーに乗って自分たちが出発をした後、デイビットがちょっと振り返って見たら彼女がまだ頭を下げていたんです！日本だからだろうと思います。アメリカでは絶対そのようなことは起こり得ません。

ここでいう尊厳を伴った取り扱いというのは今申し上げたような相手への丁寧さというものとはまた違っていますけれども。ただ、今申し上げたようなエピソードというのは、アメリカでもしそれがあったとするならばそれはちょっとばかげていると思うぐらい丁寧ということになります。もちろん日本で行われていることがばかげているとは私は思いませんし、そこは文化的な差異というものに起因するものだと思っています。

ここでいう「尊厳を伴った取り扱い」とは、その被告人に対して、その被告人が何者なのか、その人自身であるということについて、個人の尊厳を尊重することなのです。具体的に言いますと、その人の権利が守られるということです。アメリカにおいては権利というものが非常に重要視をされているということにも関係があるでしょう。

最後に、「信頼に基づく権威」ということについてお話をします。信頼とは、司法システムがその被告人のことをケアしているということ、そして、法廷にいる人たちが、本来的な意味でその被告人が変化をしていくのを助けようとしている感覚が得られることです。司法シス

テムは、その人にとって、正しい意味での結果をもたらすように努力をしているという意味において、被告人から信頼をされなければなりません。

以上、これら4つを組み合わせることによって、司法システムに正当性がもたらされます。そして、正当性がもたらされることによって、下された判決というのを被告人も受け入れるという意味につながっていくのです。

訴訟当事者の満足度に関する研究というのがあるんですが、アメリカでも日本でもいいんですけども、皆さんが思われる訴訟当事者の満足につながる要素って何だと思われませんか？

その裁判において勝つということが満足であるというふうに思われる方どれぐらいいらっしゃいますか？

相手方が負けるということに対して満足感を得るというふうに考える方ってどのぐらいいらっしゃいますか？

研究調査の結果を申しますと、そのような訴訟の結果によって満足度が変わるということよりも、先ほど申し上げた手続的な公正が保たれているというところでその法廷に出た個人が手続中、公正に扱われているという点が一番満足度につながっています。アメリカで行われた調査では回答者の81%が、手続的公正が満足につながるというふうに答えているのです。

ですので、手続的公正が保たれた法廷、裁判所というのがより効果的でありまして、その方が裁判所が下した命令を重視する率ですとか、それから、保護観察の条件に違反をしないとか、再犯に至りにくいとかが変わってくる。あるいは、公共の満足につながっていく。だから、そちら（手続的公正を確保すること）の方が効果的であるというふうになります。

そこから派生するんですが、再犯に関して私が考えるのは、最初に申し上げたボイスの部分です。被告人による発言です。多くの人は、裁判官が被告人とどの程度の時間を過ごすかということに関係ないだろうと思われるかもしれませんが。

でもそれは間違っています。調査によると、裁判官が3分以上の時間を被告人に費やすということができれば、基本的には再犯率は、倍以上の率で低減すると報告されています。3分と言いましたが、例えば5分から6分、6分から7分、8分以上と、過ごす時間が長くなっていくほど、再犯率に対する影響というのは良い影響を与えるというふうになっていまして、わたし個人の見解というわけではなくて、実際にこのような調査報告があるのです。

アメリカの感覚で言えば、事件を非常にたくさん処理しますから、3分間というのは永遠に近いような時間で

すし、8分なんていうのはもう考えられないぐらい長い時間というのが実情です。

けれども、この時間の長さとは別に、このボイス、つまり、被告人が声を上げることができるというのは、たとえそれが3分という時間であったとしてもそれによって得られるものというのは非常に大きいのです。

なぜだと思われませんか？

なぜかという、ボイスが入ることによって両者の間に対話が成立するからです。そのボイスがあることによって、被告人が自分の声に裁判官が耳を傾けたというふうに感じるからで、このボイスというのは他の3つの要素の基盤になるのです。

私がかつてまだ戦闘的な判事だったときに、ほかの裁判官と論争になったことがあります。ひとりの判事は、私が間違っているということで4時間議論したんです。ということは、私は、非常に多くのボイス、声を上げることができたわけです。ですが、結局私はやっぱり間違っていたというふうに今は考えています。それが私の判事としての実務を変えた非常に大きなきっかけということが言えると思います。

なぜなら、“恐怖”を与える代わりに、手続的公正を保障することの方がより効果的ですし、より良い結果をもたらすことができるということを学んだからです。

それ以外にわれわれが学んだことといえば、ドラッグ・トリートメント・コートに関して、先ほど“インセンティブ”と“罰則”というのを比べれば、インセンティブの方が4倍効果が高いという話をしましたけれども、ドラッグ・トリートメント・コートを別にすれば、アメリカの裁判所において、いわゆるインセンティブということが用いられることはほぼないという事実です。

ということは、伝統的なアメリカの裁判所、法廷というのは、ドラッグ・トリートメント・コートに比べると、手続的な公正性というところでは、比べようもなく低いと言えると思います。

ウォレス：

わたしからは検察官としての経験をお話します。ドラッグコートの仕組みが始まる前は、システムとしては、例えば飲酒運転をした人に対してどのように対応をしていたかといえば、裁判官は、飲食運転をした人に対して、今回は飲酒運転という「ミス」を犯したのだと捉えます。けれども実際には、その被告人には恐らく依存症の問題があるということなので、結局は再犯するわけです。そして司法システムにまた戻ってくる。そうすると今度

は検察官として何と言っていたかという、その人は良くない人だ、ということを主張して、より重い罰を求めるということになり、拘禁刑を求めるということになっていました。

もちろん、そういったやり方というのは効果的ではありませんから、3回も4回も5回も再犯を繰り返してまた法廷にやってくるわけです。その度に、より厳しい罰を（検察官は）求めていくということになって、より長い刑を求刑するということになります。しかし、こういった対応はそもそものその人の問題というのを明らかにしてそこに取り組むということではありません。そういう意味では、先ほどのようなボイス、本人にきちんと自分の状況について話ができるような状況を作って被告人と話をさせること、そして、本当の意味で被告人の中で何が起きているのか、被告人の周りに何が起きているのかということ（裁判所が）明らかにしていくということが求められるはずです。

このことを可能にするためには時間も必要ですし、それなりの努力も求められますし、さまざまな労力もかかるということになります。それは検察官でもそうだし、弁護人も、裁判官も同じです。そしてトリートメントを行うにはチームとしての取り組みということになります。しかし、それによって被告人に変化をもたらすことができます。それは決して楽な仕事ではありません。そして、これは被告人自身にとってもそうだということになりますので、何かを変化をさせるという被告人自身にとっても大変なことだと思います。

マッケンジー：

こういったようなトリートメント・コート、問題解決型の裁判所に勤務をしている判事というのは、先ほど申し上げた手続的公正ということを必ずしも意識することなく、その手続的公正の実務を行っているという現実があると思われます。

研究によれば、こういったような手続的公正を用いている裁判官と、そうではない裁判官が同じドラッグコートで実務を行っていたとすると、手続的公正を考えて実践を行っている裁判官の下では、再犯率が53.8%も低下しているのです。それから、異なった種類の犯罪の再犯も含めると、再犯全体について14%減少しているということがわかっています。それから、薬物の使用に関しては、何日ぐらい薬を使ったかという日数が28.1%も減少するという効果が見られています。

そういう意味で言うと、この手続的公正というのは、非常に重要な側面があると思います。この手続的公正に

ついでに興味深い点は、手続的公正をドラッグコートの中で適用し始めると、その裁判官はその他の裁判体においても同じ原理を用いるようになってくるという点です。そうすると、一般刑事裁判でも、それから民事裁判においてもより良い結果がもたらされるということになるのです。例えば、民事訴訟においては一方当事者が敗訴をしたときに、その敗訴の結果について（敗訴者側も）受け入れるという傾向が見られます。

丸山：

昔のドラッグコート判事っていうのはかなりリベラルな人たちだったんですよ。そういう傾向が見られるのはいいんですけど、最近NADCP（全米ドラッグ・コート専門家会議）などに参加すると、以前よりもかなり保守的にみえる人もドラッグコートの判事となっています。この人たちもそう（手続的公正重視に）変わるのかっていう疑問があるのですが。

マッケンジー：

今のご質問に関しては、保守的な判事も、手続的公正についてはかなり取り入れているというふうに思います。なぜかという、手続的公正というのを適用すること自体は恐らくその人個人の価値であったり哲学であったりとかに触れることなく、自分が扱う司法手続を公正にしていこうという形で実務に反映することがし易いからです。

一旦これを（自分の裁判に）適用し始めると、これが実際、効果的であるということを実感するわけですね。それが実感として見えてくると、このやり方はいいな、ということで積極的に取り入れるようになって、そうなってくると自分たちの仕事がある意味楽になることにもつながり、その結果、進んで取り入れるようになるのです。

例えば、保護観察違反が50%減少するということが裁判官の個人的な視点から見て何を意味するかと言えば、それだけそのケースについて（再び事件）ファイルに触れなくて済むようになる。つまり裁判官から見ればその分仕事量が減っていくということの意味するわけです。

ただ、今そういう質問をされた理由はすごくよく分かっていますが、イントロダクションで申し上げたように、丸山さんはPeggy Hora判事の日本の息子だというふうにずっと言われてきているところから考えれば、なぜそういう質問なされるのかについて理由は分かると思います。多くの人が、なんで丸山さんをアメリカに連れ帰ってこなかったんだというふうに不思議に思っていると思います。

Hora 判事は私の友人でした。

デイビットさんのお友だちでもありましたし、われわれのパートナーでもありました。

1999年に、そのHora判事は法科大学院から、Therapeutic Jurisprudenceに関する最初の、とても主要な論文を刊行されました。その論文の中で、先ほど申し上げたようなこうしたドラッグコートの原理というのが十分に認識されることなく、裁判の中で用いられているのかということについて論じられています⁵。

Hora判事は、COVIDの間に亡くなってしまったんですけれども、Hora判事のそうやって残された著作というのは、今でも大学ですとか裁判所、そしてこの日本の息子にもですね、受け継がれているということだと思います。

実は、新型コロナウイルスの流行が始まる直前に、Hora判事と共に日本に来よう、京都のカンファレンス（訳注：2021年に京都で開催された国際犯罪防止会議のこと）に行こうという計画がありました。日本を見てみたいという気持ちもあったんですけれども、それと共に、今われわれが行っているような、こういった対話を日本の専門家の方たちとの間で始めていきたいという思いがありました。

ですので、皆さんと今後も連絡を取り合っていければということ強く望んでいるところです。

もちろん、Hora判事の日本の息子にインタビューをするというのも、目的の1つではありました。Hora判事は常に私に、あんたしゃべり過ぎよというふうに言ってきていました。

なので、ここからは皆さんのご質問をお受けしたいと思います。

指宿信（センター長、治療的司法研究会代表）：

成城大学の指宿と申します。今日は素晴らしいお話ありがとうございました。特に、その自分の過去は間違っていたということを認める勇気に大変感動いたしました。

マッケンジー：

私は間違えていました。判事として、それから検察官として重要なのは学ぶことだと思っています。

指宿：

アメリカではドラッグコートのようなトリートメント・コートよりも、有罪答弁や検察官のダイバージョン（不起訴処分）によって治療を受けさせた方がコストが安く再犯率も低くできるという意見もあると思うのです

が、これについてどのように考えられますか？

マッケンジー：

経済的な面で言いますと、ドラッグコートの方が一般的な裁判で有罪の答弁をして、刑罰として拘禁にするよりは安く、経済的には安いというふうに言われてはいます。

指宿：

しかし、ドラッグコートの手続はとても時間が長くなるので、そういう時間をかけるよりも、有罪答弁ですぐに治療命令を出したり、あるいは、検察官のダイバージョンですぐ治療プログラムを受けさせたりした方が安いし、早いし、再犯率を抑えられるのではないかという主張がアメリカにあります。それについてどう考えられていますか。

マッケンジー：

今のご質問に関して私の意見を述べるとすると、それは、ノーだというふうに思います。

時間的に短い、確かにその1回のコンタクトというところだけを取り出してみれば、時間的には節約にもつながっているでしょう。その意味で言えば、最初から逮捕をしない、最初から事件化しない、というやり方をカリフォルニア州で試したわけですね。けれども、そうした方向性を取って、本日ご紹介したような（被告人の抱える）問題の減少に資するかというふうな点から考えれば、必ずしもそうとは言えないというふうに思います。その1回の事件の処理という面で言えば、経済的なかもしれません。しかし、考えなければいけないのはこうしたケースというのは、何度も結局戻ってくるようになってしまう。ですので、ダイバージョンに付したからといって、それがその人の本来抱えている問題にうまくアプローチができなければ結果的には何度も刑事手続に戻ってくることであり、必ずしも経済的とは言えないのではないかと考えます。

指宿：

ありがとうございます。

ウォレス：

誰がドラッグコートの対象になっているのかということを考えるためには、4象限を使って考えることが必要になると思います。リスクの高い低い、それからニーズの高い低いという4つを使えば4象限でまず分けまし

た。

そういう意味で言うと、リスクが低くてニーズが低い人たちというのは、ダイバーション向きだと思っています。そうすれば二度と恐らくわれわれが関わることは無い。で、ドラッグコートが一番ターゲットにすべきなのはハイリスクでハイニーズな被告人であって、彼らは、最も再犯をする可能性も高いですし、そういう意味で言うと事件処理にまつわるコストというのも高いですし、社会に与えるコストという意味でも高いということが言えると思いますので、われわれがドラッグコートの中で特にターゲットとすべきは、この象限に当たる人たちであって、ほかの3つではないというふうに考えられます。

あと、先ほどの手続的公正という観点から考えると、結果は実は必ずしもそれが一番大事ということではなくて、その被告人が公正に手続の中で取り扱われているかどうかということが、結果に関わってくるということになりますので、その意味ではダイバーションであっても有罪の宣告をされるということであっても、そのこと自体が恐らく大きく、行為をなくしていくという意味の結果というところには、大きくは関係しないというふうに考えています。

もちろん、私がどう考えるかということと、私自身が実務を通じて何を知っているかということには間違いはあるわけです。そういう意味で言うと、リサーチという意味で言えば、今ご質問になっているところに関する調査は、もっとされるべきだというふうに考えています。

指宿：

ありがとうございます。

菅原直美（センター客員研究員、弁護士）：

私は手続的公正がとても印象に残りました。そこで、ボイスについて質問させてください。ボイスが確保されるというのは、発言の機会を与えたということだけでそう判断しているわけではないように私は思っているのですが、ボイスが確保されていると判断するためにはどんな要素があるのか教えていただけますでしょうか。

マッケンジー：

さまざまな方法でこのボイスが確保されているということを測定できると思います。まず1つは、そのことについて研修をすることが可能です。実際、われわれはアメリカでボイスの確保の仕方についてのトレ

ーニングをやっています。

それから2つ目に言えることは、このボイスというのは必ずしも被告人が直接裁判官に対して発言をするということだけを指しているわけではないということです。場合によっては、被告人がまず弁護人に話をする。そして、それを基に弁護人が被告人のボイスを法廷で伝えることもできる。つまり、弁護人の声もきちんと手続の中で尊重されるということにもつながっていきます。弁護人が、（自身の依頼者である）被告人が話した悩みというのを裁判官が理解できるような形に、ある種の「通訳」をして、本人がどういったような感覚であったり、どういった意見を持っていたりするかということ、できるだけ正確に裁判官に伝えるという形もあり得るというふうに思います。

これについては、人によって非常にこれがすぐれている人もいますし、そうではない人もいますけれども、先ほど申し上げたように訓練をすることは可能だと思いますし、またその意味で言うと、裁判官が発言の途中で割って入らないということはまずもって重要なことだというふうに思います。

そういう意味では、このボイスについての考え方を弁護人に対して広げていくことは非常に重要だと考えています。しかし、アメリカにおいては、弁護人の中には、必ずしも被告人の利益を第一に代弁するという形で法廷の中で発言をしない弁護士というのも残念ながら存在していて、自らの利益のために弁護をするという傾向も見られます。必ずしもその被告人の声を代弁しているわけではないという弁護人もいます。

ただ、依頼人が弁護人に言ってもらいたいことをそのまま伝えるというのともまた違うということですので、被告人が考えていること、被告人が求めていることというのを適切な形にして法廷の中で伝えるということであって、そのために、どのような形で本人を代弁するかということを弁護人には考えることが求められるというふうに言えると思います。

ウォレス：

検察官の立場から言いますと、もちろん検察官は国家を代表して訴追を遂行するわけですが、一方で、被害者の存在というのもあります。ですので、刑事手続の中で被害者の声に耳が傾けられるということも重要です。その意味で言うと、やはりそのバランスも問題になってくると思います。手続的公正ということを考えるためには、被告人の声が聞き届けられるということも重要ですが、それとバランスの取れた形で、被害者の声

というのがどのようにして聞かれるかということも重要になってきます。

中田雅久（弁護士）：

このドラッグコートの究極の目的というか、チームとしてやるために何を目的にしているかという点についてお聞きしたいと思います。

お話の中で、その効果を図る指標として出てくるのが、再犯防止とか、保護観察条件の遵守ということが何度か出てきたかと思いますが、それは弁護人も同じチームとしてそれを目的にしているのでしょうか。

弁護人は、日本の場合、通常はその依頼人との間で、執行猶予を獲得したら成功報酬としていくらかとか、検察官の求刑の何%以下であれば成功報酬としていくらかみたいな契約を結んで受任しています。ですから、再犯防止をその目的として弁護活動することはないですね。仮に、弁護料の料金体系がアメリカの場合時間単位だと思えますが、弁護人としては、何を目的にするのかという点がよく分からなくなる気がするのです。

丸山：

ひとつはパブリック・ディフェンス・ロイヤー（公設弁護人事務所の弁護士）が付いているところが違う点だと思います。

ウォレス：

確かに、今おっしゃったような執行猶予の獲得であるとか、言い渡しの刑が求刑から何%低くなるような点を重視して、それが契約の基になるというのはアメリカでも実際よくあることですし、被告人と弁護人が軽い刑をとにかく求める傾向はアメリカでも同じです。そういったような状況になる事件というのは決して珍しいことではないです。

ただ、われわれが検察官として学んできたのと同じように、弁護人も、特に、被告人の物質依存というような問題があるような事件に対して、刑を軽くするというところだけを求め、依存物質という問題に対処できていないことを学んできた面はあるとは思いますが。

そうした状況の中、弁護人、検察官はどういうやり方をするのが薬物依存が背景にあるような犯罪の再発を防ぐのに有効かといった情報を豊かに持ってくるようになってきていると思います。弁護人が、クライアントとの話し合いを通して、クライアントにある種の教育をしていく。このやり方をした方が将来的にはあなたにとってより有利な状況になっていくというよう教育するとい

う面もあり得ると思います。そうは言っても、一方で絶対に検察側と戦うというようなケースも当然ありますし、そういった考え方をする実務家がいるのも確かだと思います。

あとは、これは非常に時間がかかるプロセスではあるんですけども、徐々にこういったドラッグコートの取り組みが広がってきますと、一般にも存在が知られるようになっていくに伴って、被告人の方からドラッグコートで手続を進めてほしいと求めてくる場合も、徐々に出てきてはいます。例えば、自分の友人がドラッグコートを経験したとか、コミュニティの中でドラッグコートの取り組みや修了式の様子を映像で目にしたという経験があって、被告人の側から希望するケースも中にはありますし、これは非常に時間がかかることではあるんですけども、そういった変化も起こってはきています。

大学院生：

お話ありがとうございます。

退役軍人の方向けの裁判所で何をするのかっていうこと、もし退役軍人の人が例えば飲酒運転をしたりしたら、どういう基準でアルコール向けか、退役軍人向けかの裁判所に割り振られるのかという点をお聞きしたいです。もし、割り振られる基準が本人のボイスなのだとしたら、どの程度それが参考にされるのかも伺いたいです。

マッケンジー：

退役軍人裁判所というのはアメリカ軍で働いた経験がある元軍人の方を特に対象とした裁判所です。この裁判所に係属して来る事件の被告人の多くは、戦闘地帯に派遣をされた経験があるか、何らかの軍務の関係で非常に危険な任務を経験しています。そうした経験によって、PTSDの症状を示している人が非常に多い現実があります。そこで、家族間暴力であったり、その他の犯罪行為に至った人の事件を扱うことが多いと思います。

基本的には、退役軍人裁判所で用いられている原則は、先ほどご説明した、ドラッグコートで用いられているものと同じです。それに加えて2つほど補足的な側面があって、1つは、同じ退役軍人の経験があるメンターの人に参加してもらい、その人と被告人とを組み合わせしていくというやり方を取り入れている点が1つ目です。

もう1つは退役軍人のための年金であったり、退役軍人病院もありますので、そうしたリソースを積極的に利用していくという点があります。そうしたリソースを用いることによって、トリートメントを無料で受けることができます。ご存知の通り、アメリカは医療が国民皆

保険ではないので、非常に医療が高額になりますが、その問題を退役軍人病院を使うことによって回避することができます。

研究の結果から分かっているのは、アルコールの問題がある人はアルコールの問題がある人たちで集団（訳注：自助グループのこと）を作った方がいいし、薬物であれば薬物の課題がある人たちで作った方がいいということです。そこで、退役軍人の人たちは退役軍人の人たちで集団を作った方が、（治療・回復の面で）効果が高いということがわかっています。

先ほどの2つ目のご質問についてなんですけれども、例えば、退役軍人が薬物の犯罪で裁判になった場合には、ドラッグコートではなくて退役軍人裁判所に係属することになります。これはなぜかという、もちろんその退役軍人裁判所が管轄できる犯罪の種別には制限があり、例えば殺人事件等は扱えないということになっていますけれども、ドラッグの問題であれば、ドラッグコートではなくて退役軍人裁判所が管轄をするということになっています。言うなれば、犯罪の種類よりもその犯罪に至った背景にある要因の方が重要だというふうに考えられているのです。

補足しますと、なぜ薬物事犯は薬物事犯のドラッグコートで、アルコールはアルコールのグループでと考えるかという、同じ依存物質であってもそれによってもたらされる影響が違うからですね。オピオイドの場合は社会生活が崩壊していく可能性がかなり高いものです。それに対して、アルコールの場合はアルコールを使用しながら社会生活を維持していく人がかなり多くいます。そういったことで、（それぞれの依存症者に対する）サポート・ニーズも変わってくるということがあり、その点、（問題となる原因に関わる）グループで手続を使い分けていくということになります。

ウォレス：

付け加えますと、いわゆる犯罪傾向の進行の度合いが違う人たちを同じグループにすることの危険性もやはりあって、アルコールの問題がある人とドラッグの問題がある人を同じグループの中で扱っていくと、相互に悪影響を及ぼすことになり、問題がより複雑になってくるといこともあります。

だから、その意味で言うと先ほど説明した、4つの象限に分けてクライアントを考えますと、ハイリスク、ハイニーズの人たちの側にそうではない人を近づけることは絶対避けるべきなのです。

注釈

- ¹ Michigan Supreme Court, “Michigan DUI Courts Outcome Evaluation Final Report”, (2008). https://council.legislature.mi.gov/Content/Files/sdtcac/mi_dui_outcome_eval_final_report_0308.pdf
- ² その収録音源はJustice Speakers InstituteのHP及びPodcastsの番組で公開されている。Justice Speakers Institute, “A Discussion with Dr. Yasuhiro Maruyama About The Japanese Criminal Justice System”, <https://justicespeakersinstitute.com/justice-speaks-podcast-70/> (2024年12月31日最終閲覧)
- ³ 丸山泰弘「問題解決型裁判所が解決すべき『問題』とは何か」龍谷法学第55巻4号（2023年）135～164頁。
- ⁴ Jody Clay-Warner, “Perceiving Procedural Injustice: The Effects of Group Membership and Status”, Social Psychology Quarterly, Vol.64, No.3 (2001), pp.224-238. <https://www.jstor.org/stable/3090113>
- ⁵ Peggy F. Hora, William G. Schma & John T. Rosenthal, Therapeutic Jurisprudence and the Drug Treatment Court Movement: Revolutionizing the Criminal Justice System’s Response to Drug Abuse and Crime in America, 74 Notre Dame L. Rev.439 (1999) .

《研究ノート》

『プリズン・サークル』上映会 開催報告
- 社会正義を志向するライフ・キャリア教育の研究から

勝又 あずさ (成城大学キャリアセンター特任教授)

1 はじめに

成城大学では全4学部を対象に全学共通教育科目が設置され、科目群の一つとしてキャリアデザイン科目を2006年度より開講している。キャリアデザイン科目では成城学園の建学の精神(澤柳 2015)を念頭に、自分と他者と社会を理解することや、多様な価値観・文化の包摂など、人生全体を視野に入れたライフ・キャリア教育の要素が多くを占めている¹。キャリアデザイン科目の中に「キャリアの多様性と社会正義」がある²。この授業では、「一人ひとりが生きやすい社会を目指し、自他のキャリアの多様性を尊重しながら、自らが社会の当事者とできること」を、対話を通して考える。科目名称にある「社会正義」の考え方はキャリア開発・キャリア教育の領域でも、日本では2020年頃より重視されている(下村 2020、前田 2020、勝又 2024)。今回は成城学園教育研究所の研究助成³の一環で、対象を科目履修生から学内外の学生、教職員、一般に拡げて、映画『プリズン・サークル』の上映会(以下;上映会)を実施し、視聴後には感想を分かちあうといった対話の会を試みた。

映画『プリズン・サークル』は、受刑者同士の対話をベースに犯罪の原因を探り更生を促す「TC(Therapeutic Community=回復共同体)」を導入している刑務所を舞台にしたドキュメンタリーである⁴。TCが対話的であり、またこの上映会においても多様な属性間での対話を重視した。本稿では、映画視聴とその後の対話を通じた参加者の気づきを考察する。

2 キャリア教育・支援における社会正義

キャリア教育・支援における社会正義とは、下村によれば「人々の不平等や格差、それによって生じる分断に対する社会的公平さ。長期失業、格差、貧困、外国人、性的少数者など、非主流の集団に属している人、社会の縁辺に置かれている人、不正義に支援を受けられない社会構造に対して、社会問題の解決に取り組んでいく考え方」と定義される(下村 2020, pp.24-29を引用、筆者

により一部改編)。社会正義では、キャリアの多様性を理解し個人のエンパワメントを高めていく。下村は、現代のキャリア支援・教育に、この社会正義の視点が重要であるとし、3つのプラクティスを示している。3つのプラクティスの第1はすべての層の存在を承認し様々な問題を聴く深い意味でのカウンセリング、第2は個人が自己決定と問題解決を通して自ら人生を切り拓くエンパワメント、第3は仕組みや制度の改善に向けて周囲や環境に働きかけるアドボカシーである(下村 2020, pp.200-205)。この社会正義は、大学のキャリア教育(ライフ・キャリア教育)において学生が学び実践する際にも重要なテーマとなる。

前述、「キャリアの多様性と社会正義」の授業においては次の3つのテーマ、「出産・不妊と特別養子縁組」、「LGBTQとHIV/エイズ」、「ホームレスと生活困窮/社会的孤立」を設定し、生き方の多様性について学ぶ。それぞれ専門家・実践家を招聘し、講義の後は各フィールドを訪問する。本科目の2021年度の履修生を対象に行った研究においては、対象学生の変容プロセスとして次の6つ、1.授業開始時の将来への不安、2.講義を通じた社会問題との対峙、3.他者の生き方や考え方を通じた社会への問題意識、4.現場での実感と課題の再認識、5.自らの視野の狭さに気づく、といった特徴があり、それが6.他者承認を経て自己承認、に繋がる。学生は、社会に向けた戸惑いと内的な戸惑いを交差しながら、視野を拡げ、社会問題と自らのライフ・キャリアに対する新しい視点を獲得し、当事者意識が形成される。やがて、他者承認と自己承認を経て行動につながる事が推察された。この研究の詳細は勝又(2024)を参照されたい。

この授業での対話は学生間で行ったが、例えば世代や環境、価値観が異なる多様な他者と関わりながら社会課題について語りあう場では、それぞれにどのような気づきがあるだろうか。本稿では上映会を通じた参加者の感想に焦点をあてる。

3 『プリズン・サークル』上映会の開催

3-1 開催の目的と概要

上映会の目的は、「キャリアの多様性と社会正義における対話の可能性」をテーマに参加者が映画を視聴し、その後の対話での様々な意見を通して、自らのライフ・キャリアや今後の活動のきっかけをつくることである。

上映会の冒頭には、『プリズン・サークル』監督の坂上香氏（以下：坂上監督）によるテキストメッセージ⁵を読みあげ、その後に映画本編（136分）の視聴、休憩を挟んで20分間の対話の機会を設けた。会の終了後には場所を移動して任意での対話の場を用意した。会費は徴収せず、出入り自由とし、飲み物やお菓子は自由に持参してもらった。終了後の任意の対話は最大120分間であった。

実施日時：2025年1月11日（土）

13:00～16:00～18:00

会場：成城大学007教室

参加者数：88名

参加費：無料

告知：大学内インターネット掲示、キャンパス内ポスター掲示、授業での案内、大学公式ホームページ、大学公式SNS(facebook、X)、成城学園前駅構内掲示、『プリズン・サークル』公式ページ等

映画『プリズン・サークル』概要

官民協働の新しい刑務所「島根あさひ社会復帰促進センター」では、受刑者同士の対話をベースに犯罪の原因を探り更生を促す「TC（Therapeutic Community＝回復共同体）」というプログラムを日本で唯一導入している。この映画は、暴力や窃盗、詐欺などの罪を犯した4人の受刑者が、幼い頃に経験した貧困、いじめ、虐待、差別など自らの過去と向き合い、対話を通して、痛み、悲しみや怒りといった自らの感情や行為を深く認識し、それらを表現する言葉を獲得し、社会復帰に向けた新たな価値観を形成していく。彼らの内面に深く迫ることで、犯罪に潜む家庭環境や社会的孤独といった複雑な課題を明らかにする。取材期間10年超、日本で初めて「塙の中」の長期撮影を実現し繊細なプロセスを見届けた、坂上香監督によるドキュメンタリー作品。

（映画『プリズン・サークル』公式ページと書籍等をもとに筆者により編集）



映画視聴後の対話の様子

3-2 参加者の属性と参加理由・感想

上映会を研究の一環で開催するにあたり、研究倫理に基づき個人情報の取り扱いに関する参加者の同意を得た。具体的には、まず募集時点でアンケートの協力依頼を明記した。その後、申込者への事前メール、当日の開会挨拶時、さらにアンケート回答欄（配付・オンライン）にて、当日撮影した会場の写真とアンケートの回答は個人を特定しない形で報告・記事・論文に掲載する場合があること。また同様に、個人を特定しない形で坂上監督に共有すること。質問や問合せについては会場で直接筆者まで、あるいはメールにて1月20日迄に問合せ欲しいと連絡先を明示した。その結果、期日までに問合せ連絡はなかった。また補足になるが、上映会の中では一人ひとりを大事にしながら安全で安心な場を共に形成していくことへの同意を全員より得ている。

3-2-1 参加者の属性と参加理由

上映会の参加者88名のうち学生が25名、学生以外の一一般（学内教職員を含む、以下；一般）が63名であった。内訳として、学生は成城大学を含む計10大学から参加があった。一般参加者の活動・場として例えば、教育機関、公共職業安定所、ボランティア協会、社会福祉士、キャリア・カウンセラー、成城学園からは教職員と在学生、保護者や卒業生も参加した。参加理由として主に、作品を（もう一度）観たい・興味がある、刑務所の現場を知りたい、TCについて理解を深めたい、当事者の変容プロセスを知りたい、自らが抱える課題に対してヒントを得たい、自分の成長の機会にしたい、上映会での参加者との対話に関心がある、であった。以下に参加理由の一部を抜粋して紹介する。

- ・この作品の書籍を読書会で取り上げ、映画を是非観たいと思った
- ・保育士専門学校の教育社会学の授業でこの作品が取り上げられ、関心をもった
- ・対話に関する学生団体に所属していて興味が湧いた

から

- ・子どもが通っている小学校で包括的性教育を話すサークル活動をしている。その中で刑務官から話を聞く機会があり、その方がこの映画を紹介していたので
- ・日本の刑務所での新たな取組みをキャリアの視点から考える
- ・当事者が対話の中からいかに回復が語られるのかのプロセスに関心がある
- ・受刑者が自分のことを語ることでどのような変化があるのかも関心がある
- ・人が人に心を開いていく過程に興味がある
- ・社会で様々な悲惨な事件が起き、いろいろな報道もなされている中で、ぼんやりとはあるが、犯罪者が果たして本当に更生できるのかと考えたりしている
- ・なぜ社会的排除性があるのか、特に受刑者目線から感じる（出所前・出所後の）社会的排除性について議論したい
- ・人間が人間らしく生きていくために必要なことを考えるきっかけとしたい
- ・自分の固定観念の破壊と更新

3-2-2 参加者の感想：上映会終了時のアンケート結果

上映会終了時のアンケートでは、映画視聴の感想と、参加者同士の対話を行っての感想を自由に述べてもらった。アンケートの回答者数は88名中67名（回答率：76%：2025年1月21日現在）、自由記述の回答文字数は総計26,180字であった。記述データを質的分析（コーディング）したところ、暫定的であるが表1のように3カテゴリー、17概念が生成された。以下に記述の一部を抜粋して紹介する。記述の文末には回答者の属性と該当する概念を記載した。尚、記述は文脈に応じて語尾の一部を改編している。

映画を視聴して感じたことなど

相談できる相手がいない、自分の帰る場所がない、自らの欲求と罪の意識との葛藤など、共感できるポイントがたくさんあった。その意味で、受刑者とそうでない人たちの違いは決して大きくないと思う一方、罪を犯した自分と向き合っている受刑者の皆さんは、自分よりよっぽど自己に対する内省をしていると感じました。少し変な感じですが、そのような体験が出来る受刑者の皆さんが羨ましいなと思いました（学生：3-1. 登場した4名と自分との共通点の内省、3-3.TCの体験や対話への関心、以下は概念番号のみを記載）。

表1 生成されたカテゴリー・概念

カテゴリー / 概念
1.TC 参加者に対しての感想
1-1. 心を開き本音で語れる場・対話の必要性
1-2. 聴いてくれる人の存在と信頼
1-3. 他者を通じた自分への気づき
1-4. 自らの行為や感情を認識
1-5. 自己と向きあう・探索する必要性
1-6. 人間は変われる・個々に物語を紡ぐ
1-7. 受刑者は加害者なのか被害者なのか
2. 社会・周囲の人々に対しての感想
2-1. 入所前後の予防とフォローアップの必要性
2-2. 映画に登場しない方々の現実と対応への関心
2-3. 犯罪の背景にある社会の現状と現実への疑問
2-4. 日本の教育の問題と改善の必要性
2-5. 被害者はこの取組みにどう思うだろうか
3. 自らに対しての感想
3-1. 登場した4名と自分との共通点の内省
3-2. 自らの偏見・無関心への反省
3-3.TCの体験や対話への関心
3-4. 解決への希望・自分にできること
3-5. 言語化しきれないもやもや感や疑問

私が印象に残った事は、登場していた受刑者の方々がそれぞれの言葉で伝えていたものが、自分が欲しているものと変わらない!?ということです。愛されたい、許されたい、受け入れられたい、理解されたい、幸せになりたい。それらが絶望的に叶わない孤独・不安・恐怖が大きく膨らみ抱えきれなくなって、彼らを犯罪に向かわせたのであれば、犯罪は誰しもが起こしうるものだと思えたとし、受刑者の方たちをととても身近な存在にも感じました（一般：3-1）。

私は専門的な知識もなく、職業でもなく、被害者にも加害者にもなった事がない一般的な子育てが終わりつつある世代の女性です。（中略）人は生きていれば大なり小なり思い出したくない出来事があります。私もあります。過酷な環境にいて青年になった彼らも何も変わりはない、普通の若い男の子、前科者だから普通では無いと彼らを切り離してはいけない…。もし、触れる機会があればどうやって接していこう…理解していこう…話をしよう、線引きをしない、全部を受け止めるだけの器はないけど、少しずつ寄り添う事はできる、「そうしたいな…」、この芽生えた感情を頭と心の片隅にきちんと保管して、新しい気づきがあれば増やして、いつでも引き出せるようにしておきたいと思います。少しでも多くの方にこの映画が届く機会が増える様に、微力の微力ですが伝えていきます（一般：3-4）。

一番驚いたのは、彼らの発する言葉の力強さと美しさです。特に拓也さんの物語は、まるで詩の朗読を聞いて

いるようでした。彼はもしかしたら、すごく本を読む青年なのではないでしょうか。拓也さんに限らず、自分の辛い過去や思いを、自分の言葉を絞り出すように語った全ての人は詩人でした。哲学者でした。言葉の力はものすごくパワフルでした。そして、字が美しかった。難しい漢字をキチンと書けていました。教育の力を感しました。壮絶な虐待、いじめ、差別を、おそらく全ての受刑者が経験しているのでしょう。その体験を完全に「過去の出来事」として、その体験に支配されなくていいということ分かち合い、安心して話せる人が、一人でもいいから近くに居て欲しいと切実に思います。TC卒業生がどうか、自分の人生を生きていて欲しい。人の心はもろく、しかく、立ち直ることも出来るのだと、映画を見て強く思いました（一般：1-1, 1-2, 1-6）。

叔父さん宅に強盗に入った人に被害者役の受刑者が質問を重ねるロールプレイで、被害者役の人が一緒に泣いているシーンに心を打たれました。残酷なことをするなと思いますが、自身の被害者の気持ちを思い、自分の言葉がブーメランのように刺さったのでしょう。涙を流しながら自分のしたことを受け止めている加害者の人も頑張ったと思いました（一般：1-3）。

心に孤独感や満たされなさを抱えたまま大人になっていたのを見て、いったい誰が加害者で誰が被害者なのか、わからなくなり考えさせられた（一般：1-7）。

彼らを被害者とすることで、犯罪の被害者はどのように思うのだろうか。被害者の側面と加害者の側面を行き来する苦悩と複雑さが印象的だった（一般：2-5）。

加害者が変わるのなら、被害者もそれを許す日がくるかもしれない。その先に、希望はあるのかもしれない（一般：2-5）。

対話を通して感じたことなど

様々な立場のかたが集まっていたことに驚いた。この映画に関心がある人は実はたくさんいて、互いに尊重しあえる社会は思ったより遠くない未来に実現できるのかもしれない（一般：3-4）。

グループに若い男性がおられました。あのような負の感情を男性同士で共有、解消する場面は普段からない、との事でした。女性にはありがちなことなので、その違いに驚きました。この社会の息苦しさは、マチズモもそ

の一因だと思う（一般：2-3）。

「社会復帰促進センター」という名称に対し、刑務所内はやはり社会ではないという意見があった。社会で生まれ、社会とは異なる場所で生活し、社会に戻るという過程に違和感を抱いた（学生：2-3）。

対話の時間があつたことで、胸の中に沸き上がっていた想い（最初は言葉にしづらかったもの）をそのままアウトプットできてよかったです。感じていたことを、自分の中でより深めたり、整理することにも繋がりました。視聴直後の私のグループは初対面同志、立場も年齢層も男女もバラバラの5人のグループでしたが、対話することで、一緒にいる温かさや繋がり、ちょっとした共同体感覚も感じられました。任意の対話会も、驚くほど熱心な分かち合いになりました。教育のひずみや、いじめ、社会問題など、同じような関心をもっている人が偶然集まったのも幸いだったようです。そこで出ていたテーマの1つに「加害者のご家族にもこの映画を見せられるだろうか？」がありました。当事者でないと分からない、繊細なテーマですし、結論的なものがあつたわけではありませんが「赦し」ということも含めて、このテーマが話題になれたのも場の安心感があつたからだったと思います。また、こうした対話を続けていくことの意義にも繋がっていきそうですね。個人的にもオープンダイアログについて、もっと学んでみたくなりました（一般：3-3）。

3-3 考察

考察の第1は、この上映会に参加する同士による視聴後の対話によって、新しい気づきが生まれるということである。すなわち、観て、感じて、考えて、他者に伝えるよう言語化し、語りながら意味づけ、他者との対話（多様な意見を聞きながらの相互作用）により共感したり、葛藤したり、疑問をもつなどしながら、視野を拡げ新しい気づきを得るといったサイクルを繰り返している。このような真の対話には心理的に安全な場づくりが重要となる。

第2は参加者の感想の視点についてである。自由記述は主に以下7つの切り口に分類された。1. 参加者自らが社会の当事者（ひとりの人間）としてできること、2. 参加者自らの仕事上の役割（教育者、支援者等）としてできること、3. 参加者自らの人生と重ねての参加者自身の内面（感情・想い）、4. 島根あさひセンターの取り組みやTCへの関心、5. 登場人物の観察・関心、6.

社会問題として現実社会を傍観する・批判する、7. 作品(映画)を批評する・疑問をもつ、であった。坂上監督のメッセージには、「本映画について、自分自身の中で、そして他者と語り合ってみてください。そして、この社会のあり方や自分にできることは何かを、考えていってくださいと嬉しいです。」とあった。映画が伝えたいことや坂上監督が伝えたいことと、参加者それぞれが映画を観て感じたことは必ずしも一致しない。映画を観る側の人生観、仕事観、自身のライフストーリーと、『プリズン・サークル』の展開との相互作用によって、内省が深化する。参加者一人ひとりにもそれぞれライフストーリーがあり、思い出したくない・触れたくない・言いたくないこともある。TC 同様に参加者自身の心から意識、無意識的に湧き出てくる感情が肝となる。このことはTCの現場でも、今回の上映会の場でも、そしてあらゆる対話の場で重要であろうし、そのような、委ねる・解放する・赦す対話が日常の中でどうしたらできるだろうか。

考察の第3は、前述した授業での学生の意識の変容と、今回の上映会参加者の意識の変容の違いについてである。授業ではゲスト講義、フィールド訪問、対話が全15回を通して繰り返され、時間を充て価値観・人生観が醸成されていく。一方で今回の上映会では単発だったこともあり、また内容的にも自己投影が比較的難しいこともあり、自己承認や具体的な行動には至りにくい。しかしながら異質な他者との語りの中の「意外性」や「偶発性」は各々のライフ・キャリアに何らかのきっかけをもたらすだろう。

4 実践的意義と今後の展望

上映会の終了時、他大学の学生が帰りがけに「意識高い系ね」などと言われない居心地で、同じ目的(プリズン・サークルに関心を持ち自らの意思)で集まった、初めて会う異質な他者(異なる属性、生活環境、年齢、価値観)同士で、素のまま安心して自由に感想を語りあえた。そして、同じ映画を観ながらも感想がまったく異なり、それらを分かちあえることがよかった」と言いながら、他大学の参加学生たちと会場を出て行った。会の進行の枠組みは最小限に、参加者間の偶発性を活かし展開を委ねることは、『プリズン・サークル』に関心を持ち年始の週末に自ら足を運んだ参加者によって実現した。このような「場」は参加者によって育てられ、その「場」の中で参加者が育っていく。この「場」を継続して準備したい。

前述した、キャリア支援・教育における社会正義の3つのプラクティス(下村2020)、すなわち、すべての層の存在を承認し様々な問題を聴く深い意味でのカウンセリング、個人が自己決定と問題解決を通して自ら人生を切り拓くエンパワメント、仕組みや制度の改善に向けて周囲や環境に働きかけるアドボカシーは、まさしくTCに在り、『プリズン・サークル』に在る。坂上監督からのメッセージ「自分にできること」を筆者も追究し実践していかななくてはならない。

尚、今回の分析は暫定的であるため、実践研究としての「映画視聴と対話を通じた個人の意識変容プロセス」については今後の研究課題としたい。

謝辞

本上映会開催にあたり、坂上監督に多大な支援をいただいた。参加者皆様と学生スタッフにこの場を借りて感謝を申しあげる。本研究は成城学園教育研究所の研究助成「社会正義を志向するライフ・キャリア教育の実践と意義の検討」(2024-2025年度)をうけている。

注記

- ¹ 本学ではキャリア教育をキャリアセンターが所管し、就職活動支援も含むキャリア支援と棲み分けながら・連携しながら、学生を支援している。
- ² 正式な科目名は「キャリア・プランニング・プログラムⅠキャリアの多様性と社会正義」だが、本稿では解りやすく「キャリアの多様性と社会正義」と表記する。
- ³ 研究課題:「社会正義を志向するライフ・キャリア教育の実践と意義の検討」(2024-2025年度)
- ⁴ 映画『プリズン・サークル』公式ページによる(一部改編)。
- ⁵ 坂上監督によるテキストメッセージでは、映画の制作から完成に至るまでのプロセスについて、続いて、映画封切り後に刑務所に関する制度的な改善があったこと、一方で社会的課題が依然として残ること、そして最後に参加者へ「自分自身の中で、そして他者と語り合い、社会のあり方や自分にできることは何かを考えてほしい」とのメッセージが送られた。

参考文献

勝又あずさ(2024)「キャリアの多様性と社会正義を志向するライフキャリア教育の実践」、『共生社会の大学教育』山地弘起編 東信堂、pp.46-70。

前田信彦(2020)「大学におけるキャリア教育と社会正義」

社会科学系学部 of 学生データ を用いた探索的分析 —」、立命館産業社会論集、56(1)、pp.131-153。

澤柳政太郎『新装版 教育論抄』成城学園教育研究所編（新潮社、2015）

下村英雄『社会正義のキャリア支援：個人の支援から個を取り巻く社会に広がる支援へ』（図書文化社、2020）

治療的司法研究センター 2024年活動記録

- 1月20日 第42回治療的司法研究会（ハイブリッド開催）
テーマ：拘禁刑導入に向けて、今刑務所では
ゲスト：岡本融統括（前橋刑務所処遇企画部門上席統括矯正処遇官（教育担当））
東本愛香会員（センター客員研究員、千葉大学特任講師）
ファシリテーター：大橋いく乃会員（弁護士）
- 1月20日 治療的司法研究会新年会（於 いなせや）
- 1月25日 第17回TJセンターカンファレンス及び学生サポーター学習会合同プログラム
（オンライン開催）
テーマ：松本俊彦先生をお迎えして：「世界一やさしい依存症入門」ブックトーク
ゲスト：松本俊彦氏（精神科医、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所薬物依存研究部部長）
- 2月 1日 千葉刑務所参観
テーマ：「被害者の視点を取り入れた教育」についてヒアリング
コーディネーター：東本愛香氏（センター客員研究員、千葉大学特任講師）
- 2月 4日 治療的司法研究センター YouTube 公式チャンネル
「DAIGO 先生と学ぶ クレプトマニア入門」第1回公開
テーマ：あの伝説の裁判官も治療の重要性を指摘した！
ゲスト：木谷明氏（弁護士、元・裁判官）
ファシリテーター・聞き手：林大悟氏（弁護士、センター客員研究員）
<https://www.youtube.com/watch?v=MY9PIXMuIwY>
- 2月21日～28日 台湾出張（センター長）
23日：国立台北大学法律学院訪問、ワークショップ開催・講演
26日：国立政治大学法学院 許政賢院長 表敬訪問
謝如媛教授から台湾の薬物政策ならびに薬物事犯の処遇についてレクチャー、意見交換
- 2月27日 治療的司法研究センター YouTube 公式チャンネル
「DAIGO 先生と学ぶ クレプトマニア入門」第2回公開
テーマ：窃盗症の原因メカニズムは？
ゲスト：後藤幸織氏（京都大学大学院情報学研究科准教授）
ファシリテーター・聞き手：林大悟氏（弁護士、センター客員研究員）
- 3月 5日 治療的司法研究センター YouTube 公式チャンネル
「DAIGO 先生と学ぶ クレプトマニア入門」第3回公開
テーマ：クレプトマニアの治療法は？
ゲスト：後藤幸織氏（京都大学大学院情報学研究科准教授）
ファシリテーター・聞き手：林大悟氏（弁護士、センター客員研究員）
- 3月 6日 シンポジウム「意思能力の数値化と認知症」
場所：成城大学3号館3階小会議室（ハイブリッド）
山田剛志研究室・治療的司法研究センター 共催
- 3月 7日 中村正氏（立命館大学教授）による外部評価面談（オンライン）
- 3月 8日 仲真紀子氏（理化学研究所理事）による外部評価面談（対面）
- 3月9日～10日 三重ダルク及び志摩 LABO 訪問
- 3月 9日 第43回治療的司法研究会（訪問研究会）（ハイブリッド開催）

治療的司法研究センター 2024年活動記録

- 場所：志摩 LABO (<https://miedarc.com/labo/>)
テーマ：『アジール』をキーワードに、トークセッション！今の司法・矯正・社会を『アジール』という視点から問い直す
話題提供者：市川岳仁氏（三重ダルク代表）
中田雅久会員（弁護士）ほか
ファシリテーター・司会：菅原直美会員（弁護士、センター客員研究員）
- 3月11日 治療的司法研究センター YouTube 公式チャンネル
「DAIGO 先生と学ぶクレプトマニア入門」第4回公開
テーマ：司法精神科医に聞く！クレプトマニア
ゲスト：村松太郎氏（慶應義塾大学医学部精神神経科准教授）
ファシリテーター・聞き手：林大悟氏（弁護士、センター客員研究員）
- 3月15日 治療的司法ジャーナル第7号 公刊
- 3月26日 治療的司法研究センター YouTube 公式チャンネル
「DAIGO 先生と学ぶクレプトマニア入門」第5回公開
テーマ：クレプトマニアの責任能力をどう考える？
ゲスト：村松太郎氏（慶應義塾大学医学部精神神経科准教授）
ファシリテーター・聞き手：林大悟氏（弁護士、センター客員研究員）
- 7月 2日 治療的司法研究センター「外部評価報告・活動報告」公開
- 7月 8日 治療的司法研究センター YouTube 公式チャンネル
「DAIGO 先生と学ぶ クレプトマニア入門」第6回・第7回收録
- 8月 9日 治療的司法研究センターパンフレット改訂版発行
- 9月13日 第44回治療的司法研究会（ハイブリッド）
場所：東京大学本郷キャンパス
テーマ：刑事司法制度の限界を乗り越える～過剰なプロフェッショナリズムを考えて～
司会・ファシリテーター：丸山泰弘会員（立正大学）
企画趣旨：ディミトリ・ヴェノヴェルベッケ氏（東京大学）
登壇者：芝崎雄介氏（東京弁護士会）
戸井宏紀氏（東洋大学）
岡崎重人氏（川崎ダルク）
- 9月24日 治療的司法研究センター YouTube 公式チャンネル
「DAIGO 先生と学ぶ クレプトマニア入門」第6回・第7回公開
第6回テーマ：節約から万引きへ：クレプトマニア当事者が語る依存
第7回テーマ：当事者だからこそその支援・啓発活動
ゲスト：高橋悠氏（ASK 認定依存症予防教育アドバイザー・クレプトマニア当事者）
ファシリテーター・聞き手：林大悟氏（弁護士、センター客員研究員）
- 9月25日 センターの新しいパンフレットを法学系学部等設置大学及び
公認臨床心理師になるために必要な科目を開講する大学院に送付
- 10月14日 第45回治療的司法研究会・刑事立法研究会社会内処遇班合同研究会
場所：立正大学品川キャンパス
司会・ファシリテーター：丸山泰弘会員（立正大学）
テーマ：ドラッグ・コート裁判官交流会

治療的司法研究センター 2024年活動記録

- ゲスト: Brian MacKenzie 氏 (Justice Speakers Institute メンバー)
David J. Wallace 氏 (Justice Speakers Institute メンバー)
- 10月22日 授業「刑事政策」に菅原直美氏 (弁護士、センター客員研究員) が
ゲストスピーカーとして参加
テーマ: 治療的司法の実践とこれから - 新しいワインに相応しい新しいボトルを求めて
- 11月1日 丸山泰弘氏 (センター客員研究員、立正大学) が編著にかかわった書籍
『だから、ワタシは「罪に問われた人たち」と生きる。』(現代人文社) 刊行
- 11月26日 授業「刑事政策」に東京ダルクの方々をゲストスピーカーとしてお招き

センター長: 指宿信 (成城大学法学部教授)
2025年1月6日 記

治療的司法ジャーナル論文執筆要綱

1. 執筆者

①国内の大学（短期大学を含む）、大学院の常勤および非常勤の教員、②博士前期課程および博士後期課程の在学者、③大学に所属する常勤の研究職（ポスドク等）、④法曹有資格者、⑤治療・回復・支援に関する職にある者（医療関係者、NPO 職員、社会福祉関係者等）、⑥その他、編集委員会が適当と認めた者。

2. 執筆原稿の種類

未公開の①論説、②研究ノート（事例・症例報告を含む）、③判例研究、④翻訳、⑤講演録、⑥書評、⑦資料に限る。掲載順は、丸数字の順とする。但し、基調講演などを文字起こした⑤講演録については、この限りでない。多重投稿を禁ずる。

3. 原稿の文字制限等

- (1) 邦語に限る。
- (2) 脚注等を含め、上記①論説および④翻訳は 20,000 字程度、その他の原稿は 10,000 字を上限とする。
- (3) 字数制限については、執筆者の申し出により、編集委員会が例外を認めることができる。
- (4) 翻訳権の取得は、執筆者の責任において行うものとする。

4. 原稿の体裁

- (1) 原稿は、MS word に限る。A4 用紙に 40 文字×36 行を 1 頁とし、電子データを提出すること。
- (2) 原稿提出にあたっては、所定の応募用紙に、原稿の種類、氏名、題目（邦文および英文）、所属（所属機関および職位、所属大学院および学年・専攻等）、連絡先（電話番号、E-mail アドレス）を記入したうえで併せて提出すること。
- (3) 引用文献の表記について、編集委員会が編集段階で訂正・統一することがある。

5. 査読

- (1) 原稿の採否については、編集委員会において決定する。
- (2) 掲載にあたり、修正を要求する場合がある。要求に応じない場合は掲載しない。

6. 校正

校正は、原則として初校までとし、誤字脱字の訂正のみを行うものとする。ただし、大幅な変更、書き添え等を必要とする場合には、執筆者の申し出により、編集委員会がその可否を判断する。

7. 盗用・無断使用による責任

- (1) 執筆者は、執筆原稿が第三者である著作者の権利または他人の権利、もしくは名誉・プライバシー等を侵害していないことを確認し、所定の誓約書に署名のうえ、原稿とともに編集委員会に提出するものとする。
- (2) 執筆原稿により権利侵害等の法的紛争が生じ、当センターならびに第三者の権利を侵害した場合には、その一切の責任を執筆者が負うものとする。
- (3) 著作権違反の事実が確認された場合、当該原稿をジャーナルのコンテンツから削除する場合がある。

8. 発行回数

本誌は年2回、3月および9月に発行することを原則とする。

9. 締め切り

毎年6月末日、12月末日とする。

10. 提出先、問い合わせ先

成城大学治療的司法研究センターE-mail アドレス (rctj@seijo.ac.jp) 宛に送信すること。

11. 公開の許諾

成城大学治療的司法研究センターホームページ内で電子ジャーナルとして公開する。執筆者は、電子ジャーナルによる著作物の公開に同意したものとする。

12. その他

- (1) 本要綱中の「編集委員会」とは、成城大学治療的司法研究センター内に設置した治療的司法ジャーナル編集委員会をいう。
- (2) 治療的司法ジャーナルは、編集委員会が本要綱に基づいて編集・公刊する。
- (3) 本要綱は、編集委員会の議を経て、改定する場合がある。
- (4) 著作権に関し、本要綱にない事項については、著作権法に拠るものとする。
- (5) 原稿料は無料とする。
- (6) 抜刷りの著者贈呈は行わない。

治療的司法ジャーナル編集委員会

2017年12月31日

執筆者一覧

指宿 信 (成城大学法学部教授・センター長)
ローソン・キャロル (センター客員研究員・東京大学法学政治学研究科 教授)
長谷川堅司 (法テラス多摩法律事務所 弁護士)
菅原直美 (センター客員研究員・吉祥寺リネン法律事務所 弁護士)
丸山泰弘 (センター客員研究員・立正大学教授)
デビッド・ワレス (David Wallace) 氏 (米国ミシガン州検察官)
ブライアン・マッケンジー (Brian MacKenzie) 氏 (米国ミシガン州元裁判官)
勝又あずさ (成城大学キャリアセンター特任教授)

編集後記

2024年は大きなイベントはなく、巻頭言で記したようにセンターとして初めて外部評価を受けることになった。7年の歩みを振り返ると、センターの研究員諸氏のご活躍ご協力が最大の推進力であった。大学からの人件費と若干の活動経費はあるが、研究会やカンファレンス、YouTube等多くの方々のご協力ご高配がなければ到底なしえなかった。改めて感謝の念に堪えない。日本の大学でこのような刑事司法分野の専門的研究機関を擁するところは極めて限られる。大学が設置したものではない当センターは、まったくのボランティアに支えられており、ここまで維持できたことが奇跡のように思える。外部資金が滞ったため昨年は活動がきわめて地味なものになってしまったが、その存在価値は衰えるものではなく、引き続き活動を維持したいと考えている。各方面からのご理解ご支援を願う次第である。なお外部評価に当たっては報告書作成に関わりのセンターPD研究員の渡邊友美氏に甚大なご協力を頂いた。記して感謝したい。(MI)

2025年3月15日発行

治療的司法ジャーナル第8号

ISSN 2433-9229

編集・発行 治療的司法ジャーナル編集委員会
編集協力 大橋 鉄雄

〒157-8511
東京都世田谷区成城6-1-20
成城大学研究機構事務室内 治療的司法研究センター
*お問い合わせは、rctj@seijo.ac.jpまで

Contents

Therapeutic Jurisprudence Journal No.8

Foreword

Foreword to the eighth volume	Makoto IBUSUKI 1
-------------------------------	------------------------

Article

Rethinking approaches to the criminal culpability of victims who ‘strike back’ in the era of joint custody: insights from Australia	Carol LAWSON..... 3 Kenji HASEGAWA Naomi SUGAWARA (Translator) Akiko OHTANI
---	--

Note

Introduction of an article for the therapeutic justice and suspect interviewing	Makoto IBUSUKI25
---	------------------------

Meeting Record

Seminar Record: Treatment Court in the United States - 45th meeting of the Therapeutic Justice Research Group	Yasuhiro MARUYAMA30 David WALLACE & Brian MACKENZIE
---	--

Note

Film Screening of “Prison Circle” at Seijo University on January 11, 2025	Azusa KATSUMATA.....41
---	------------------------

Activity Report of the Center

Writing Guidelines	iv
Editor’s Note	vi